## 平成 27 年度における情報公開法の施行の状況について

(行政機関情報公開法)

(独立行政法人等情報公開法)

平成 29 年 3 月

総務省行政管理局 情報公開・個人情報保護推進室

# 目 次

平成 27 年度における行政機関及び独立行政法人等の情報公開法の 施行の状況について(概要)	1
平成 27 年度における行政機関情報公開法の施行の状況について	9
調査の目的	
対象機関	9
対象期間	10
調査の結果	10
1 開示請求の件数と処理の状況	
2 開示決定等の状況	
3 不服申立ての件数と処理の状況	
4 情報公開に関する訴訟の状況	22
5 手数料の減免	22
<資料>	
行政機関別内訳表(資料1)	25
事例表	43
(1) 主な開示請求の内容(資料2)	
(2) 開示決定等の期限関係(資料3~6)	
(3) 期限の特例規定適用事案関係(資料7)	
(4) 不服申立て事案の処理日数関係(資料8~11)	
(5) 情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料 12)	

<u> </u>	P成 27 年度における独立行政法人等情報公開法の施行の状況について 8	39
	調査の目的	89
	対象機関	89
	対象期間	90
	調査の結果 (	90
1	1 開示請求の件数と処理の状況 (	90
2	2 開示決定等の状況 (	92
3	3 異議申立ての件数と処理の状況 (	97
4	4 情報公開に関する訴訟の状況10	01
5	5 手数料の減免10	ე2
<資料>	>	
	独立行政法人等別内訳表(資料 1 )	05
	事例表1;	37
(1)	主な開示請求の内容(資料2)	
(2)	開示決定等の期限関係(資料 3 ~ 8)	
(3)	期限の特例規定適用事案関係(資料9)	
(4)	異議申立て事案の処理日数関係(資料 10~12)	
(5)	情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料 13)	

- (注) 1 本文及び表で用いた「0.0」は、その比率が表章単位に満たないものを示す。
  - 2 なお、各欄の構成比については、原則、合計 100%になるよう端数処理をしている。

平成 27 年度における行政機関及び独立行政法人等の 情報公開法の施行の状況について(概要)

## 平成27年度における行政機関及び独立行政法人等 の情報公開法の施行の状況について(概要)

平成13年4月に施行された行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)及び平成14年10月に施行された独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)において、総務省は、毎年度、それぞれの法の施行状況について取りまとめ、その概要を公表することとされています。

平成27年度におけるそれぞれの法の施行状況の概要(速報値)は、以下のとおりです。

## ≪調査対象≫

#### 〇 対象機関

- ・国の行政機関(45機関)
- ·独立行政法人等(203機関)

## 〇 対象期間

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの状況について、平成28年3月31日 現在で調査

#### 1 開示請求の件数

平成27年度に受け付けた開示請求の件数は、行政機関では111,415件、独立行政法 人等では7,287件となっている。

#### ○ 開示請求件数の推移



(注) 平成18年4月に高額納税者公示制度が廃止されたことに伴い、行政機関(国税庁) における開示請求件数が大幅に減少した。

## ○ 開示請求件数の機関別内訳

(単位:件)

行政機関	平成27年度	平成26年度
法務省	46, 984	41, 933
国土交通省	30, 618	30, 477
厚生労働省	10, 735	13, 009
人事院	5, 056	3, 892
防衛省	4, 463	3, 562
その他	13, 559	12,066
計	111, 415	104, 939

独立行政法人等	平成27年度	平成26年度
国民生活センター	1, 995	1,838
医薬品医療機器総合機構	1, 385	1, 562
鉄道建設・運輸施設整備 支援機構	685	564
日本年金機構	660	583
水資源機構	299	224
その他	2, 263	2, 533
計	7, 287	7, 304

## 2 開示決定等の件数

平成27年度には、行政機関では、100,271件の決定がされ、開示決定(全部を開示する決定及び一部を開示する決定)は97,094件(96.8%)、このうち、全部を開示する決定が38,090件(38.0%)、一部を開示する決定が59,004件(58.8%)となり、また、不開示決定は3,177件(3.2%)となっている。

独立行政法人等では、6,877件の決定がされ、開示決定は6,298件 (91.6%)、この うち、全部を開示する決定が3,163件(46.0%)、一部を開示する決定が3,135件(45.6%) となり、また、不開示決定は579件 (8.4%) となっている。

なお、不開示情報が記録された行政文書又は法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、行政機関の長又は独立行政法人等の裁量により開示された(公益裁量開示)例は、行政機関で1件であった。

また、開示決定されたものの、開示請求者から開示実施の申出がなかったものは、 行政機関では3,241件、独立行政法人等では244件となっている。

(単位:件、%)

							\ 1 I	11 \ 707
			開示決定等					
			開示決定			(開示決定	(開示決定	
						したもの	したもの	不開示
		計	小計	全部を開示	一部を開示	のうち)	のうち)	決定
			小町	主部を用か	一部を用か	公益裁量	開示実施	八足
						開示	の申出なし	
	平成27年度	100, 271	97, 094	38, 090	59,004	1	3, 241	3, 177
行政	平成21平及	(100)	(96. 8)	(38. 0)	(58.8)	(0.0)	(3. 2)	(3. 2)
機関	(参考)	97, 544	95, 186	37, 532	57, 654	1	3, 006	2, 358
	平成26年度	(100)	(97. 6)	(38.5)	(59. 1)	(0.0)	(3.1)	(2.4)
X由士/二	亚比97年帝	6, 877	6, 298	3, 163	3, 135	0	244	579
独立行	平成27年度	(100)	(91.6)	(46.0)	(45. 6)	(0.0)	(3. 5)	(8.4)
政法人 等	(参考)	7, 037	6, 361	3, 189	3, 172	0	170	676
<del>1</del>	平成26年度	(100)	(90.4)	(45. 3)	(45. 1)	(0.0)	(2.4)	(9.6)

#### ○ 開示決定の割合の推移



## 3 開示決定等の期限の遵守状況

開示決定等は、原則として、開示請求のあった日から30日以内にしなければならないとされており、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、その期限を30日以内に限り延長することができる。

また、開示請求の対象となる行政文書又は法人文書が著しく大量であるため、事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は、相当の期間内に開示決定等をすれば足りる(期限を開示請求者に通知)とする期限の特例が設けられている。

平成27年度にされた開示決定等の期限の遵守状況は以下のとおりであり、期限内に 決定がされたものの割合は、行政機関が99.9%、独立行政法人等が99.7%となってい る。

(単位:件、%)

		開示決定	延長手続		延長手続	を採った	期限の特		合	計
		等件数	かったも	の	もの		適用した	もの	Н	н
			期限内	期限を	期限内	期限を	期限内	期限を	期限内に	期限を超
			に決定	超過し	に決定	超過し	に決定	超過し	決定がさ	過したも
			がされ	たもの	がされ	たもの	がされ	たもの	れたもの	の
			たもの		たもの		たもの		(a+c+e)	
			(a)	(b)	(c)	(d)	(e)	(f)		(b+d+f)
行政	进 人 20 7 年	100, 271	90, 643	8	6, 985	0	2,627	8	100, 255	16
機関	平成27年度	(100)	(90.4)	(0.0)	(7.0)	(0.0)	(2.6)	(0.0)	(99.9)	(0.1)
	(参考)	97, 544	88, 298	34	6, 307	5	2, 898	2	97, 503	41
	平成26年度	(100)	(90.5)	(0.1)	(6.4)	(0.0)	(3.0)	(0.0)	(99.9)	(0.1)
独立行		6, 877	5, 036	9	789	11	1,028	4	6, 853	24
政法人	平成27年度	(100)	(73. 2)	(0.1)	(11. 5)	(0.1)	(15. 0)	(0.1)	(99. 7)	(0.3)
等	(参考)	7, 037	4, 945	9	1,072	3	998	10	7, 015	22
	平成26年度	(100)	(70. 2)	(0.1)	(15. 2)	(0.1)	(14. 2)	(0.1)	(99.7)	(0.3)

## ○ 期限を超過したもの(行政機関別内訳)

(単位:件)

	30日以内に開示決定等がされなかったもの	延長した期限までに 開示決定等がされな かったもの	特例規定を適用して 通知した期限までに 開示決定等がされな かったもの
内閣府	2	0	3
法務省	3	0	0
外務省	0	0	5
文部科学省	1	0	0
厚生労働省	2	0	0
計	8	0	8

## ○ 期限を超過したもの(独立行政法人等別内訳)

(単位:件)

	30日以内に開示決 定等がされなかっ たもの	延長した期限までに 開示決定等がされな かったもの	特例規定を適用して 通知した期限までに 開示決定等がされな かったもの
医薬品医療機器総合機構	4	0	0
国立長寿医療研究センター	1	1	0
日本スポーツ振興センター	4	2	3
東北大学	0	8	0
京都大学	0	0	1
計	9	11	4

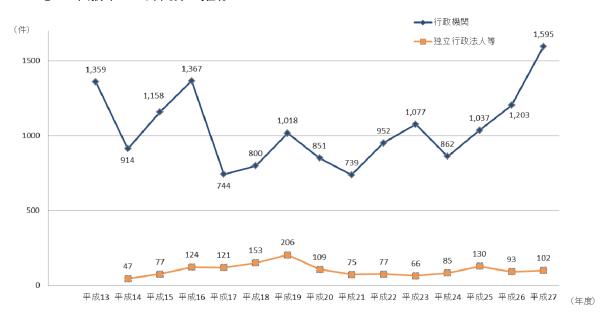
#### 4 不服申立て

#### (1) 不服申立て件数

開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号) に基づき、行政機関の長に対し、審査請求又は異議申立てをすることができる。また、独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる(※)。

平成27年度にされた不服申立ての件数は、行政機関では1,595件、独立行政法人等で102件となっている。

#### ○ 不服申立て件数の推移



※ 平成28年度以降は、改正された行政不服審査法(平成26年法律第68号。平成28年4月1日施行)に基づき審査請求をすることができる。

#### (2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている。

### ① 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月に各府省申合せを行い、不服申立て後の審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については30日以内に行い、その他の事案についても、特段の事情のない限り90日以内に行うこととした。

平成27年度に審査会に諮問した事案について、不服申立てを受けてから審査会 に諮問するまでの期間は以下のとおりである。

(単位:件、%)

	計	30日以内	30日超 90日以内	90日超
行政機関	894	74	626	194
	(100)	( 8. 3)	(70. 0)	(21. 7)
(参考)	852	79	509	264
平成26年度	(100)	( 9. 3)	(59. 7)	(31. 0)
独立行政法人等	83 (100)	29 (34. 9)	37 (44. 6)	17 (20. 5)
(参考)	83	31	48	4
平成26年度	(100)	(37. 4)	(57. 8)	(4.8)

## ○ 90日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
内閣官房	18
法務省	3
外務省	24
文部科学省	4
資源エネルギー庁	1
特許庁	27
国土交通省	69
防衛省	48
計	194

独立行政法人等	件数
国立精神・神経医療研 究センター	1
日本年金機構	7
東北大学	6
岡山大学	1
広島大学	2
計	17

## ② 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

上記①で示した各府省申合せにおいては、答申後の裁決・決定についても、原 処分を妥当とする答申などにあっては30日以内に行い、その他の事案についても、 特段の事情のない限り60日以内に行うこととした。

審査会の答申を受けて平成27年度に裁決・決定をした事案について、答申を受けてから裁決・決定するまでの期間は以下のとおりである。

(単位:件、%)

	計 30日以内		30日超 60日以内	60日超	
行政機関	922 (100)	530 (57. 5)	350 (38. 0)	42 (4. 5)	
(参考)	635	378	221	36	
平成26年度	(100)	(59.5)	(34. 8)	(5.7)	
独立行政法人等	90	60	24	6	
<u> </u>	(100)	(66. 6)	(26.7)	(6.7)	
(参考)	94	46	23	25	
平成26年度	(100)	(48.9)	(24.5)	(26.6)	

#### ○ 60日超事案の機関別内訳

行政機関	件数
内閣府	5
総務省	1
法務省	10
外務省	16
厚生労働省	2
農林水産省	1
経済産業省	1
国土交通省	6
計	42

独立行政法人等	件数
医薬品医療機器総合機構	1
工業所有権情報・研修館	1
日本年金機構	2
東北大学	2
計	6

## ③ 不服申立ての内容が認められたもの等の状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長及び独立行政法人等は、原則として、審査会に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされており、不服申立ての内容が認められたもの(認容)、一部が認められたもの(一部認容)、認められなかったもの(却下・棄却)の件数及び割合は、それぞれ以下のとおりである。

(単位:件、%)

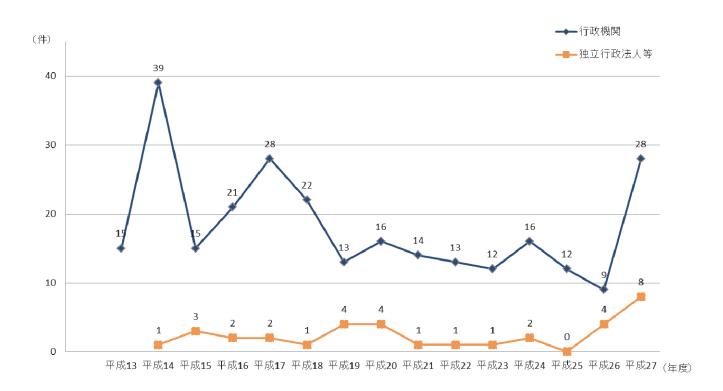
	裁決・決定の 件数	認容	一部認容	却下 • 棄却	その他 ( <b>※</b> )
行政機関	1, 418	90	195	1, 071	62
	(100)	(6. 3)	(13. 8)	(75. 5)	(4. 4)
(参考)	1, 306	41	177	1,069	19
平成26年度	(100)	(3. 1)	(13. 5)	(81.9)	(1. 5)
独立行政法人等	103	10	28	63	2
	(100)	(9. 7)	(27. 2)	(61. 2)	(1. 9)
(参考)	127	35	23	67	2
平成26年度	(100)	(27. 6)	(18. 1)	(52. 7)	(1. 6)

<sup>※</sup> 不作為の不服申立てに対する裁決・決定や、原処分庁が原処分を取り消し又は変更して申立ての内容を事実上認容しているもの(申立ての利益が消滅したため却下)など。

## 5 訴訟

平成27年度に新たに地方裁判所に提起された開示決定等の取消し等を求める訴訟の件数は、行政機関では28件、独立行政法人等では8件となっている。

## ○ 訴訟 (新規提訴) 件数の推移



平成27年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

## 平成27年度における行政機関情報公開法の施行の状況について

#### 調査の目的

この調査は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「法」という。)第23条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

#### 対象機関

法第2条第1項各号に規定する行政機関のすべて(45機関)

第1号 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関(5機関)

内閣官房、内閣法制局、国家安全保障会議、高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部、都市再生本部、構造改革特別区域推進本部、知的財産戦略本部、地球温暖化対策推進本部、地域再生本部、郵政民営化推進本部、中心市街地活性化本部、道州制特別区域推進本部、総合海洋政策本部、宇宙開発戦略本部、総合特別区域推進本部、原子力防災会議、国土強靭化推進本部、社会保障制度改革推進本部、健康・医療戦略推進本部、社会保障制度改革推進会議、水循環政策本部、まち・ひと・しごと創生本部、サイバーセキュリティ戦略本部、東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部、人事院及び復興庁

- (注) 下線を付した各機関については、事務処理の実態を踏まえ、本調査結果では、内閣官房の内数と して整理。
- 第2号 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち第4号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、当該政令で定める機関を除く。)(7機関) 内閣府、宮内庁、公正取引委員会、国家公安委員会、金融庁、消費者庁及び個人情報保護委員会
- 第3号 国家行政組織法第3条第2項に規定する機関(第5号の政令で定める機関が置かれる機関にあっては、 当該政令で定める機関を除く。)(30機関)

総務省、公害等調整委員会、消防庁、法務省、公安審査委員会、公安調査庁、外務省、財務省、国税庁、 文部科学省、文化庁、スポーツ庁、厚生労働省、中央労働委員会、農林水産省、林野庁、水産庁、経済産 業省、資源エネルギー庁、特許庁、中小企業庁、国土交通省、運輸安全委員会、観光庁、気象庁、海上保 安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省及び防衛装備庁

- 第4号 内閣府設置法第39条及び第55条並びに宮内庁法第16条第2項の機関並びに内閣府設置法第40条及び 第56条(宮内庁法第18条第1項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの(1 機関)
  - < 国家公安委員会に置かれる特別の機関 >

#### 警察庁

- 第5号 国家行政組織法第8条の2の施設等機関及び同法第8条の3の特別の機関で、政令で定めるもの(1機 関)
  - <法務省に置かれる特別の機関>

検察庁

- 第6号 会計検査院
- (注) 1 東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会推進本部は、平成27年6月25日設置。
  - 2 平成27年度以降の行政機関の組織改編については、本文末の別表参照。

\*

## 対象期間

平成27年4月1日から28年3月31日までの状況について、28年3月31日現在で調査 (本文中で引用している法令及び条項は平成28年3月31日時点のものである。)

#### 調査の結果

- 1 開示請求の件数と処理の状況
  - (1) 開示請求の件数
    - ア 平成27年度に各行政機関に対して行われた開示請求は、表 1 のとおり111,415件であり、26 年度に比べて6,500件程度増加している。

開示請求は、本省庁のほか、権限が委任された地方支分部局、施設等機関等でも受け付けられており、91,686件(82.3%)が本省庁以外での受付となっている。

表 1 開示請求の件数

(単位:件、%)

				( 1 = 111 117
ľ		開示請求の件数		
		用小明水の汁数	本省庁	その他
I	平成27年度	111,415	19,729	91,686
ı	(比率)	(100)	(17.7)	(82.3)
I	平成26年度	104,939	17,447	87,492
ı	(比率)	(100)	(16.6)	(83.4)

- (注) 「本省庁」は、本省庁の窓口で受け付けられたもの、「その他」は、 地方支分部局、施設等機関等の窓口で受け付けられたものをいう。
- イ 開示請求の態様をみると、表 2 のとおり、窓口に来所したものが33,685件(30.2%) 郵送によるものが70,661件(63.4%) オンラインによるものが7,069件(6.4%)となっている。

表 2 開示請求の態様別件数

(単位:件、%)

				(1211(11)
	来所	郵送	オンライン	計
平成27年度	33,685	70,661	7,069	111,415
(比率)	(30.2)	(63.4)	(6.4)	(100)
平成26年度	30,859	67,689	6,391	104,939
(比率)	(29.4)	(64.5)	(6.1)	(100)

ウ 主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5機関の状況をみると表3のとおりとなっている。

表3 開示請求件数が多い上位5機関の件数及び主な内容

(単位:件)

行政機関名	開示請求件数	主な開示請求の内容
法 務 省	46,984	不動産登記の受付状況に関する文書 (不動産登記受付帳)(約36,242)
国土交通省	30,618	直轄工事における設計図書の開示を求めるもの(約20,000)
厚生労働省	10,735	医薬品・医療機器の承認関係に関する文書 (約4,100)
人 事 院	5,056	国家公務員の採用試験関係(約5,027)
防衛省	4,463	基地周辺事業に関する文書(約500)

(注)各行政機関の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

#### (2) 処理の状況

平成27年度において各行政機関の長(法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を含む。以下同じ。)が処理すべき事案は、表4のとおり、27年度に新たに受け付けた111,415件、前年度から持ち越した6,097件及び他機関から事案の移送を受けた101件の計117,613件となっている。

この117,613件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが106,943件(90.9%) 途中で請求が取り下げられたものが3,243件(2.8%)、事案の全部を他の機関に移送したものが100件(0.1%)となっている。また、7,327件(6.2%)については、平成28年度に処理が持ち越されている。

(注) 行政機関の長への事案の移送は、法第12条の規定に基づき他の行政機関の長から行われる場合と、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「独立行政法人等情報公開法」という。)第13条の規定に基づき独立行政法人等(独立行政法人等情報公開法第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた行政機関の長において開示決定等をしなければならないこととされている。

同様に、行政機関の長から他の機関(他の行政機関の長又は独立行政法人等をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第12条の規定に基づき他の行政機関の長に対して行われる場合と、法第12条の2の規定に基づき独立行政法人等に対して行われる場合とがある。

表 4 開示請求事案の処理状況

(単位:件、%)

		処理すべ	き事案		事案の処理状況			
	新規受付 事案	前年度から の持ち越し 事案	他機関から 移送を受け た事案	計	開示決定等 がされた事 案	取下げ事案	他機関に全 部を移送し た事案	処理中事案 (次年度に 持ち越し)
平成27年度 (比率)	111,415	6,097	101	117,613 (100)	106,943 (90.9)	3,243 (2.8)	100 (0.1)	7,327 (6.2)
平成26年度 (比率)	104,939	5,506	132	110,577 (100)	101,438 (91.7)	3,049 (2.8)	110 (0.1)	5,980 (5.4)

(注) 1 本表は、行政機関の長が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について調査日現在(平成28年3月31日。以下同じ。)の処理状況を示している。

1件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。

- 2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、 その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしよ うとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。
- 3 「全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等をする必要がなくなったものをいう。

他の行政機関の長に移送されたものは、当該移送を受けた行政機関の長において「他機関から移送を受けた事案」に計上され、独立行政法人等に移送されたものは、独立行政法人等情報公開法の施行状況調査において当該移送を受けた独立行政法人等の「他機関から移送を受けた事案」に計上されている。

- 4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた事案」と「他機関に全部を移送した事案」とは必ずしも一致しない。
- 5 平成26年度に開示請求がされた段階では1件としていた事案を27年度に入ってから補正により複数の事案に 分割した場合等があるため、27年度の「前年度からの持ち越し事案」と26年度の「処理中事案(次年度に持ち 越し)」の件数は必ずしも一致しない。

#### 2 開示決定等の状況

#### (1) 開示決定等の件数

平成27年度には、表5のとおり、100,271件の決定がされ、開示決定(全部を開示する決定及 び一部を開示する決定)は97,094件(96.8%)、このうち、開示請求に係る行政文書について全 部を開示する決定がされたものが38,090件(38.0%)、一部を開示する決定がされたものが 59,004件(58.8%) 不開示の決定がされたものが3,177件(3.2%)となっている。

なお、開示決定がされたものの中には、不開示情報が記録された行政文書ではあるが、公益 上特に必要があるとして、行政機関の長の裁量により開示されたもの (法第7条に基づく公益 裁量開示)が1件含まれている。

また、開示決定されたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、3,241 件(3.2%)となっている。

開示決定等 開示決定 (開示決定した (開示決定した 不開示決定 もののうち) もののうち) 公益裁量開示 計 全部を開示 一部を開示 開示実施の 小計 申出なし 平成27年度 100.271 97.094 38.090 59.004 1 3,241 3,177 (96.8)(0.0)(比率) (100)(38.0)(58.8)(3.2)(3.2)平成26年度 97,544 95,186 37,532 57,654 1 3,006 2,358 (比率) (100)(97.6)(38.5)(0.0)(3.1)(2.4)(59.1)

表 5 開示決定等の件数

(単位:件、%)

(注) 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割 して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知している ものがあることから、表5の「開示決定等」と表4の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

#### (2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 行政機関の長は、開示請求があったときは、 開示請求があった日から30日以内に開示決 定等をしなければならない(法第10条第1項)が、 事務処理上の困難その他正当な理由が あるときは、30日以内に限り延長することができることとされている(同条第2項)。

開示請求に係る行政文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日 以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるお それがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に行政文書の「相当の部分」 につき開示決定等をし、残りの行政文書については「相当の期間」内に開示決定等をすれば 足りることとされている(法第11条)。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知 することとされている。

平成27年度において開示決定等がされた100,271件についてみると、表6のとおり、延長手 続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが90,643件(90.4%) 期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが6,985件(7.0%) 期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが2,627件 (2.6%)となっている。

なお、期限までに開示決定等がされなかったものは、延長手続を採ることなく開示請求が

あった日から30日を過ぎて決定されたものが8件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものが8件の計16件(0.1%)となっている。

また、調査日現在、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは、延長手続が採られることなく開示請求があった日から30日が過ぎているものが6件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎているものが1件の計7件みられる。

これらを行政機関別にみると、期限までに開示決定等がされなかったものは表7、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは表8のとおりである。

期限までに開示決定等がされなかった理由について、関係行政機関では、開示決定等期限日の判断を誤ってしまったこと、請求に係る文書が大量であり開示・不開示の判断に時間を要したこと等を挙げている。

表 6 期限の延長、遵守の状況

(単位:件、%)

	開示決定延長手続を採らなか等件数ったもの		らなか 延長手続を採った もの		期限の特別の制造の場合		合	計	
		期限内 に決定 がされ	期限を 超過し たもの	期限内 に決定 がされ	期限を 超過し たもの	期限内 に決定 がされ	期限を 超過し たもの	期限内に 決定がさ れたもの	期限を 超過し たもの
		たもの (a)	(b)	たもの ( c )	(d)	たもの (e)	(f)	(a+c+e)	(b+d+f)
平成27年度 (比率)	100,271 (100)	90,643 (90.4)	8 (0.0)	6,985 (7.0)	0 (0.0)	2,627 (2.6)	8 (0.0)	100,255 (99.9)	16 (0.1)
平成26年度 (比率)	97,544 (100)	88,298 (90.5)	34 (0.1)	6,307 (6.4)	5 (0.0)	2,898 (3.0)	2 (0.0)	97,503 (99.9)	41 (0.1)

表 7 期限までに開示決定等がされなかったものの行政機関別内訳

延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等されなかったもの

(単位:件)

4二.T.h.+纵目目 4フ	/ <del>/</del> */-	期限を超過した日数				
行政機関名	件数	7日以内	30日以内	30日超		
内 閣 府	2	1	1	0		
法 務 省	3	0	3	0		
文部科学省	1	0	0	1		
厚生労働省 2		1	1	0		
計	8	2	5	1		

(注)各事案の概要については、資料3を参照。

期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの

(単位:件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数				
	ITXX	7日以内	30日以内	30日超		
内 閣 府	3	0	0	3		
外 務 省	ト務省 5		1	0		
計	計 8		1	3		

(注)各事案の概要については、資料4を参照。

表8 調査日現在、処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの行政機関別内訳

延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの

(単位:件)

行政機関名	件数	期限を超過した日数				
	ITXX	7日以内	30日以内	30日超		
文部科学省	1	0	0	1		
文 化 庁	文 化 庁 5		0	5		
計	6	0	0	6		

(注)事案の概要については、資料5を参照。

期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの

(単位:件)

/二工ケ七級月月 <i>イ</i> フ	<b>化</b> 土米/ <sub>1</sub>		期限を超過した日数	
行政機関名	午釵	7日以内	30日以内	30日超
内 閣 府	1	0	0	1

(注)事案の概要については、資料6を参照。

イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった 日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表9のとおりである。1年を超 えているものが146件(5.5%)あり、平成26年度に比べてその件数は減少している。

なお、1年を超えて開示決定等がされた理由について、関係行政機関では、請求に係る文書が大量であり開示・不開示の判断に時間を要したこと、同時期に開示請求が重なっており業務多忙であったこと等を挙げている。

(注)1年超を要したもの146件の概要については、資料7を参照。

表 9 期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位:件、%)

		開示決定等	処理日数								
	件数	60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1 年以内	1 年超					
平月	成27年度	2,635	985	295	856	353	146				
(	(比率)	(100)	(37.4)	(11.2)	(32.5)	(13.4)	(5.5)				
Σ	平成26年度	2,900	932	315	948	554	151				
	(比率)	(100)	(32.1)	(10.9)	(32.7)	(19.1)	(5.2)				

(注) 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる行政文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

#### (3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、表10のとおり、開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否(開示請求に係る行政文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを明らかにせず拒否処分をすること)によるものなどがある。

表10 不開示理由の内訳

(単位:件、%)

	不開示の決定と一		理由	の内訳	
	部を開示する決定 の件数	不開示情報に該当	行政文書不存在	存否応答拒否	その他
平成27年度	62,181	59,414	3,115	313	226
(比率)	(100)	(95.6)	(5.0)	(0.5)	(0.4)
平成26年度	60,012	57,769	2,427	198	287
(比率)	(100)	(96.3)	(4.0)	(0.3)	(0.5)

- (注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。
  - 2 「その他」は、形式上の不備又は権利の濫用を理由とするものである。
  - イ 不開示情報に該当することを理由とするもの59,141件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表11のとおり、個人に関する情報(第1号)に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報(第2号)に該当するもの、事務又は事業に関する情報(第6号)に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの313件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報(第1号)に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報(第2号)に該当するもの、事務又は事業に関する情報(第6号)に該当するものの順になっている。

表11 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位:件、%)

	不開示情報の区分		当(比率)	存否応答拒	否(比率)
小用小目報の区力		59,414	(100)	313	(100)
	第1号 個人に関する情報	49,589	(83.5)	224	(71.6)
	第2号 法人等に関する情報	43,809	(73.7)	134	(42.8)
内訳	第3号 国の安全等に関する情報	1,153	(1.9)	8	(2.6)
八四八	第4号 公共の安全等に関する情報	5,545	(9.1)	13	(4.2)
	第5号 審議、検討等に関する情報	545	(9.3)	9	(2.9)
	第6号 事務又は事業に関する情報	5,562	(9.4)	55	(17.6)

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。

ウ その他の理由とするもの(開示請求に係る行政文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る行政文書の不存在によるもの、存否応答拒否によるもの以外)226件についてみると、表12のとおり、開示請求に係る対象文書の特定が不十分、開示請求手数料の未納、開示請求書に必要な記載事項が未記載である等、すべてが開示請求の形式上の不備を理由とするものであった。

表12 その他を理由とするものの内訳

(単位:件、%)

							<del></del>					
		その他										
			形式上の不備									
			必要記載事	開示請求手	対象文書の	その他	開示請求権の 濫用					
			項未記載	数料未納	特定不十分	ての他	温用					
平成27年度	226	226	4	47	193	0	0					
(比率)	(100)	(100)	(1.8)	(20.8)	(85.4)	(0)	(0)					
平成26年度	287	287	6	65	221	6	0					
(比率)	(100)	(100)	(2.1)	(22.6)	(77.0)	(2.1)	(0)					

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。

#### 3 不服申立ての件数と処理の状況

#### (1) 不服申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、 行政機関の長(法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた行政機関の職員を除く。)に対 し、審査請求又は異議申立てをすることができる。

平成27年度には、表13のとおり、1,595件の不服申立てが行われている。

表13 不服申立ての件数

(単位:件)

	不服申立ての件数						
	審査請求 異議申立て						
平成27年度	1,595	315	1,280				
平成26年度	1,203	297	906				

- イ 不服申立ての理由をみると、表14のとおり、不開示情報に該当することを理由として不開示の決定(一部を開示する決定における不開示部分を含む。)を受けた開示請求者からの不服申立てが最も多く、528件となっている。
  - 一方、開示決定に対しても、開示されることとなる行政文書に自己に関連する情報が記載されている第三者からの不服申立てが6件みられるほか、開示決定を受けた開示請求者からの行政文書の特定に不服があるとするものも372件みられる。また、不作為に対する不服も451件みられる。

表14 不服申立ての理由

(単位:件)

			( +	<u>- 四・1十)</u>
	開示請求者からの不服申立て		第三者からの不服申立て	計
不開示の決	不開示情報に該当することを理由とする不開示決 定に対する不服	528		
定(一部を開 示する決定 の不開示部	行政文書の不存在を理由とする不開示決定に対す る不服	265		888
分を含む。) に対する不	存否応答拒否による不開示決定に対する不服	63		
服申立て	形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決 定に対する不服	32		
開示決定に 対する不服 申立て	行政文書の特定に対する不服(開示決定をされた 行政文書以外にも開示請求対象文書があるはずであ る、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異 なるなど)	372	自己に関連する情報が 記録された行政文書が開 示されることとなる決定 に対する不服	378
その他の不	不作為に対する不服	451		
服申立て	事案の移送、期限の延長に関する不服	7		779
	決定内容に関わりのない事項に対する不服等	321		
計	2	,039	6	2,045

(注) 1件の不服申立てにおいて複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表13の 不服申立ての件数の計とは一致しない。

#### (2) 不服申立ての処理状況

開示決定等について不服申立てを受けた行政機関の長は、原則として、情報公開・個人情報 保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した上で、裁決又は決定をすることとされている (法第18条)。

(注) 会計検査院を除く行政機関の長は、内閣府情報公開・個人情報保護審査会(平成28年度からは総務省情報公開・個人情報保護審査会) 会計検査院の長は会計検査院情報公開・個人情報保護審査会に諮問することとされている。

平成27年度において行政機関の長が処理すべき不服申立て事案は、同年度に新たに申し立て られた1,595件及び26年度から持ち越された1,294件の計2,889件となっている。

この2,889件について、その処理状況をみると、表15のとおり、裁決・決定等が行われ処理済みとなっているものが1,418件(49.1%) 取下げ40件(1.4%) 審査会に諮問中を含め平成28年度に処理を持ち越しているものが1,431件(49.5%)となっている。

表15 不服申立ての件数と処理状況

(単位:件、%)

	処理すべき件数	新規 申立て 件数	前年度からの持ち 越し件数	処理済	取下げ	処理中 (次年 度に持 ち越し)	処理方針、 審査会への 諮問準備中 等	審査会に諮問中	審査会の受 け、決・ 決・ 準備中
平成27年度 (比率)	2,889 (100)	1,595	1,294	1,418 (49.1)	40 (1.4)	1,431 (49.5)	525 (18.1)	690 (23.9)	216 (7.5)
平成26年度 (比率)	2,658 (100)	1,203	1,455	1,306 (49.1)	53 (2.0)	1,299 (48.9)	347 (13.1)	804 (30.2)	148 (5.6)

(注) 「処理方針、審査会への諮問準備中等」には、不適法な不服申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案に

ついて、裁決・決定の準備をしているものを含む。

#### (3) 裁決・決定等の状況

ア 平成27年度に処理済みとされた1,418件についてみると、表16のとおり、審査会に諮問し、 答申を受けて裁決・決定を行ったものが922件、審査会に諮問しないで裁決・決定等を行った もの(不服申立てが不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの)が496件と なっている。

裁決・決定等の内訳をみると、不服申立てに理由がないとして棄却したものが656件(46.3%)、不服申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの(申立ての認容又は一部認容)が計285件(20.0%)、不服申立てが不適法であるとして却下したものが415件(29.3%)となっている。

なお、平成27年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた行政機関の長が、答申の内容と 異なる内容の裁決・決定等を行ったものが1件あった。

表16 不服申立てに対する裁決・決定等の状況

(単位:件、%)

申立て 棄却	申立て 認容	申立て 一部認容	却下	その他	計
-	20	-	415	61	496
656	70	195		1	922
656	90	195	415	62	1,418 (100)
	· 棄却 - 656	棄却     認容       -     20       656     70       656     90	棄却     認容     一部認容       -     20     -       656     70     195       656     90     195	棄却     認容     一部認容       -     20     -     415       656     70     195     -       656     90     195     415	乗却     認容     一部認容     却下     その他       -     20     -     415     61       656     70     195     -     1       656     90     195     415     62

(注)「その他」は、不作為に対する不服申立て等である。

イ 不服申立てを受けてから裁決・決定等をするまでの期間をみると、表 17 のとおり、2 年を超える期間を要したものが 157 件 (11.1%) となっている。

表17 不服申立てを受けてから裁決・決定等をするまでの期間

(単位:件、%)

	裁決・決定 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9 か月超 1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超
平成27年度	1,418	427	101	178	156	399	157
(比率)	(100)	(30.1)	(7.1)	(12.6)	(11.0)	(28.1)	(11.1)
平成26年度	1,306	196	172	137	175	454	172
(比率)	(100)	(15.0)	(13.2)	(10.5)	(13.4)	(34.7)	(13.2)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的とし、 不服申立て事案はできる限り速やかに処理されることが求められている。

このため、行政機関における不服申立て事案の事務処理の迅速化を図るため、平成17年8月3日に各府省申合せを行った。これにより、審査会への諮問については、改めて調査・検討等を行う必要がないような事案については不服申立てを受けてから30日以内、その他の事案についても特段の事情のない限り90日以内に行い、また、答申後の裁決・決定等については、原処分を妥当とする答申などにあっては30日以内、その他の事案についても特段の事情

のない限り60日以内に行うこととした。

不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表18のとおり、90日を超えているものが194件(21.7%)となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としているもの525件をみると、不服申立てを受けてから既に90日を経過しているものが171件(32.6%)となっている。

表18 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位:件、%)

	<u>}</u>	当該年度に審	査会に諮問した	:件数	処理方	針の検討中、	審査会への諮問	問準備中等
		不服申立てを受けてから審査会に諮問 するまでの日数				不服申立る	てを受けてから	の経過日数
		30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超
平成27年度 (比率)	894 (100)	74 ( 8.3)	626 (70.0)	194 (21.7)	525 (100)	209 (39.8)	145 (27.6)	171 (32.6)
平成26年度 (比率)	852 (100)	79 ( 9.3)	509 (59.7)	264 (31.0)	347 (100)	39 (11.2)	136 (39.2)	172 (49.6)

不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した194件及び調査日現在、 審査会への諮問の準備中等で、不服申立てを受けてから既に90日を経過している171件を、行 政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表18- 不服申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位:件)

					(羊位・圧)
行政機関名	諮問件数		日数	区分	
1 ] 以1成(天) 口	ᄪᄓᄓᅚᅏ	91 ~ 100	101 ~ 180	181 ~ 365	366 ~
内 閣 官 房	18	0	7	10	1
法 務 省	3	1	2	0	0
外 務 省	24	1	9	11	3
文部科学省	4	4	0	0	0
資源エネルギー庁	1	0	0	0	1
特 許 庁	27	0	4	23	0
国土交通省	69	4	3	14	48
防衛省	48	5	19	15	9
計	194	15	44	73	62

(注)各事案の概要については、資料8を参照。

表18- 調査日現在、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、 不服申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの

(単位:件)

行政機関名	諮問準備中等		日数区分				
1 ] 以(成) 第1百	件数	91 ~ 100	101 ~ 180	181 ~ 365	366 ~		
内閣官房	8	0	1	6	1		
外 務 省	96	0	1	6	89		
特 許 庁	10	0	1	5	4		
国土交通省	33	1	4	8	20		
原子力規制委員会	1	0	0	0	1		
防衛省	23	0	9	8	6		
計	171	1	16	33	121		

(注)各事案の概要については、資料9を参照。

これらの理由について、関係行政機関では、不服申立て案件の処理担当課の所管業務が著しく多忙であったこと、関係部署との意見調整に時間を要したこと等を挙げている。

エ 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間をみると、表19のとおり、60日を 超えているものが42件(4.5%)となっている。

また、調査日現在、審査会に諮問して裁決・決定の準備中の216件をみると、答申を受けてから既に60日を経過しているものが69件(31.9%)となっている。

表19 審査会の答申を受けてから裁決・決定をするまでの期間

(単位:件、%)

	審査会	会の答申を受け	て裁決・決定を行	<sub>プ</sub> ったもの	審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中			
			会の答申を受けて 決・決定までのE			審査会の答明	申を受けてから	の経過日数
		30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超
平成27年度 (比率)	922 (100)	530 (57.5)	350 (38.0)	42 (4.5)	216 (100)	123 (56.9)	24 (11.2)	69 (31.9)
平成26年度 (比率)	635 (100)	378 (59.5)	221 (34.8)	36 (5.7)	148 (100)	62 (41.9)	15 (10.1)	71 (48.0)

審査会の答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要した事案42件及び調査日現在、裁決・決定の準備中で、既に審査会の答申を受けてから60日を経過している69件を行政機関別にみると、以下のとおりとなっている。

表19- 審査会の答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要したもの

(単位:件)

行政機関名	裁決・決定		日数	区分				
「」以が成まって	件数	61 ~ 70	71 ~ 90	91 ~ 180	181 ~			
内 閣 府	5	0	5	0	0			
総 務 省	1	0	0	1	0			
法 務 省	10	0	5	5	0			
外 務 省	16	1	0	3	12			
厚生労働省	2	1	0	0	1			
農林水産省	1	0	0	1	0			
経済産業省	1	0	0	0	1			
国土交通省	6	1	3	0	2			
計	42	3	13	10	16			

(注)各事案の概要については、資料10を参照。

表19- 調査日現在、裁決・決定の準備中としている事案のうち、 審査会の答申を受けてから既に60日超を経過しているもの

(単位:件)

	#: 油豆维供由	は決・決定準備中 日数区分				
行政機関名	代数	61 ~ 70	71 ~ 90	91 ~ 180	181 ~	
外 務 省	59	0	0	2	57	
国土交通省	7	0	0	1	6	
防衛省	3	0	0	2	1	
計	69	0	0	5	64	

(注)各事案の概要については、資料11を参照。

これらの理由について、関係行政機関では、不服申立て案件の処理担当課の所管業務が著 しく多忙であったこと、処理するに当たり慎重な検討を要したこと等を挙げている。

#### (4) 審査会における審査状況

審査会では、表20のとおり、平成27年度に新たに諮問を受けた827件及び26年度からの持ち越し事案733件の計1,560件から、途中で取り下げられた37件を除いた計1,523件の諮問事案に対し、935件の答申を行っている。この935件の答申を内容別にみると、諮問庁(審査会に諮問した行政機関の長)の開示・不開示の判断を妥当としたものが711件(76.1%)、一部妥当でないとしたものが164件(17.5%)、妥当でないとしたものが60件(6.4%)となっている。

表20 審査会における審査状況

(単位:件、%)

									( — 1:	<i>I</i> . 1 <del>1 、</del> % <i>)</i>
							答申類型			
	審査会	新規 諮問 件数	前年度か らの持ち 越し件数	計	答申件数	諮問庁の 判断は妥 当である としたも の	諮問庁の 判断 当 び い と し たもの	諮問庁の 判断は妥 当でない としたも の	取下げ 件数	次年度に 持ち越し た件数
	内閣府	827	729	1,556	931	708	163	60	37	588
平 成	会計検査院	0	4	4	4	3	1	0	0	0
27年度	計	827	733	1,560	935	711	164	60	37	588
	(比率)				(100)	(76.1)	(17.5)	(6.4)		
	内閣府	824	535	1,359	598	421	135	42	32	729
平 成	会計検査院	3	6	9	5	2	3	0	0	4
26年度	計	827	541	1,368	603	423	138	42	32	733
	(比率)				(100)	(70.1)	(22.9)	(7.0)		

- (注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があり、表15の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表18の「当該年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。
  - 2 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

#### 4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表21のとおり、平成27年度に新たに28件が地方裁判所に提起されている。

この28件及び前年度から係属している15件の計43件のうち、平成27年度には、11件の判決が出されている。

また、高等裁判所には、地方裁判所(第一審)の判決を不服として13件の控訴事件(前年度から係属している4件を含む。)が係属し、そのうち6件について判決が出されている。

さらに、高等裁判所(控訴審)の判決を不服として最高裁判所に上告又は上告受理の申立てを 行ったものが7件(前年度から係属している3件を含む。)あり、そのうち4件について判決が出 されている。

なお、平成27年度に新規提訴された28件のうち7件は、行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)第12条第4項の規定に基づいて特定管轄裁判所に提訴されたものである。

(注)判決の概要については、資料12を参照。

表21 情報公開に関する訴訟の状況

(単位:件)

		平成27年度	平成26年度
	新規提訴	28	9
	前年度から係属	15	18
地方裁判所	係属計	43	28
(第一審)	判決	11	9
	取下げ	5	3
	審理中(次年度に持ち越し)	27	16
	新規控訴	9	5
	前年度から係属	4	4
高等裁判所	係属計	13	7
(控訴審)	判決	6	2
	取下げ	1	1
	審理中(次年度に持ち越し)	6	4
	新規上告	4	2
	前年度から係属	3	3
最高裁判所	係属 計	7	4
(上告審)	判決	4	1
	取下げ	0	0
	審理中(次年度に持ち越し)	3	3

### 5 手数料の減免

法第16条第3項及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令(平成12年政令第41号。以下「令」という。)第14条第1項において、行政文書の開示を受ける者が経済的困難により開示実施手数料を納付する資力がないと認めるとき(生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づく生活扶助を受けているとき等)は、行政機関の長は、開示請求1件につき2,000円を限度として当該手数料を減免することができることとされている。

この手数料の減免制度により、平成27年度には、表22のとおり、38件の申請があり、うち23件について減免がされている。

なお、令第14条第4項においては、開示決定に係る行政文書を一定の開示の実施方法により一般に周知させることが適当であると行政機関の長が認めるときは、開示実施手数料を減免することができるとされているが、平成27年度は減免された例はなかった。

表22 開示実施手数料の減免の状況

(単位:件)

		令第14条第1項による減免						
				減免を認				令第14条 第4項に
	申請件数		生活保護	その他	めなかっ たもの	審査中	取下げ	よる減免
平成27年度	38	23	13	10	5	8	2	0
平成26年度	61	50	36	14	3	0	8	23

## 1 平成27年度途中における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名
	H27.6.25 新設	東京オリンピック競技大会・東京パラリ ンピック競技大会推進本部
	H27.10.1 新設	スポーツ庁
	H27.10.1 新設	防衛装備庁

## 2 調査対象期間(平成27年4月1日~28年3月31日)後における行政機関の組織改編

旧機関名	異動	新機関名
	H28年度中 新設	特定複合観光施設区域整備推進本部

<sup>(</sup>注)本表は、平成28年3月1日現在の状況を記載したものである。

# 行政機関別内訳表

(資料1)

## 1 開示請求の件数等

(単位:件)

			新たに受け付けた件数				- 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		(単位∶件)	
行政機関名	法人番号	場		所別		方法別		前年度から の持ち越し	移送を受け た件数	計
			本省庁	その他	来所	郵送	オンライン	件数 	/CIT XX	(処理すべき事案)
内閣官房	3000012010001	382	382	0	137	245	0	77	10	469
内閣法制局	1000012010003	127	127	0	21	25	81	2	0	129
原子力防災会議	3000012010018	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	2000012010002	5,056	5,056	0	41	188	4,827	200	0	5,256
内閣府	2000012010019	1,163	212	951	851	312	0	28	1	1,192
宮内庁	9000012010020	252	252	0	72	97	83	28	0	280
公正取引委員会	8000012010021	20	18	2	0	20	0	0	0	20
国家公安委員会	7000012010022	4	4	0	0	4	0	0	0	4
警察庁	8000012130001	222	214	8	47	175	0	9	0	231
金融庁	6000012010023	70	70	0	4	66	0	9	65	144
消費者庁	5000012010024	78	78	0	9	69	0	9	2	89
個人情報保護委員会	4000012010025	2	2	0	1	1	0	0	0	2
復興庁	4000012010017	32	32	0	15	17	0	0	0	32
総務省	2000012020001	726	673	53	212	514	0	21	0	747
公害等調整委員会	1000012020002	2	2	0	0	2	0	0	0	2
消防庁	9000012020003	45	45	0	7	38	0	0	0	45
法務省	1000012030001	46,984	819	46,165	12,729	34,255	0	1,804	4	48,792
公安審査委員会	9000012030002	3	3	0	0	3	0	1	0	4
公安調査庁	8000012030003	39	37	2	4	35	0	2	0	41
検察庁	7000012140001	259	82	177	64	195	0	12	0	271
外務省	9000012040001	647	647	0	177	470	0	286	1	934
財務省	8000012050001	770	407	363	178	592	0	23	4	797
国税庁	7000012050002	3,790	264	3,526	1,419	2,371	0	175	0	3,965
文部科学省	7000012060001	456	456	0	175	281	0	54	0	510
文化庁	6000012060002	121	121	0	42	79	0	5	0	126
スポーツ庁	5000012060003	33	33	0	9	24	0	0	0	33
厚生労働省	6000012070001	10,735	6,027	4,708	1,173	9,010	552	885	5	11,625
中央労働委員会	5000012070002	1	1	0	0	1	0	0	0	1
農林水産省	5000012080001	2,349	220	2,129	737	1,612	0	76	0	2,425
林野庁	4000012080002	568	17	551	22	546	0	42	0	610
水産庁	3000012080003	67	67	0	4	63	0	1	0	68
経済産業省	4000012090001	360	111	249	40	320	0	12	0	372
資源エネルギー庁	3000012090002	89	89	0	43	46	0	9	0	98
特許庁	2000012090003	200	200	0	134	66	0	2	0	202
中小企業庁	1000012090004	11	11	0	3	8	0	2	0	13
国土交通省	2000012100001	30,618	435	30,183	13,364	15,744	1,510	1,851	3	32,472
運輸安全委員会	1000012100002	4	4	0	3	1	0	0	0	4
観光庁	9000012100003	5	5	0	0	5	0	0	0	5
気象庁	8000012100004	13	13	0	0	12	1	5	0	18
海上保安庁	7000012100005	52	29	23	11	41	0	4	0	56
環境省	1000012110001	351	173	178	109	242	0	9	3	363
原子力規制委員会	9000012110002	103	103	0	17	86	0	14	1	118
	9000012120001	4,463	2,074	2,389	1,801	2,662	0	440	0	4,903
	8000012120002	95	66	29	8	87	0	0	0	95
会計検査院	6000012150001	48	48	0	2	31	15	0	2	50
計		111,415	19,729	91,686	33,685	70,661	7,069	6,097	101	117,613

<sup>(</sup>注) 「検察庁」は、最高検察庁、各高等検察庁、各地方検察庁及び各区検察庁分の合計であり、最高検察庁、東京高等検察庁及び東京地方検察庁で受け付たものを「本省庁受」とし、その他で受け付けたものを「その他受」とした。以下同じ。また、法人番号欄は、最高検察庁の番号を記載した。

## 2 開示請求事案の処理状況

(単位:件)

					処理中	(単位:件) の事案	
行政機関名	処理すべき事案	開示決定等がさ	取下げ事案	全部を移送した	(次年度に	:持ち越し) :	
		れた事案		事案		うち期限を超過した もの	
	469	357	55	0	57	0	
内閣法制局	129	80	21	21	7	0	
	0	0	0	0	0	0	
	5,256	4,331	343	0	582	0	
	1,192	1,059	55	0	78	1	
	280	217	23	0	40	0	
	20	18	1	0	1	0	
	4	1	1	0	2	0	
	231	184	28	0	19	0	
	144	123	15	0	6	0	
	89	69	5	0	15	0	
個人情報保護委員会	2	2	0	0	0	0	
復興庁	32	29	0	0	3	0	
総務省	747	620	60	0	67	0	
	2	2	0	0	0	0	
	45	44	1	0	0	0	
法務省	48,792	47,267	112	0	1,413	0	
公安審査委員会	4	2	2	0	0	0	
公安調査庁	41	41	0	0	0	0	
検察庁	271	246	16	0	9	0	
外務省	934	538	135	0	261	0	
財務省	797	696	12	64	25	0	
国税庁	3,965	3,837	5	0	123	0	
文部科学省	510	442	0	1	67	1	
文化庁	126	119	0	0	7	5	
 スポーツ庁	33	32	0	0	1	0	
	11,625	9,797	1,050	6	772	0	
中央労働委員会	1	1	0	0	0	0	
——————————— 農林水産省	2,425	2,278	23	0	124	0	
 林野庁	610	575	10	0	25	0	
	68	50	14	0	4	0	
	372	346	2	0	24	0	
 資源エネルギー庁	98	89	5	0	4	0	
特許庁	202	189	2	0	11	0	
中小企業庁	13	13	0	0	0	0	
国土交通省	32,472	28,957	991	5	2,519	0	
運輸安全委員会	4	4	0	0	0	0	
観光庁	5	4	1	0	0	0	
気象庁	18	14	4	0	0	0	
海上保安庁	56	52	3	0	1	0	
環境省	363	314	22	2	25	0	
原子力規制委員会	118	111	2	1	4	0	
防衛省	4,903	3,676	208	0	1,019	0	
防衛装備庁	95	71	12	0	12	0	
 会計検査院	50	46	4	0	0	0	
計	117,613	106,943	3,243	100	7,327	7	
	1			l	<u> </u>	i .	

### 3 開示決定等の件数

							(単位:件)				
	開示決定等の件数										
行政機関名			開示決定		(開示決定したもののうち)	(開示決定した もののうち) 開示実施の	不開示決定				
			全部を開示	一部を開示	公益裁量開示	申出なし					
内閣官房	404	309	153	156	0	151	95				
内閣法制局	80	63	56	7	0	0	17				
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0				
人事院	2,608	2,603	2,603	0	0	358	5				
内閣府	1,059	994	839	155	0	6	65				
宮内庁	154	139	107	32	0	11	15				
公正取引委員会	20	12	4	8	0	1	8				
国家公安委員会	2	2	2	0	0	0	0				
警察庁	199	190	89	101	0	1	9				
金融庁	97	70	16	54	0	7	27				
消費者庁	70	58	8	50	0	3	12				
個人情報保護委員会	2	1	1	0	0	0	1				
復興庁	29	23	17	6	0	10	6				
総務省	620	579	410	169	0	16	41				
公害等調整委員会	2	2	2	0	0	0	0				
消防庁	44	41	37	4	0	0	3				
法務省	43,655	42,517	1,591	40,926	1	1,127	1,138				
公安審査委員会	4	3	1	2	0	0	1				
公安調査庁	41	29	21	8	0	0	12				
検察庁	131	99	28	71	0	6	32				
外務省	875	735	257	478	0	236	140				
財務省	633	525	342	183	0	6	108				
国税庁	3,840	3,669	569	3,100	0	87	171				
文部科学省	262	138	50	88	0	25	124				
文化庁	60	35	10	25	0	5	25				
スポーツ庁	14	12	5	7	0	0	2				
厚生労働省	9,798	9,413	2,110	7,303	0	163	385				
中央労働委員会	1	1	1	0	0	0	0				
農林水産省	1,575	1,544	1,402	142	0	28	31				
林野庁	431	420	297	123	0	19	11				
水産庁	35	32	25	7	0	1	3				
経済産業省	346	298	44	254	0	8	48				
資源エネルギー庁	89	69	28	41	0	10	20				
特許庁	189	172	139	33	0	2	17				
中小企業庁	13	10	7	3	0	4	3				
国土交通省	27,918	27,588	24,183	3,405	0	404	330				
運輸安全委員会	4	4	2	2	0	1	0				
観光庁	4	4	1	3	0	3	0				
気象庁	14	14	4	10	0	0	0				
海上保安庁	54	39	18	21	0	0	15				
環境省	276	235	95	140	0	15	41				
原子力規制委員会	115	93	44	49	0	9	22				
防衛省	4,407	4,215	2,418	1,797	0	518	192				
防衛装備庁	71	70	46	24	0	0	1				
会計検査院	26	25	8	17	0	0	1				
計	100,271	97,094	38,090	59,004	1	3,241	3,177				

<sup>(</sup>注) 開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、内訳表2<sup>1</sup>開示請求事案の処理状況」の「開示決定等がされた事案」欄の計と本表の「開示決定等の件数」欄の計の件数は一致しない。

### 4 延長手続の状況

					法第10条第2項による延長手続を採った			(単位:件)			
	明二法学学	延長手	続を採らなかっ	ったもの	法第10条第2 もの	項による延長	手続を採った	法第11条の	期限の特例を	適用したもの	
行政機関名	開示決定等 件数			期限を超過し たもの			期限を超過し たもの			期限を超過し たもの	
内閣官房	404	249	249	0	65	65	0	90	90	0	
内閣法制局	80	75	75	0	4	4	0	1	1	0	
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事院	2,608	2,608	2,608	0	0	0	0	0	0	0	
内閣府	1,059	1,014	1,012	2	39	39	0	6	3	3	
宮内庁	154	128	128	0	2	2	0	24	24	0	
公正取引委員会	20	20	20	0	0	0	0	0	0	0	
国家公安委員会	2	1	1	0	0	0	0	1	1	0	
警察庁	199	148	148	0	31	31	0	20	20	0	
金融庁	97	84	84	0	3	3	0	10	10	0	
消費者庁	70	42	42	0	28	28	0	0	0	0	
個人情報保護委員会	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
復興庁	29	13	13	0	16	16	0	0	0	0	
総務省	620	555	555	0	59	59	0	6	6	0	
公害等調整委員会	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	
消防庁	44	44	44	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	43,655	41,944	41,941	3	1,242	1,242	0	469	469	0	
公安審査委員会	4	1	1	0	3	3	0	0	0	0	
公安調査庁	41	35	35	0	6	6	0	0	0	0	
検察庁	131	94	94	0	30	30	0	7	7	0	
外務省	875	182	182	0	118	118	0	575	570	5	
財務省	633	592	592	0	20	20	0	21	21	0	
国税庁	3,840	3,557	3,557	0	268	268	0	15	15	0	
文部科学省	262	227	226	1	32	32	0	3	3	0	
文化庁	60	59	59	0	1	1	0	0	0	0	
スポーツ庁	14	11	11	0	3	3	0	0	0	0	
厚生労働省	9,798	6,402	6,400	2	3,007	3,007	0	389	389	0	
中央労働委員会	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
農林水産省	1,575	1,561	1,561	0	14	14	0	0	0	0	
林野庁	431	427	427	0	4	4	0	0	0	0	
水産庁	35	33	33	0	2	2	0	0	0	0	
経済産業省	346	283	283	0	31	31	0	32	32	0	
資源エネルギー庁	89	66	66	0	21	21	0	2	2	0	
特許庁	189	166	166	0	23	23	0	0	0	0	
中小企業庁	13	11	11	0	1	1	0	1	1	0	
国土交通省	27,918	27,020	27,020	0	894	894	0	4	4	0	
運輸安全委員会	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
観光庁	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
気象庁	14	13	13	0	1	1	0	0	0	0	
海上保安庁	54	49	49	0	5	5	0	0	0	0	
環境省	276	184	184	0	78	78	0	14	14	0	
原子力規制委員会	115	60	60	0	47	47	0	8	8	0	
防衛省	4,407	2,598	2,598	0	877	877	0	932	932	0	
防衛装備庁	71	58	58	0	8	8	0	5	5	0	
会計検査院	26	24	24	0	2	2	0	0	0	0	
計	100,271	90,651	90,643	8	6,985	6,985	0	2,635	2,627	8	

### 5 期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

			第11条の期限の9	持例を適用したも	5O	(単位:件)
行政機関名					た日までの日数	
		60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
	90	44	0	3	35	8
	1	1	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0	0
内閣府	6	1	0	1	1	3
宮内庁	24	4	4	7	5	4
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	1	1	0	0	0	0
警察庁	20	2	3	5	2	8
金融庁	10	4	0	3	3	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0
総務省	6	0	0	2	4	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0
法務省	469	110	118	215	26	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0
検察庁	7	0	0	0	2	5
外務省	575	232	82	114	71	76
財務省	21	5	1	6	8	1
国税庁	15	3	6	3	1	2
文部科学省	3	2	1	0	0	0
文化庁	0	0	0	0	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	389	44	31	236	58	20
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0
農林水産省	0	0	0	0	0	0
林野庁	0	0	0	0	0	0
水産庁	0	0	0	0	0	0
経済産業省	32	8	3	21	0	0
資源エネルギー庁	2	0	0	2	0	0
特許庁	0	0	0	0	0	0
中小企業庁	1	0	0	1	0	0
国土交通省	4	0	1	2	1	0
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0
気象庁 海 1 / / / / / / / / / / / / / / / / / /	0	0	0	0	0	0
海上保安庁	0	0	0	0	0	0
環境省	14	2	4	8	0	0
原子力規制委員会	8	4	1	3	0	0
防衛省	932	518	40	220	135	19
防衛装備庁	5	0	0	4	1	0
会計検査院	0	0	0	0	0	0
計	2,635	985	295	856	353	146

### 6 不開示理由の内訳

					(単位:件)
行政機関名	全部又は一部を不開示とした件数	不開示情報に該当	行政文書の不存在	存否応答拒否	その他
内閣官房	251	183	86	1	0
内閣法制局	24	6	18	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0
人事院	5	1	4	1	0
内閣府	220	146	74	1	1
宮内庁	47	30	16	0	5
公正取引委員会	16	10	2	4	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0
警察庁	110	106	5	1	3
	81	59	15	7	0
 消費者庁	62	57	5	2	0
	1	0	1	0	0
	12	6	6	0	0
総務省	210	168	41	3	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0
	7	4	3	0	0
 法務省	42,064	41,310	1,027	48	32
公安審査委員会	3	3	0	0	0
	20	12	7	1	0
 検察庁	103	73	39	9	5
	618	500	131	1	0
	291	181	57	8	45
 国税庁	3,271	3,122	85	59	5
	212	90	80	2	53
	50	23	32	3	1
 スポーツ庁	9	4	5	0	0
	7,688	7,219	637	52	5
 中央労働委員会	0	0	0	0	0
 農林水産省	173	166	28	8	0
 林野庁	134	119	14	2	0
	10	5	5	0	0
	302	254	50	8	0
 資源エネルギー庁	61	41	20	1	0
<del></del>	50	34	15	1	0
中小企業庁	6	3	3	0	0
国土交通省	3,735	3,477	195	72	46
運輸安全委員会	2	2	1	0	0
祖光庁	3	0	3	0	0
気象庁	10	9	1	0	0
海上保安庁	36	27	8	0	1
環境省	181	132	81	0	0
原子力規制委員会	71	50	21	0	0
防衛省	1,989	1,740	292	18	24
防衛装備庁	25	25	1	0	0
会計検査院	18	17	1	0	0
計	62,181	59,414	3,115		226
	02,101 の不開示理由に該当するものが		3,113	313	220

### 7 不開示情報の内訳

行政機関名		不開示情報に該当										
1」以微镁石		5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号					
内閣官房	183	92	14	104	39	51	88					
内閣法制局	6	4	2	2	4	0	2					
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0					
人事院	1	0	0	0	0	0	1					
内閣府	146	88	102	10	3	9	55					
宮内庁	30	21	5	1	6	1	15					
公正取引委員会	10	6	5	1	3	1	10					
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0					
警察庁	106	68	6	11	68	0	49					
金融庁	59	34	52	1	2	1	30					
	57	48	52	1	40	10	18					
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0					
復興庁	6	3	0	2	1	1	3					
総務省	168	138	134	2	5	1	24					
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0					
	4	4	2	0	0	0	0					
 法務省	41,310	35,902	30,953	40	604	26	629					
	3	3	2	1	0	0	2					
	12	7	6	2	11	1	12					
 検察庁	73	42	14	1	42	2	17					
	500	333	84	385	43	114	342					
	181	135	81	27	11	1						
 国税庁	3,122	2,684	2,817	2	23	8	1,872					
文部科学省	90	63	61	1	4	7	i I					
文化庁	23	20	14	0	0	1	1					
スポーツ庁	4	2	4	0	0	2	2					
厚生労働省	7,219	6,210	5,980	2	4,466	19	627					
中央労働委員会	0	0	0		0	0	0					
農林水産省	166	111	44	<u> </u>	6		! !					
林野庁	119	94	21	0	0		i					
水産庁	5	4	5		1							
<u>多一。</u> 経済産業省	254	135	243		2							
<u>************************************</u>	41	17	32		7							
特許庁	34	21	11	1	2							
中小企業庁	3	3	2	0	2	0						
国土交通省	3,477	2,285	1,958		112	-	<u> </u>					
三二人也自 運輸安全委員会	2	0	0		0							
型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型型	0	0	0	0	0							
気象庁	9	3	0	i i	1							
海上保安庁	27	14	4	8	15		i					
	132	74	75	1	2		i					
<sup></sup>	50	33	20		3							
防衛省	1,740	870	990	474	17		<u> </u>					
防衛装備庁	25	5	12		0							
	17	13	2		0		:					
会計検査院							! !					
計	59,414	49,589	43,809 書報 「5冬3号」		5,545	545	5,562					

<sup>(</sup>注)1 「5条1号」は個人に関する情報、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は国の安全等に関する情報、「5条4号」は公共の安全 等に関する情報、「5条5号」は審議、検討等に関する情報、「5条6号」は事務又は事業に関する情報について、それぞれ不開示情報として規定した行政機関情報公開法の規定を示す。 2 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。

### 8 存否応答拒否の内訳

行政機関名	存否応答拒否									
		5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条5号	5条6号			
内閣官房	1	0	0	1	0	0				
内閣法制局	0	0	0	0	0	0				
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0				
人事院	1	0	0	0	0	0				
内閣府	1	0	0	0	0	1				
宮内庁	0	0	0	0	0	0				
公正取引委員会	4	3	3	0	0	0				
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0				
警察庁	1	1	0	0	0	0				
金融庁	7	1	6	0	0	0				
消費者庁	2	1	2	0	0	0				
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0				
復興庁	0	0	0	0	0	0				
総務省	3	1	2	0	0	0				
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0				
	0	0	0	0	0	0				
	48	43	7	0	2	7				
	0	0	0	0	0	0				
	1	0	0	1	1	0.				
 検察庁	9	6	1	0	2	0				
·····································	1	1	0	0	0	0				
<del>```````</del> 財務省	8	6	2	0	0	0				
	59	32	20	0	0	0				
	2	2	0	0	0	0				
文化庁	3	2	3	0	0	0				
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0				
厚生労働省	52	37	16	0	7	1				
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0				
農林水産省	8	7	1	0	0	0				
林野庁	2	1	1	0	0	0				
水産庁	0	0	0	0	0	0				
水连刀 経済産業省	8	1	7	0	0	0				
経済産業 <u>育</u> 資源エネルギー庁	1	0	1	0	0	0				
<i>真ぷエベルモー</i> り 特許庁	1	0	0	0	1	0				
村計75 中小企業庁	0	0	0	0	0	0				
中小正亲// 国土交通省	72	68	62	0	0	0				
国工义理自 運輸安全委員会	0	08	02	0	0	0				
			i			i				
観光庁 ====================================	0	0	0	0	0	0				
気象庁 海上伊安庁	0	0	0	0	0	0				
海上保安庁	0	0	0	0	0	0				
環境省	0	0	0	0	0	0				
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0				
防衛省	18	11	0	6	0	0				
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0				
会計検査院	0	0	0	0	0	0				

<sup>(</sup>注)1 「5条1号」は個人に関する情報、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は国の安全等に関する情報、「5条4号」は公共の安全 等に関する情報、「5条5号」は審議、検討等に関する情報、「5条6号」は事務又は事業に関する情報について、それぞれ不開示情報として規定した行政機関情報公開法の規定を示す。 2 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。

				その他			(単位:作)
行政機関名				形式上の不備			開示請求権の
			必要事項 未記載	開示請求手数 料未納	対象文書の 特定不十分	その他	濫用
	0	0	0			0	0
	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0
	1	1	0	0	1	0	0
宮内庁	5	5	2	3	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	3	3	0	1	2	0	0
金融庁	0	0	0	0	0	0	0
消費者庁	0	0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0
総務省	0	0	0	0	0	0	0
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0
法務省	32	32	1	29	9	0	0
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0
検察庁	5	5	0	2	3	0	0
外務省	0	0	0	0	0	0	0
財務省	45	45	0	1	44	0	0
国税庁	5	5	0	0	5	0	0
文部科学省	53	53	0	0	53	0	0
文化庁	1	1	0	0	1	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	5	5	1			<u> </u>	0
中央労働委員会	0	0	0			i.	0
農林水産省	0	0	0				0
林野庁	0	0	0				0
水産庁	0	0	0			! :	
経済産業省	0	0	0				0
資源エネルギー庁	0	0	0			!	0
特許庁	0	0	0			!	0
中小企業庁	0	0	0				0
国土交通省	46	46	0				0
運輸安全委員会	0	0	0		-	<u> </u>	0
観光庁 気象庁	0	0	0			<u> </u>	0
気象庁 海上保安庁	0	0	0			<u> </u> 	0
環境省	0						0
<sup> </sup>	0	0	0			 	0
防衛省	24	24	0	_	_	-	0
防衛装備庁	0	0	0			i !	0
会計検査院	0	0					_
		-	0				l
計	226	226	4	47	193	0	0

## 10 不服申立ての新規申立て状況

						新規申	立て件数					(単位:件)
	Γ	形態	区分					内容区分				
行政機関名	-	71,70		7	不開示の決定	に対する不則		開示する決定	こに対する不			
		審査請求	異議申立て		行政文書の 不存在	存否応答拒否	形式上の不 備・権利の濫 用		日 開示請求者 から	不作為	事案の移 送・ 期限の延長	その他
内閣官房	55	54	1	29	6	0		0	21	0	0	12
内閣法制局	5	0	5	0	2	0	0	0	0	0	0	3
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0
内閣府	14	13	1	2	9	0	0	0	0	2	0	1
宮内庁	0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	2	2	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0
金融庁	1	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0
消費者庁	3	0		1	0		0	0	0	0	0	0
個人情報保護委員会	0	0			0			0	0	0		0
復興庁	1	0		0	1	0		0	0	0		0
総務省	19	4		0	4	0	_	3	12	0		0
公害等調整委員会	0	0			0	_		0	0	0		0
消防庁	0	0		0	0	_	_	0	0	0		0
法務省	95	57	38	64	15	4	1	0	3	3		5
公安審査委員会	0	0	0		0		0	0	0	0		0
公安調査庁	1	0		0	0	1	0	0	0	0		0
検察庁	11	8		5	5	1	1	0	0	0		0
外務省	50	0		26	13	0	•	0	9	7		0
財務省	9	0		1	6	1	1	0	0	0		0
国税庁	52	46	6	14	19	12	0	0	0	6		2
文部科学省	75	0		8	37	1	15	0	13	1		0
文化庁	7	0		1	5	0		0	13	0		0
スポーツ庁	0	0			0			0	0	0	-	0
厚生労働省	103	68			33			-	-	0		12
中央労働委員会	0	0						0	0	0	-	0
農林水産省	10	0			2				0	0	-	1
林野庁	7	4	_		5				0	0		0
水産庁	0	0			0				0	0	-	0
経済産業省	16	3			6				16	0		0
資源エネルギー庁	10	0		0	1	0			0	0		
特許庁	7	0			3				0	0	-	0
中小企業庁	1	0		1	0				0	0		0
国土交通省	73	45	28	36	15				4	0		4
連輸安全委員会	0	45			0				0	0	-	0
観光庁	0	0			0				0	0	-	0
気象庁	1	0		0	1	0		0	0	0		0
	1	0			0				0	0		
海上保安庁						_				0	-	
環境省	19	9			15				0			0
原子力規制委員会	2	0		0	1	0		0	1	0		0
防衛省	948	1		260	61	5			292	432		280
防衛装備庁	4	0		3	0			0	0	0		0
会計検査院	0	0			0	_	_	_	0	0	_	0
計 (注) 1 1件の開示決定:	1,595	315	,	528 が行われて	265	63	32	6	372	451	7	3

<sup>(</sup>注) 1 1件の開示決定等に対し、複数の不服申立てが行われているものがある。

<sup>2</sup> 複数の内容に該当する場合は、それぞれに計上している。このため、各内容に該当するものの計は、新規申立て件数と一致しない。

## 11 不服申立ての件数と処理状況

		加田士べも供え	Kh .	処理済 処理中(次年度に					(単位:件)		
	2	処理すべき件類	ξX	処理済 (裁決·決定			処理中(次年) 処理方針、	曼に持り越り) 	審査会の答		
行政機関名		新規申立て 件数	前年度からの 持ち越し件数	等により処	取下げ		審査会への諮問準備中等	審査会に 諮問中	申を受けて 裁決・決定の 準備中		
内閣官房	98	55	43	30	5	63	21	34	1		
内閣法制局	8	5	3	6	0	2	2	0	0		
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
	2	1	1	1	0	1	0	0	1		
内閣府	33	14	19	27	2	4	1	3	0		
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公正取引委員会	2	2	0	0	0	2	1	1	0		
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
警察庁	2	1	1	1	0	1	1	0	0		
金融庁	9	1	8	6	0	3	0	1	2		
消費者庁	20	3	17	8	0	12	0	6	6		
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
復興庁	2	1	1	1	0	1	0	1	0		
総務省	36	19	17	23	0	13	0	6	7		
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
法務省	184	95	89	99	5	80	15	43	22		
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
公安調査庁	1	1	0	0	0	1	0	1	0		
検察庁	24	11	13	18	1	5	1	3	1		
外務省	239	50	189	46	0	193	110	20	63		
財務省	18	9	9	8	0	10	0	7	3		
国税庁	101	52	49	50	2	49	14	33	2		
文部科学省	95	75	20	15	1	79	14	64	1		
文化庁	8	7	1	2	0	6	2	3	1		
スポーツ庁	1	0	1	0	0	1	0	1	0		
厚生労働省	235	103	132	108	3	124	30	80	14		
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
農林水産省	20	10	10	9	0	11	2	9	0		
林野庁	7	7	0	0	0	7	1	6	0		
水産庁	2	0	2	2	0	0	0	0	0		
経済産業省	56	16	40	21	8	27	4	10	13		
資源エネルギー庁	7	1	6	1	1	5	0	3	2		
特許庁	70	7	63	35	0	35	10	9	16		
中小企業庁	1	1	0	1	0	0	0	0	0		
国土交通省	227	73	154	78	3	146	57	78	11		
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
気象庁	3	1	2	3	0	0	0	0	0		
海上保安庁	5	1	4	4	0	1	0	1	0		
環境省	33	19	14	11	1	21	5	16	0		
原子力規制委員会	9	2	7	1	1	7	2	2	3		
防衛省	1,323	948	375	797	7	519	231	248	40		
防衛装備庁	4	4	0	2	0	2	1	1	0		
会計検査院	4	0	4	4	0	0	0	0	0		
計	2,889	1,595	1,294	1,418	40	1,431	525	690	216		

						(単位:件)						
		審査会に	溶問をしないで	競決·決定等を行	テったもの		審査会	除に諮問し、裁決	・決定等を行っ	たもの		
行政機関名	裁決・決定等 の件数		認容	却下	その他		棄却	認容	一部認容	その他	(参考) うち審査会の 答申と異なる 裁決・決定を 行ったもの	
内閣官房	30	1	0	1	0	29	24	0	5	0	0	
内閣法制局	6	0	0	0	0	6	6	0	0	0	0	
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事院	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
内閣府	27	4	1	2	1	23	6	4	12	1	0	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
金融庁	6	0	0	0	0	6	3	0	3	0	0	
消費者庁	8	0	0	0	0	8	2	5	1	0	0	
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
<b>復興庁</b>	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
総務省	23	4	1	3	0	19	16	0	3	0	0	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
—————————————————————————————————————	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	99	11	0	10	1	88	56	5	27	0	0	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
————————————————————— 検察庁	18	0	0	0	0	18	11	1	6	0	0	
—————————————————————————————————————	46	7	0	0	7	39	29	2	8	0	0	
財務省	8	0	0	0	0	8	7	0	1	0	1	
国税庁	50	5	1	4	0	45	21	9	15	0	0	
文部科学省	15	1	0	0	1	14	9	1	4	0	0	
文化庁	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
厚生労働省	108	8	5	3	0	100	31	20	49	0	0	
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
農林水産省	9	0	0	0	0	9	3	0	6	0	0	
林野庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
水産庁	2	0	0	0	0	2	2	0	0	0	0	
経済産業省	21	2	0	2	0	19	12	1	6	0	0	
 資源エネルギー庁	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	
———————————— 特許庁	35	1	0	1	0	34	32	2	0	0	0	
中小企業庁	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
国土交通省	78	0	0	0	0	78	54	13	11	0	0	
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	3	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	
—————————————————————————————————————	4	2	0	2	0	2	1	0	1	0	0	
環境省	11	1	0	1	0	10	7	1	2	0	0	
原子力規制委員会	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	
防衛省	797	447	10	386	51	350	312	6	32	0	0	
防衛装備庁	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0	0	
会計検査院	4	0	0	0	0	4	3	0	1	0	0	
計	1,418	496	20	415	61	922	656	70	195	1	1	
	, -								1	Ī	1	

## 13 不服申立てを受けてから裁決・決定をするまでの期間

	井油 油中等の		不服	申立てを受けてから	鼓決·決定するまで <i>0</i> .	)期間	(単位:件)
行政機関名	裁決・決定等の 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9ヶ月以内	9ヶ月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
内閣官房	30	0	1	2			3
	6	0	2	1	2	1	C
—————————————————————————————————————	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	0	1
内閣府	27	3	5	0	4	10	5
	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	1	0	0	0
	6	0	0	0	0	6	0
	8	0	0	0	0	2	6
	0	0	0	0	0	0	0
	1	0	0	0	0	1	0
総務省	23	1	0	2	14	5	1
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0
	0	0	0	0	0	0	0
 法務省	99	12	4	10	16	50	7
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0
 公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0
 検察庁	18	0	0	7	3	7	1
	46	7	7	5	5	6	16
財務省	8	0	0	3	4	0	1
国税庁	50	4	0	2	9	35	0
文部科学省	15	1	4	4	1	4	1
文化庁	2	0	0	1	1	0	0
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	108	7	2	27	12	54	6
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	9	0	0	0	2	6	1
林野庁	0	0	0	0	0	0	0
水産庁	2	0	0	0	0	2	0
経済産業省	21	0	3	0	2	13	3
資源エネルギー庁	1	0	0	0	1	0	0
特許庁	35	0	1	1	6	22	5
中小企業庁	1	0	0	1	0	0	0
国土交通省	78	0	3	4	3	18	50
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	3	0	1	0	1	1	0
海上保安庁	4	0	1	0	2	0	1
環境省	11	0	1	0	3	7	0
原子力規制委員会	1	0	0	0	0	0	1
防衛省	797	390	66	107	57	129	48
防衛装備庁	2	2	0	0	0	0	C
 会計検査院	4	0	0	0	3	1	C
計	1,418	427	101	178	156	399	157

			- A 1_ **500   1		(単位:件) (型:在) (型:A) (				
			会に諮問した件数		处理				
行政機関名		不服申立てを受け	てから審査会に諮問	りた日までの日数		不服申3	なてを受けてからの	経過日数 <del>T</del>	
		30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超	
内閣官房	41	0	23	18	21	11	2	3	
内閣法制局	3	3	0	0	2	2	0	(	
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	(	
人事院	1	1	0	0	0	0	0	С	
内閣府	8	1	7	0	1	1	0	C	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	C	
公正取引委員会	1	1	0	0	1	1	0	C	
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	С	
警察庁	1	0	1	0	1	0	1	C	
金融庁	2	0	2	0	0	0	0	C	
消費者庁	4	0	4	0	0	0	0	С	
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	С	
復興庁	1	0	1	0	0	0	0	С	
総務省	15	2	13	0	0	0	0	С	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	С	
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	С	
法務省	72	19	50	3	15	10	5	C	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	C	
公安調査庁	1	1	0	0	0	0	0	С	
	10	0	10	0	1	1	0	C	
外務省	32	2	6	24	110	10	4	96	
財務省	10	10	0	0	0	0	0	C	
 国税庁	36	0	36	0	14	2	12	C	
	65	3	58	4	14	1	13	C	
	5	3	2	0	2	2	0	C	
 スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	C	
	88	0	88	0	30	0	30	C	
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	C	
農林水産省	9	2	7	0	2	1	1	C	
 林野庁	6	0		0	1	0	1	C	
	0	0	0	0	0	0	0	C	
<u> </u>	10	1			4	1	3		
資源エネルギー庁	4	0			0	0			
<del></del>	27	0			10	0			
中小企業庁	1	0		0	0	0			
国土交通省	83	0			57	16			
運輸安全委員会	0	0			0				
観光庁	0	0			0				
気象庁	0	0			0	0			
海上保安庁	1	0		0	0				
環境省	16	0			5	1	4		
原子力規制委員会	10	0		0	2	0			
原于刀規制安員会 	339	25			231	149		01	
防衛装備庁	1	0		0	1	0		(	
会計検査院	0	0			0	0	_		
計	894	74	626		525	209	145	171	

		審査会に諮問して裁	決・決定を行ったもの		9	(単位:件) 審査会の答申を受けて裁決・決定の準備中				
行政機関名	ſ		受けてから裁決・決定	た日までの日数		審査会の答申を受けてからの経過日数				
1350,000		30日以内	30日超	60日超		30日以内	30日超	60日超		
内閣官房	29	29	60日以内	0	8	8	60日以内			
	6	6	0	0	0	0	0	0		
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0			
人事院	1	0	1	0	1	1	0			
内閣府	23	16	2	5	0	0	0			
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0			
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0			
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0			
警察庁	1	0	1	0	0	0	0			
金融庁	6	1	5	0	2	2	0			
消費者庁	8	1	7	0	6	5	1	0		
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		
復興庁	1	1	0	0	0	0	0			
総務省	19	16	2	1	7	7	0			
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0			
消防庁	0	0	0	0	0	0	0			
法務省	88	24	54	10	22	19	3			
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0			
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0			
検察庁	18	11	7	0	1	1	0			
外務省	39	19	4	16	63	4	0			
財務省	8	7	1	0	3	3	0			
国税庁	45	29	16	0	2	2	0			
文部科学省	14	10	4	0	1	0	1	0		
文化庁	2	2	0	0	1	1	0	0		
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0			
厚生労働省	100	23	75	2	14	14	0	0		
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0			
農林水産省	9	4	4	1	0	0	0			
林野庁	0	0	0	0	0	0	0			
水産庁	2	1	1	0	0	0	0			
経済産業省	19	12	6	1	13	13	0			
資源エネルギー庁	1	1	0	0	2	0	2			
特許庁	34	3	31	0	16	3	13			
中小企業庁	1	1	0	0	0	0	0			
国土交通省	78	52	20	6	11	3	1	7		
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0		
観光庁	0	0	0	0	0	0	0			
気象庁	3	3	0	0	0	0	0			
海上保安庁	2	2	0	0	0	0	0			
環境省	10	1	9	0	0	0	0			
原子力規制委員会	1	1	0	0	3	1	2			
防衛省	350	253	97	0	40	36	1	3		
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	0	0		
会計検査院	4	1	3	0	0	0	0			
計	922	530	350	42	216		24			

### 16 審査会における審査状況

								(単位:件)
行政機関名	新規諮問件数	前年度 繰越し件数	答申件数	妥当であるとし	(答申類型) 諮問庁の判断は 一部妥当でない としたもの	諮問庁の判断 は妥当でないと したもの	取下げ件数	未済件数
内閣官房	36	35	41	29	4	8	1	29
内閣法制局	3	2	5	5	0	0	0	0
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0
人事院	1	1	2	1	1	0	0	0
内閣府	11	14	20	8	10	2	0	5
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0
公正取引委員会	1	0	0	0	0	0	0	1
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
警察庁	0	1	1	1	0	0	0	0
金融庁	1	5	6	3	3	0	0	0
消費者庁	4	14	12	2	8	2	0	6
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	1	1	1	1	0	0	0	1
総務省	10	16	23	19	2	2	0	3
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
消防庁	0	0	0	0	0	0	0	0
法務省	70	67	96	65	26	5	3	38
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
公安調査庁	1	0	0	0	0	0	0	1
検察庁	10	9	16	12	4	0	0	3
外務省	32	21	34	24	8	2	0	19
財務省	10	8	11	10	1	0	0	7
国税庁	22	38	39	25	10	4	2	19
文部科学省	64	15	15	9	4	2	1	63
文化庁	5	1	3	2	0	1	0	3
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	0	0
厚生労働省	69	65	70	28	30	12	0	64
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
農林水産省	9	9	9	3	6	0	0	9
林野庁	6	0	0	0	0	0	0	6
水産庁	0	2	2	1	0	1	0	0
経済産業省	8	17	19	15	3	1	0	6
資源エネルギー庁	4	6	3	2	0	1	1	6
特許庁	27	32	48	44	2	2	2	9
中小企業庁	1	0	1	1	0	0	0	0
国土交通省	70	58	72	62	8	2	0	56
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
観光庁	0	0	0	0	0	0	0	0
気象庁	1	2	3	2	0	1	0	0
海上保安庁	1	2	2	1	1	0	0	1
環境省	16	9	9	6	2	1	1	15
原子力規制委員会	1	3	2	1	1	0	1	1
防衛省	331	276	366	326	29	11	25	216
防衛装備庁	1	0	0	0	0	0	0	1
小計 (内閣府審査会関係)	827	729	931	708	163	60	37	588
会計検査院 (会計検査院審査会関係)	0	4	4					
計 (注) 1 答由は、平成27年度中	827	733	935	711 7. <i>t</i> -事案に対す				

<sup>(</sup>注) 1 答申は、平成27年度中に行われたものであり、前年度までに諮問された事案に対するものを含む。また、中間答申は本表の答申件数に 含めていない。

<sup>2 1</sup>件の諮問に対し分離して複数の答申を行っているもの、複数の諮問に対し1件に併合して答申しているものがあるが、本表では諮問件数に対応した件数で計上している。

<sup>3</sup> 答申類型は、原則諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

<sup>4</sup> 平成22年(行情)諮問第497号については、2件に分離し平成24年6月26日及び同28年3月17日に第2部会の調査審議に基づきそれぞれ 1件の答申を行ったが、平成24年度の答申件数に既に1件計上されているので、平成27年度答申件数には計上していない。

### 17 情報公開に関する訴訟の状況

			第1審(地	方裁判所)				控訴審(高等裁判所)					〔単位∶件			
行政機関名	新規	提訴 うち 特定管轄 裁判所	前年度 から 係属	判決	取下げ	審理中 (次年度に 持ち越し)	新規控訴	前年度 から 係属	判決	取下げ	審理中 (次年度に 持ち越し)	新規上告	前年度 から 係属	判決	取下げ	審理中 (次年度) 持ち越し
内閣官房	4	0	7	4	0	7	4	2	2	0	4	2	0	0	0	
内閣法制局	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
原子力防災会議	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
人事院	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
内閣府	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
宮内庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公正取引委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
国家公安委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
警察庁	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
金融庁	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
 消費者庁	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
総務省	1	0	0	1	0	0	1	0	1	0	0	0	1	1	0	
公害等調整委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0	0	0	
	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
法務省	1	0	1	1	0	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
公安調査庁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	0	<del> </del>	0	0	0		0		1	0		1	0	1	0	
外務省	3			0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	0	
財務省	0	<u> </u>	0	0	0		0	0	0	0		0	0	0	0	
国税庁	5	i		2			2		0		2	0	0	0	0	
文部科学省	0	<u> </u>		0			0		0	0		0	0	0	0	
文化庁	0			0			0		0		0	0	0	0	0	
スポーツ庁	0			0			0		0			0	0		0	
厚生労働省	7	i		2		3	1		0		0	0	1	1	0	
中央労働委員会	0	<u> </u>		0			0		0			0	0		0	
農林水産省	0	-		0			0		1			1	0		0	
林野庁	0	<u> </u>		0			0		0			0	0		0	
水産庁	0	<u> </u>		0			0		0			0	0		0	
経済産業省	1	<u> </u>		0			0		0			0	0		0	
経済性素自 資源エネルギー庁	0	-		0			0		0			0	0		0	
<b>員源エネルキー庁</b> ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1	<u> </u>		0			0		0			0	0		0	
中小企業庁	0	<u> </u>		0			0		0				0		0	
国土交通省	3	<b></b>		0		4	0		0				1		0	
運輸安全委員会	0			0					0				0		0	
	0	<u> </u>		0			0		0			0	0		0	
観光庁 	0			0			0		0				0		0	
	0															
海上保安庁	_			0			0		0			0	0		0	
環境省	0	-		0					0				0		0	
原子力規制委員会	0	<u> </u>		0			0		0			0	0		0	
防衛省	1	-		0			0		0				0		0	
防衛装備庁	0			0			0		0			0	0		0	
会計検査院	0	<u> </u>		0			0		0			0	0		0	
計	28	7	15	11	5	27	9	4	6	1	6	4	3	4	0	

### 18 開示実施手数料の減免の状況

施行令第14条第1項による減免の申請件数								
行政機関名		減免を認	施行令第14条第 4項による減免の					
1 J 以1成(天) 口				減免を認めな かったもの	審査中	取下げ	件数	
1 88	_	生活保護	その他	_				
内閣官房	3	0	2	0				
内閣法制局	0	0	0		-			
原子力防災会議	0	0	0	0	_			
人事院	0	0	0					
内閣府	0	0	0		-			
宮内庁	0	0	0		-			
公正取引委員会	1	0	0					
国家公安委員会	0	0	0		_			
警察庁	0	0	0		-			
金融庁	1	0	1	0			С	
消費者庁	1	0	0		_		С	
個人情報保護委員会	0	0	0					
復興庁 	0	0	0					
総務省 	1	0	0					
公害等調整委員会 ————————————————————————————————————	0	0	0	0	0	0	C	
消防庁 	0	0	0	0	0	0	C	
法務省 ————————————————————————————————————	20	2	7	5	5	1	C	
公安審査委員会	0	0	0	0	0	0	C	
公安調査庁 	0	0	0	0	0	0	C	
検察庁 	0	0	0	0	0	0	С	
外務省	0	0	0	0	0	0	C	
財務省	0	0	0	0	0	0	C	
国税庁	5	5	0	0	0	0	C	
文部科学省 ————————————————————————————————————	0	0	0	0	0	0	C	
文化庁	0	0	0	0	0	0	C	
スポーツ庁	0	0	0	0	0	0	C	
厚生労働省	0	0	0	0	0	0	С	
中央労働委員会	0	0	0	0	0	0	С	
農林水産省	0	0	0	0	0	0	С	
林野庁	0	0	0	0	0	0	C	
水産庁	0	0	0	0	0	0	C	
経済産業省	0	0	0	0	0	0	C	
資源エネルギー庁 	0	0	0	0	0	0	C	
特許庁	0	0	0	0	0	0	C	
中小企業庁	0	0	0	0	0	0	C	
国土交通省	6	6	0	0	0	0	C	
運輸安全委員会	0	0	0	0	0	0	C	
観光庁	0	0	0	0	0	0	C	
気象庁	0	0	0	0	0	0	C	
海上保安庁	0	0	0	0	0	0	C	
環境省	0	0	0	0	0	0	C	
原子力規制委員会	0	0	0	0	0	0	(	
防衛省	0	0	0	0	0	0	(	
防衛装備庁	0	0	0	0	0	0	(	
会計検査院	0	0	0	0	0	0	(	
計	38	13	10	5	8	2	(	

(注) 「施行令第14条第4項による減免」とは、行政機関の長が、開示決定に係る行政文書について、一般に周知させることが適当であると認める ときに、開示実施手数料を減額又は免除することができるとするもの。

# 事例表

主な開示請求の内容

(資料2)

### 主な開示請求の内容(資料2)

行政機関名	主な開示請求の内容	件数
内閣官房	平和安全法制に関する文書	約 40
内閣官房	特定秘密保護法の施行等に関する文書	38
内閣官房	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会等に関する文書	15
内閣法制局	国会関係(閣議の決定及びその経緯、国会審議)、意見関係等に関する文書	41
内閣法制局	法律案審議録に関する文書	36
内閣法制局	法制執務に関する文書	14
内閣法制局	政令案審議録等に関する文書	2
人事院	国家公務員の採用試験関係	5,027
内閣府	工事の積算及び設計に関する文書	356
内閣府	業務報告書及び運用資料に関する文書	21
内閣府	認定した公益法人の認定申請書類一式	37
宮内庁	昭和天皇実録 奉呈本原稿	56
公正取引委 員会	独占禁止法違反事件の審査事件に関する文書	7
公正取引委 員会	独占禁止法違反事件の審判事件に関する文書	3
公正取引委 員会	公文書管理に関する文書	3
国家公安委 員会	国家公安委員会会議録	3
警察庁	交通安全施設に関する文書	44
警察庁	予算書·積算書·契約書	19
警察庁	交通違反に係る統計に関する文書	13
個人情報保 護委員会	委員会の公文書管理に関する文書	1
個人情報保 護委員会	特定個人情報の取扱いに係る監視・監督に関する文書	1
金融庁	行政機関が行った行政処分等に関する文書に対する請求	23
金融庁	金融機関等所管する法人に関する文書に対する請求	21
金融庁	調査・検査先に関する文書に対する請求	15
金融庁	法令や内部規則等に関する文書に対する請求	8
消費者庁	特定保健用食品表示許可申請書に関する文書	47
消費者庁	不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律案の制定時に審議・検討を行った資料	4
消費者庁	消費者庁が景品表示法3条、4条、7条に違反するおそれがあるとして事業者を指導した際に行政手続法第3 5条第3項に基づいて行政指導の相手方から書面の交付を求められた場合の交付文書	5
復興庁	原子力災害に関する文書	8
総務省	固定資産の価格等の概要調書に関する文書	99
総務省	地方財政状況調査に関する文書	96
総務省	政治資金収支報告書に添付された領収書等の写し	90
総務省	選挙運動費用収支報告書及び同報告書に添付された領収書の写し	17
総務省	公共施設状況調に関する文書	12
公害等調整 委員会	苦情処理の対応状況についての事例集	1
公害等調整 委員会	行政文書ファイルのリスト(平成25年度)	1

行政機関名	主な開示請求の内容	f	牛数
消防庁	火災報告		20
消防庁	不搬送データ		9
法務省	不動産登記の受付状況に関する文書(不動産登記受付帳)		36,242
法務省	商業・法人登記の受付状況に関する文書(商業法人登記受付帳)		7,239
法務省	矯正施設の管理運営に係る文書		616
法務省	刑事施設視察委員会に係る文書		147
公安審査委 員会	特定秘密保護法で定められた適性評価について,公安審査委員会実施分の評価対象者の名簿及び選定結 果が分かる資料		1
検察庁	支出計算に関する文書		73
検察庁	職員の懲戒処分に関する文書		36
検察庁	捜査等に関する通達・通知文書		26
公安調査庁	行政文書の管理状況の点検・監査に係る文書		11
外務省	対アジア大洋州外交に関する文書		196
外務省	対北米外交に関する文書		117
外務省	国連外交・安全保障等に関する文書		94
財務省	国有財産関係		144
財務省	関税制度関係		126
財務省	予算関係		25
財務省	税制改正関係		24
国税庁	法人名簿(設立法人)		1,500
国税庁	裁決書		760
国税庁	判決書		166
文部科学省	私立学校関係		98
文部科学省	財務(初等中等教育)関係		38
文部科学省	教職員関係		38
文部科学省	大学設置認可関係人事関係		24
文部科学省	人事関係		18
文化庁	著作権関係		34
文化庁	文化財関係		26
文化庁	宗教法人関係		25
文化庁	文化芸術関係		22
スポーツ庁	スポーツ関係		31
厚生労働省	医薬品・医療機器の承認関係に関する文書	約	4,100
厚生労働省	保険医療機関等の届出・指導・監査に関する文書	約	1,000
厚生労働省	届出受理医療機関に関する文書	約	600
中央労働委 員会	平成23年度から平成26年度分の廃棄・移管簿		1
農林水産省	農業農村整備事業の工事、調査に関する積算資料等		1,925
農林水産省	農業農村整備事業の工事、調査に関する報告書等		100

行政機関名	主な開示請求の内容	ſ	牛数
農林水産省	獣医系技術採用試験等の試験問題及び解答		95
林野庁	治山事業工事の設計の積算に関する文書	約	150
林野庁	林道事業工事の設計の積算に関する文書	約	200
水産庁	漁港関連工事の入札に関する文書		19
水産庁	農林水産省水産系技術職員採用試験問題		13
経済産業省	互助会に関する文書		122
経済産業省	再生可能エネルギーに関する文書		42
経済産業省	鉱山に関する文書		13
経済産業省	公害に関する文書		11
経済産業省	鉱業用水に関する文書		9
資源エネル ギー庁	原子力発電所に関する文書		10
・	電力事業に関する文書		8
<u>・                                    </u>	ガス事業に関する文書		6
特許庁	特許庁意匠審査職員採用試験問題		115
特許庁	任期付審査官補 論文式 試験問題 専門技術及び一般時事		15
特許庁	平成27年度「Fタームを用いた先行技術文献調査事業」の調査業務外注先選定会議において配付された資料のうち、全登録調査機関の区分別順位判定結果が分かる資料(全区分)		2
中小企業庁	補助金に関する文書		5
中小企業庁	行政文書保存廃棄に関する文書		2
国土交通省	直轄工事における設計図書の開示を求めるもの	約	20,000
国土交通省	土木コンサルタント業務における業務報告書等の開示を求めるもの	約	3,500
運輸安全委 員会	事故調査に関する文書		3
運輸安全委 員会	公文書に関する廃棄、保存延長、移管に関する文書		1
観光庁	行政文書管理に関する文書		1
観光庁	情報公開に係る事務処理に関する文書		1
観光庁	観光庁における庁議に関する文書		1
観光庁	公文書に関する文書		1
観光庁	多言語表記に関する文書		1
気象庁	火山噴火予知連絡会の議事録		3
気象庁	御嶽山の噴火対応・噴火警戒レベル導入等に関する文書		3
気象庁	情報公開法の事務処理に関する文書		2
海上保安庁	ロランC局関連工事に関する文書		4
海上保安庁	日航機墜落事故関連調査に関する文書		4
環境省	原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する請求		124
環境省	水俣訴訟に関する請求		29
環境省	被災建物等解体撤去工事に関する文書		24
環境省	旧軍毒ガス弾等に関する請求		15
環境省	環境影響評価に関する請求		7

行政機関名	主な開示請求の内容	件	:数
原子力規制 委員会	自然現象等への対策に関する文書		36
原子力規制 委員会	東京電力福島第一原子力発電所事故に関する文書		17
原子力規制 委員会	原子力の安全の確保に関する調査・研究に関する文書		12
防衛省	基地周辺事業に関する文書	約	500
防衛省	採用試験問題に関する文書	約	320
防衛省	関係法令に関する文書	約	300
防衛装備庁	防衛省技術研究本部仕様書		7
防衛装備庁	無人機研究システム関連		6
防衛装備庁	平成27年度安全保障技術研究推進制度関連		2
防衛装備庁	多用途へリコプター関連		6
会計検査院	計算証明に関する文書		13
会計検査院	行政文書の管理に関する文書		10
会計検査院	特定秘密保護法に関する文書		6

# 事例表

## 開示決定等の期限関係

(資料3~6)

### ○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料3)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
内閣府	特定事件の「答申書」において、特定 国道事務所の回答のみから、情報公 開・個人情報保護審査会設置法第8 条に規定する審査会の調査権限により特定自然保護官事務所に事実確認 すれば分かることを、それを事実は怠り、委員3名が監督処分の事実はない として事実認定した理由・状況分分か る情報。(但し、本件自然公園法違反 行為は、同国道事務所の特定職員ら が期待する時効は存在しない。)	H27.8.10	H27.9.30	H27.10.1	1	担当者が開示決定期限の算定誤りをしており、開示決定後に1日超過していることに気づいたもの。
内閣府	本開示請求者が内閣府情報公開・個 人情報保護審査会に対し送付した全 ての諮問事件の意見書など及びこれ に係る全て行政文書(審査会からの行 政文書、諮問事件の進ちょく状況がわ かる行政文書など)	H27.11.5	H27.12.11	H27.12.22	11	開示請求者に対し補正を依頼したが、 補正の回答期限までに開示請求者から の回答がなかったため、そこから更に1 週間程度様子をみて処分を行ったもの。
法務省	商業法人登記の受付状況に関する文 書	H27.4.3	H27.5.7	H27.5.15	8	期限延長の手続を遺漏したため
法務省	商業法人登記の受付状況に関する文 書	H27.4.3	H27.5.7	H27.5.15	8	期限延長の手続を遺漏したため
法務省	商業法人登記の受付状況に関する文 書	H27.4.3	H27.5.7	H27.5.15	8	期限延長の手続を遺漏したため
文部科学省	特定職員の職務権限とその遂行状況がわかる文書	H27.11.10	H27.12.10	H28.3.31	112	関係部署の特定に時間を要し、また、延長手続きを失念してしまったため。
厚生労働省	・雇用の分野における男女の均等な雇用の機会及び待遇の確保等に関する法律第30条に基づく公表について・男女雇用機会均等法第30条に基づく公表について~初めての公表事案、妊娠を理由とする解雇~	H27.9.5	H27.10.5	H27.10.19	14	文書所管課において、業務多忙により 期限の延長の手続きをとる余裕がなく、 また、別件の開示請求と取り違えて情報 公開文書室に請求取り下げの報告をしてしまったため、同室の進捗管理の対象 から漏れてしまったため。
厚生労働省	人事異動者の職員名簿	H27.4.3	H27.5.7	H27.5.12	5	文書所管課において進行管理表を作成しておらず、また、情報公開担当課、文書所管課ともに不慣れな担当者で、開示決定等の期限を把握していなかったため。

### ○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
内閣府	内閣府原子力政策担当室職員 が、原子力委員等とやりとりした メールの一切(平成24年1月1日 から平成24年7月20日のもの)	H24.7.20	H26.9.20	H27.12.8	444	開示請求に係る行政文書が大量であ り、開示又は不開示の判断に慎重な検 討を要したため。
内閣府	平成24年に発足した特定副大 臣の検証チームが収集及び作成 した全ての資料	H24.8.3	H25.12.28	H27.9.10	621	開示請求に係る行政文書が大量であり、開示又は不開示の判断に慎重な検討を要したため。
内閣府	「原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会」の審議期間中、委員の一部等が参加する「原子力発電・核燃料サイクル勉強会」について、2011年11月~2012年4月に開かれた勉強会の一切の資料	H24.9.13	H27.3.31	H28.1.18	293	開示請求に係る行政文書が大量であ り、開示又は不開示の判断に慎重な検 討を要したため。
外務省	「イスラム国」に拘束された者に 関するすべての文書(報道ぶり, ロジ資料は除く)	H27.2.2	H27.7.22	H27.7.23	1	開示決定に係る期限を誤認したため。
外務省	「イスラム国」に拘束された者に 関するすべての文書(報道ぶり, ロジ資料は除く)	H27.2.2	H27.7.22	H27.7.23	1	開示決定に係る期限を誤認したため。
外務省	ファイル名: 日米安全保障条約 関係一件 第三条に基づく行政 協定関係 防衛分担金関係 第8 巻 作成(取得)時期: 1960年7月31 日 作成者: 大臣官房 総務課長 管理担当課・係: 北米局日米安 全保障条約課長 日米地位協定 室長	H27.6.8	H28.3.14	H28.3.15	1	開示決定に係る期限を誤認したため。
外務省	戦後70年にあたって安倍内閣が 2015年8月14日に閣議決定し、発 表した安倍談話に関して、日本 の在外公館が各国の談話に対す る反応について発表前、及び発 表後に外務省本省に報告したす べての文書	H27.9.4	H28.3.18	H28.3.22	4	開示決定に係る期限を誤認したため。
外務省	行政文書ファイル「日米防衛協力(CDWG1)」に綴られた文書の全て。 (裏面に出典をプリントアウト)	H27.10.22	H28.2.22	H28.3.7	14	決定内容の調整に時間を要したため

### 〇 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの(資料5)

行政機関名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
文部科学省	裁判書類一式 判決がされたもの直近 から1件	H27.12.14	H28.1.13	78	関係部署の特定と文書の探索に時間を要し、また、延長手続きを失念してしまったため	H28.4.15決 定
文化庁	特定職員が特定課になした苦情の内容がわかる文書	H27.12.15	H28.1.14	77	関係部署の調整に時間を要し、また、延長手続きを失念してしまったため。	H28.7.1決 定
文化庁	職員の幸福追求権に係る裁判の内容が 記載されている文書	H27.12.15	H28.1.14	77	関係部署の調整に時間を要し、また、延長手続きを失念してしまったため。	H28.7.1決 定
文化庁	職員が主張した「職員の幸福追求権」の 存在について事情聴取した文書	H27.12.15	H28.1.14	77	関係部署の調整に時間を要し、また、延長手続きを失念してしまったため。	H28.7.1決 定
文化庁	特定職員の発言したことが記載されている文書(特定課で管理しているもの)	H27.12.15	H28.1.14	77	関係部署の調整に時間を要し、また、延長手続きを失念してしまったため。	H28.7.1決 定
文化庁	特定職員が作成した開示請求人との面談記録	H27.12.15	H28.1.14	77	関係部署の調整に時間を要し、また、延長手続きを失念してしまったため。	H28.7.1決 定

### 〇 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの(資料6)

行政機関名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに決定されなかった理由	備考
内閣府	東京電力の事故後のテレビ会議等資料	H24.3.30	H25.4.26	704	2,000枚以上の開示を含む10件以上の 開示請求がなされ、作業に時間を要してい るため。	

## 事例表

## 期限の特例規定適用事案関係

(資料7)

### 〇 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したもの(資料7)

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
内閣官房	政府が集団的自衛権の行使を認める閣議 決定案に関連してまとめた想定問答。	H26.8.18	H27.8.31	378	担当部局において、所管業務が著し〈繁忙であったため。
内閣官房	2度もFAXしたさまざまな問題への疑念・ 疑惑・危険等を払拭でき、法治国家に相応 しい立憲主義・憲法尊重擁護義務主義・国 際普遍主義の原則をふまえた集団的自衛 権行使容認の閣議決定に係る経緯・意思 形成過程の判る一切の資料	H26.9.16	H27.10.1	380	担当部局において、所管業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	H26年1月からH26年8月まで、集団的 自衛権の憲法解釈の変更を含む安全保障 政策、安全保障法制の見直しについて、 国家安全保障局内部の議論、外務省、防 衛省、海上保安庁、内閣法制局等(すべて の関連省庁を含む)とのやりとりについて のすべての文書	H26.9.17	H27.10.1	379	担当部局において、所管業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	国家安全保障局が保有する武力攻撃事態 法改正に関する法令等協議、法令以外の 協議(平成26年1月~9月分)	H26.10.14	H27.11.2	384	担当部局において、所管業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	いわゆる集団的自衛権にかかる閣議決定 に関連して、事前に国内外への安全保障・ 外交上の影響、波及効果、変化について 検討した内容のわかるもの	H27.3.2	H28.3.24	388	担当部局において、所管業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	「安全保障法制整備に関する与党協議会」に関して、その業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て(期間は平成26年8月15日付け閣安保第360号で特定された後~2015年2月末)。※「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.3.9	H28.3.9	366	担当部局において、所管業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	2012年12月以降の特定秘密保護法の検討過程に関わる文書のうち①内閣法制局との検討協議過程がわかる文書②官邸と政務三役からの指示またはそれに対する対応の内容が分かる文書③国会議員や政党からの要望、電話、申し入れとそれに対する対応が分かる文書④国会議員、政党に対する説明、打ち合わせの内容の分かる文書	H25.12.18	H27.6.18	547	当時、担当部局において、著しく大量(約77,000)の情報公開請求を処理しており、また、当該開示請求に係る文書が大量(7082枚)であり、かつ関係省庁等との協議、開示・不開示の判断の検討やマスキング作業に時間を要したため1年を超過した。
内閣官房	「特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準の策定について」(平成26年10月14日閣議決定)に係る当初案(素案)の起案過程、素案を受けての政府内における検討・修文過程の記録(情報保護監視準備委員会等における議論、関係省定間における協議等を含む。)、有識者における検討・修文過程の記録(情報保全諮別と検討・修文過程の記録(情報保全諮別との実施及びその結果に基づく意見反映の過程の記録、国会議員等(各会認りにおける会議を含む。)からの説明要求及びその他当該決定の閣議付議案の作成に至る検討・起案過程に係る行政文書並びに当該決定の閣議付議に係る決裁文書	H26.10.23	H27.11.24	397	当時、担当部局において、著しく大量(約24,000)の情報公開請求を処理しており、また、当該開示請求に係る文書が大量(3714枚)であり、かつ関係省庁等との協議、開示・不開示の判断の検討やマスキング作業に時間を要したため1年を超過した。
内閣府	別紙記載の内閣府原子力政策担当室職員の送受信メールの一切(サーバー内に存在するもの)	H24.7.20	H27.12.8	1,236	対象文書が数万枚を超え、精査に相当程度時間を要したため。
内閣府	平成24年6月11日に発足した後藤斎副 大臣の検証チームが収集した全ての資料 一式及び作成した文書一式	H24.8.3	H27.9.10	1,133	対象文書が数万枚を超え、精査に相当程度時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
内閣府	内閣府特命担当大臣(原子力行政)の下に設けられた「原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会での検討に関する検証チーム」により、内閣府「原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委員会」の審議期間中、核燃料サイクル勉強会」(※以下、「勉強会」があるとが明らかになった。2011年11月~2012年4月に開かれたこの「勉強会」についての・議事メモ、議事録、電子メール等、議事の内容に関する一切の資料・事務局等の役割を務めていた者も、勉強会に参加した教育で成した勉強会等に関連資料(但し8月に公表された「原子力委員会原子力発電・核燃料サイクル技術等検討小委とめた「検討に関する検証チーム」がまとめた「検討に関する検証チーム」がまとめた「検討に関する検証チーム」がまとめた「検証報告書」及び「別冊資料」に掲載されていない資料)	H24.9.13	H28.1.18	1,222	対象文書が数万枚を超え、精査に相当程度時間を要したため。
検察庁	神戸地方検察庁例規集 (5件分)	H25.11.21	H27.8.24	641	開示の対象となる文書が大量であり、開示の可否についての検討に相当の日数を要し、また、対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	GATT/ウルグアイ・ラウンド(農業)に関する資料、文書一式(報道, ロジ資料を除く) (計46件)	H25.10.29	H28.3.31	884	開示請求に係る行政文書が大量であり、また、対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	カンボディア復興国際委員会93年9月(いずれもロジ、報道資料は除く)	H26.3.19	H27.4.20	397	対象文書を所管する担当課において, 所管業 務に著しく多忙であったため。
外務省	④行政文書ファイル名:援助体制1(作成日:1986年1月29日)	H26.4.24	H27.7.30	462	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	⑤行政文書ファイル名:昭和62年当時の法制定時各省協議(作成日:1987年2月1日)	H26.4.24	H27.5.29	400	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	⑧行政文書ファイル名:フィリピン地震災害 (作成日:1991年3月31日)	H26.4.24	H27.6.1	403	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	⑨行政文書ファイル名:バングラデシュ・サイクロン災害(作成日:1991年5月1日)	H26.4.24	H27.6.1	403	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	⑪行政文書ファイル名:ペルシャ湾汚染災害(作成日:1991年3月1目)	H26.4.24	H27.7.30	462	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	マレイシア(戦後補償) (計2件)	H26.5.30	H27.6.1	367	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	作成(取得)時期 2001年6月12日 府省名 外務本省 文書分類(大)対アジア・太平洋地域外交 文書分類(中)地域政策 行政文書ファイル名 米国における元慰安 婦による訴訟(9) (計2件)	H26.8.18	H27.9.30	408	開示請求に係る行政文書が大量であり、また、対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	作成(取得)時期 2003年10月30日 府省名 外務本省 文書分類(大)対アジア・太平洋地域外交 文書分類(中)地域政策 行政文書ファイル名 米国における元慰安 婦による訴訟(13) (計2件)	H26.8.18	H27.11.30	469	開示請求に係る行政文書が大量であり、また、対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	作成(取得)時期 2005年6月29日府省名 外務本省 文書分類(大)対アジア・太平洋地域外交 文書分類(中)地域政策 行政文書ファイル名 米国における元慰安 婦による訴訟(15) (計2件)	H26.8.18	H28.2.1	532	開示請求に係る行政文書が大量であり、また、対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
外務省	作成(取得)時期 2012年1月1日 府省名 外務本省 文書分類(大)対アジア・太平洋地域外交 文書分類(中)地域政策 行政文書ファイル名 慰安婦訴訟(3)中国	H26.8.18	H28.2.29	560	開示請求に係る行政文書が大量であり、また、対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成26年4月1日以降最近までの在韓国日本大使館と外務省本省との外交公電すべて	H26.9.26	H28.3.31	552	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	8. 韓国内政14 アジア大洋州局北東アジ ア課長 1980年6月5日作成	H26.10.23	H27.11.2	375	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	9. 韓国内政15 アジア大洋州局北東アジ ア課長 1981年1月13日作成	H26.10.23	H27.11.30	403	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	行政文書ファイル名:全米熱帯まぐろ類委員会(第68回本会合、第5回財政作業部会、第7回条約改正作業部会) 作成時期:2001年6月13日	H26.10.31	H27.11.30	395	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	1971年7月のニクソン米大統領訪中宣言から、1972年9月末の日中国交正常化までの期間における森治樹事務次官と法眼晋作審議官・事務次官と米国大使館員(大使など)の間の会談議事録。(日中国交正常化達成後の報告まで)	H26.11.5	H28.3.31	512	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	慰安婦問題を巡る日韓間のやりとりの経 緯に関する文書	H26.12.2	H27.12.8	371	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	文書ファイル名:『極東委員会関係』 作成者:大臣官房総務課長 作成〔取得)時期:1946年6月1日 管理担当課・係:国際法局国際法課長 (計4件)	H26.12.3	H27.12.25	387	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	1997年12月15日にクアラ・ルンプールで行われたASEAN+3の会議について、日本の外務省の準備資料、会談記録、発言参考資料(計2件)	H26.12.17	H27.12.25	373	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	1971年7月から1972年までの間に行われた外務大臣(臨時大臣も含む)および総理大臣と駐日米国大使(代理大使も含む)の会談議事録。(佐藤総理・福田外相,田中総理・大平外相の時期に当たる)	H27.1.6	H28.3.31	450	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	第4回主要先進国首脳会談(ボン・サミット:1978年7月16~17日) 日本政府・福田赳夫首相の首脳会合の議論に向けた検討・準備資料	H27.2.4	H28.2.5	366	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「安全保障法制整備に関する与党協議会」に関して、その業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て(期間は2014-00361で特定された後から2015年2月末までに綴られたもの)。	H27.3.9	H28.3.9	366	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
財務省	1951年から1965年に至る、日韓会談の各時期(第1次~7次)の本会議及び委員会の会議録及び関連資料、日本政府が作成した公文書を網羅したもの	H26.1.28	H27.5.29	486	開示請求に係る行政文書が著しく大量であり、その開示・不開示箇所の審査等に多くの時間を要するため。
国税庁	一件別還付金カード(平成23年度分)	H25.9.11	H27.12.10	820	開示の対象となる文書が著しく大量であり、開示の可否についての検討に相当の日数を要したため。
国税庁	一件別還付金カード(平成23年度分)	H26.7.30	H27.11.6	464	開示の対象となる文書が著しく大量であり、開示の可否についての検討に相当の日数を要したため。
L	ļ		ļ		<u> </u>

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
厚生労働省	事務連絡(平成18年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	通知(平成18年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	厚生労働省科学研究費補助金(2009年)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	厚生労働省科学研究費補助金(2010年)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	事務連絡(平成19年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	監視指導第一係決裁·供覧(2005年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	監視指導第一係決裁・供覧(2006年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	監視指導第一係決裁・供覧(2007年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	監視指導第二係決裁・供覧(2005年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	監視指導第二係決裁・供覧(2006年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	監視指導第二係決裁・供覧(2007年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	薬事法第2条第14項に規定する指定薬物 の指定(2006年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	質問主意書答弁書(2006年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	麻薬の需給計画(2004年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	麻薬の需給計画(2006年度)	H27.2.12	H28.2.29	382	同日付で同一部局の所管する文書に関する 15件の開示請求がなされ、大量の行政文書 (計2999頁)の開示・不開示の審査に相当の 時間を要したため。
厚生労働省	平成21年度から25年度までの期間(5年間)に決定が下された労働者災害補償保険審査官決定のうち、原処分が取消しとなった事案の決定書(平成21度分)	H27.2.27	H28.3.30	397	開示請求対象文書が計217件(21年度45件、22年度50件、23年度53件、24年度31件、25年度38件)と多数に及んだことから、開示決定等の期限の特例を適用したところ、開示請求者との間で開示対象文書の調整を行うこととなり、当該調整に一定の期間を要し、これに加え、本件の処理期間中において、開示請求事案が多数あったため、処理に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
厚生労働省	平成21年度から25年度までの期間(5年間)に決定が下された労働者災害補償保険審査官決定のうち、原処分が取消しとなった事案の決定書(平成22度分)	H27.2.27	H28.3.30	397	開示請求対象文書が計217件(21年度45件、22年度50件、23年度53件、24年度31件、25年度38件)と多数に及んだことから、開示決定等の期限の特例を適用したところ、開示請求者との間で開示対象文書の調整を行うこととなり、当該調整に一定の期間を要し、これに加え、本件の処理期間中において、開示請求事案が多数あったため、処理に時間を要したため。
厚生労働省	平成21年度から25年度までの期間(5年間)に決定が下された労働者災害補償保険審査官決定のうち、原処分が取消しとなった事案の決定書(平成23年度分)	H27.2.27	H28.3.30	397	開示請求対象文書が計217件(21年度45件、 22年度50件、23年度53件、24年度31件、25年 度38件)と多数に及んだことから、開示決定等 の期限の特例を適用したところ、開示請求者 との間で開示対象文書の調整を行うこととな り、当該調整に一定の期間を要し、これに加 え、本件の処理期間中において、開示請求事 案が多数あったため、処理に時間を要したた め。
厚生労働省	平成21年度から25年度までの期間(5年間)に決定が下された労働者災害補償保 険審査官決定のうち、原処分が取消しと なった事案の決定書(平成24年度分)	H27.2.27	H28.3.30	397	開示請求対象文書が計217件(21年度45件、 22年度50件、23年度53件、24年度31件、25年 度38件)と多数に及んだことから、開示決定等 の期限の特例を適用したところ、開示請求者 との間で開示対象文書の調整を行うこととな り、当該調整に一定の期間を要し、これに加 え、本件の処理期間中において、開示請求事 案が多数あったため、処理に時間を要したた め。
厚生労働省	平成21年度から25年度までの期間(5年間)に決定が下された労働者災害補償保 険審査官決定のうち、原処分が取消しと なった事案の決定書(平成25年度分)	H27.2.27	H28.3.30	397	開示請求対象文書が計217件(21年度45件、 22年度50件、23年度53件、24年度31件、25年 度38件)と多数に及んだことから、開示決定等 の期限の特例を適用したところ、開示請求者 との間で開示対象文書の調整を行うこととな り、当該調整に一定の期間を要し、これに加 え、本件の処理期間中において、開示請求事 案が多数あったため、処理に時間を要したた め。
防衛省	陸幕総第78号(27.1.29) 陸幕総第945号(26.11.25)	H27.2.16	H28.2.26	375	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	リペリングの実施要領・コツ等の全ての行 政文書	H27.1.13	H28.3.25	437	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	陸上幕僚監部『野戦特科運用』の編さん理 由書に類するもの	H27.1.5	H28.2.25	416	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	·陸上幕僚監部『野戦特科運用』	H27.1.5	H28.2.25	416	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要した。
防衛省	・陸上幕僚監部『野外令』の編さん理由書 に類するもの	H27.1.5	H28.1.28	388	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	「諸外国の最新の軍事戦略の動向に関する調査研究」に関して行政文書ファイル (主として研究内容に関するもの)に綴られた文書の全て。	H26.11.12	H27.12.15	398	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要した。
防衛省	「兵器体系研究に(空幕研究または空自指定研究)」に該当する研究開発の成果報告のうち2012.4.24-本本B118で特定された以降に策定されたもの。	H26.2.28	H27.4.30	426	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要した。
防衛省	陸上自衛隊教範「対特殊武器戦」	H26.1.16	H27.12.21	704	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の判断の検討及び関係部局との調整に時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
防衛省	陸自訓練資料 3-04-11-01-12-0「逮捕 術」	H25.11.29	H27.5.28	545	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	陸自教範 5-03-01-30-21-0「対特殊武器 戦1編、2編、3編」	H25.11.29	H27.12.21	752	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	「対特殊武器戦」第1~3件(陸自教範5-03-01-30-21-0)	H25.9.6	H27.12.21	836	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	「UAV(近距離用)」(訓練資料3-03-0 4-72-23-0)	H25.9.6	H27.5.28	629	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	「無人偵察機システム(平成21年度以降納入型)」(訓練資料3-03-04-71-21-0)	H25.9.6	H27.8.7	700	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	対空戦闘	H25.3.18	H27.9.14	910	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	訓練資料 火砲の原理	H25.3.18	H27.6.4	808	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	野外通信	H25.3.18	H27.12.21	1,008	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	衛生科運用	H25.3.18	H27.10.19	945	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	航空科部隊の戦闘・戦闘支援	H25.3.18	H27.4.24	767	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。
防衛省	155mm榴弾砲FH70	H25.3.18	H27.7.10	844	担当する職員が、多数の開示請求を担当して おり著しく多忙であり、かつ、開示・不開示の 判断の検討及び関係部局との調整に時間を 要した。

# 事例表

## 不服申立て事案の処理日数関係

(資料8~11)

### ○ 今年度に審査会に諮問した事案のうち、不服申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料8)

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
内閣官房	福島第一原子力発電所事故の、吉田昌郎所 長を政府事故調査・検証委員会が聴取した 「聴取結果書」すべて。	H26.7.29	H27.4.8	253	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	憲法9条の解釈変更を国会などで説明するため、政府が作成した想定問答。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H26.8.12	H27.11.25	470	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	東京電力福島原子力発電所における事故調 査・検証委員会(政府事故調)が吉田昌郎氏 (東京電力福島第一原子力発電所所長)から 聴取した内容を記録した「聴取結果書」	H26.9.25	H27.4.8	195	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	「平成26年度以降に係る防衛計画の大綱」策定の庶務部局が。その業務のために行政できる。本電子データが存在する場合は電子データを希望。	H27.1.5	H27.12.3	332	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	「国家安全保障戦略」策定の庶務担当部局が、その業務のために行政文書ファイルに 級った文書の全て。*電子データが存在する場合は電子データを希望。	H27.1.5	H27.12.3	332	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	防衛装備移転三原則(平成26年4月1日 国 家安全保障会議決定 閣議決定)に基づき、 国家安全保障会議、国家安全保障会議幹事 会で審議された際の議事録、配布資料	H27.3.24	H27.12.3	254	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の庶務担当部局が、業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.4.17	H27.11.25	222	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の事務を処理する担当部局が業務のために行政文書ファイル等に綴った文書の全て(官邸ホームページ掲載されたものを除く)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.4.17	H27.11.25	222	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の事務を処理する担当部局が業務のために行政文書ファイル等に綴った文書の全て(官邸ホームページ掲載されたものを除く)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.4.23	H27.11.25	216	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会が東京電力福島第一原発の吉田昌郎所長を相手に2011年8月8.9日に実施した事情聴取の模様をICレコーダーで録音した音声の電磁的記録(音声ファイルまたはそのコピー)のうち以下に特定する部分。「事故時の状況とその対応について 4」の聴取結果書の56ページの1行目から57ページの13行目までの部分。	H27.5.1	H28.3.29	333	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	福島第一原子力発電所政府事故調査・検証 委員会のヒアリングで作成された東京電力福 島第一原子力発電所 吉田昌郎所長(当時) のICレコーダーによる録音データ全て。ただ し、調書公開において、黒塗りにされた個人 情報に係る部分を除く。	H27.6.3	H28.3.29	300	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	平成27年1月9日開催の国家安全保障会議の 議事録及び配布資料	H27.6.19	H27.11.10	144	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	別添に記載されている「安倍総理への中間報 告」に該当する行政文書の全て。	H27.7.9	H27.12.22	166	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
内閣官房	別添に記載されている「右論点整理」に該当 する行政文書の全て。	H27.7.9	H27.12.22	166	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の業務が著しく繁忙であったため。
内閣官房	「安全保障法制整備に関する与党協議会」に関して、その業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全で(期間は2015年5月1日~14日までに絞られたもの)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.8.3	H27.12.22	141	担当課において、不服申立てに係る事案の処理以外の 業務が著し〈繁忙であったため。
内閣官房	「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」(2015年5月14日閣議決定)について担当部局が作成した当該閣議決定に係る行政文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.11.9	H28.3.30	142	同一事案に関して複数の不服申立てがあり、調整に時間 を要したため。
内閣官房	「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」(2015年5月14日閣議決定)について担当部局が作成した当該閣議決定に係る行政文書の全て。*「行政機関の保存する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.11.13	H28.3.30	138	同一事案に関して複数の不服申立てがあり、調整に時間 を要したため。
内閣官房	下記3件の閣議決定の担当部局が行政文書ファイルに綴った文書の全て。(平成27年6月29日閣副事態第215号で特定された後に綴ったもの)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。①「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」(2015年5月14日閣議決定)②「離島等に対する武装集団による不法上陸等事案に対する政府の対処について」(2015年5月14日閣議決定)の担当部局が行政文書ファイルに綴った文書の全て、3「公海上で我が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」(2015年5月14日 閣議決定)の担当部局が行政文書ファイルに綴ったで表が国の民間船舶に対し侵害行為を行う外国船舶を自衛隊の船舶等が認知した場合における当該侵害行為への対処について」(2015年5月14日 閣議決定)の担当部局が行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H27.12.3	H28.3.30	118	同一事案に関して複数の不服申立てがあり、調整に時間 を要したため。
法務省	更生緊急保護について規定している法令, 通 達等の一部開示決定に関する件	H27.9.17	H27.12.25	99	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係部局との調整に時間を要したため。
法務省	平成27年司法試験出題内容漏えい問題に関して、法務省が作成又は取得した文書の開示請求に対する一部開示決定及び不開示決定に関する件	H27.10.21	H28.3.31	162	平成27年司法試験出題内容漏えい問題についての原因究明・再発防止に関する調査検討及び平成28年司法試験準備業務が繁忙であり、その中で、本件異議申立て事案について、対応方針の検討を行う必要があり、結果として諮問までの時間を要したため。
法務省	平成27年司法試験出題内容漏えい問題に関して、法務省が作成又は取得した文書の開示請求に対する不開示決定に関する件	H27.10.21	H28.3.31	162	平成27年司法試験出題内容漏えい問題についての原因究明・再発防止に関する調査検討及び平成28年司法試験準備業務が繁忙であり、その中で、本件異議申立て事案について、対応方針の検討を行う必要があり、結果として諮問までの時間を要したため。
外務省	平成24年度(行情)答申第79号でいう「9枚の行政文書」及び開示すべきとされた「別紙に掲げる部分」の全て。	H25.3.19	H27.8.19	883	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	外務省安全保障法制研究会の庶務担当部局 が、同研究会に関して行政文書ファイルに 綴った文書の全て。	H27.4.10	H28.2.3	299	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	行政文書ファイル名「慰安婦問題 東ティモール(1)」に含まれるすべての文書	H26.6.2	H27.4.15	317	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	外務省ホームページに掲載されている「尖閣諸島についての基本見解(平成25年5月)」を起案した際の参考資料及び決裁書等の行政文書が廃棄された経緯の分かる行政文書	H26.3.12	H27.8.13	519	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	北東アジア課が主管する行政文書ファイル 「過去に起因する問題®」に含まれるすべて の文書。	H26.6.2	H27.12.8	554	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	集団的自衛権行使容認の閣議決定に関して、その庶務担当部局が業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。	H27.4.6	H28.2.3	303	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	作成(取得)時期 2012年9月20日 府省名 外務本省 文書分類(大)国際協力 文書分類(中)専門機関 行政文書ファイル名 従軍慰安婦主意書(平成7年)	H27.2.9	H27.8.6	178	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	作成(取得)時期 2012年9月20日 府省名 外務本省 文書分類(大)国際協力 文書分類(中)専門機関 行政文書ファイル名 ILO従軍慰安婦国会答 弁(平成9年)	H27.2.9	H27.7.29	170	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	報徳会宇都宮病院事件に関して国際法律家委員会(ICJ)と国際医療従事者委員会(ICHP)より送付された情報。そして、前記の情報について作成され、または取得した情報全て。(たとえば、回答や議事録など)	H27.10.2	H28.2.2	123	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	1965年1月26日椎名外務大臣 1965年1月14日黒田北東アジア課長に報告された内容を含め、外務省で記録が作成された「四野ウインによる裏交渉"に関連する文書 (日本・韓国側の各案文含む)(参考:日韓国 交正常化問題資料基礎資料編第6巻p398)	H27.8.19	H27.12.2	105	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	「国際平和協力に関する一般法研究会」の庶務担当部局が、同研究会に関して行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H27.5.15	H28.2.3	264	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	「『日本国憲法解釈上認められないとされる武力の行使・武器使用の国際法上の評価』に関する調査研究」にかかる報告書に該当するもの全て。	H27.5.15	H28.2.3	264	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	別紙(出典)「2013-00267-0006-IMG」 5枚目) の諮問事項(上段)に対する答申に相当する文 書の全て。※「行政機関の保有する情報の公 開に関する法律施行令」別表でいう「七 電磁 的記録」があれば、それを希望。	H27.5.18	H28.2.3	261	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	別紙(出典)「2013-00267-0006-IMG」5枚目) の諮問事項(下段)に対する答申に相当する文 書の全て。	H27.5.18	H28.2.3	261	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	「日米防衛協力のための指針」(2015年4月27日)」に関して、その業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。	H27.10.6	H28.3.30	176	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	昭和27年8月の日米合同委員会において、すべての協議内容は日米双方の合意がなければ公表されない旨の合意がされた事実がわかるもの日米地位協定発効後に開催された第1回日米合同委員会議事録で、議事録が日米間の合意がない限り公表されないことが日米両政府間において明示的に合意された事実がわかるもの	H27.8.24	H27.11.27	95	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	「安全保障法整備に関する与党協議会」に関して、その業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全で(期間は2015年5月1日~14日までに綴られたもの)。	H27.7.31	H28.2.3	187	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
外務省	「国際平和協力の在り方について政府内で検討を進めるため、日本国憲法解釈としての「武力の行使の一体化」に当たる行為(活動)の評価を、国際法の立場から検証すると共に、憲法という国内法の側面及び国際政治という政策的見地から分野横断的に改めて論点を整理することを目的」(情報公開・個人情報保護審査会平成26年度(行情)答申第457号)との主張の根拠となった文書の全て。	H27.9.1	H28.2.3	155	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	日本外国特派員協会会報誌「Number 1 Shimbun」ウェブ版に2015年4月1日付けで掲載された、ドイツ紙「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング」元東京支局長、カーステン・ゲルミス記者の寄稿(本請求書にコピーを添付)に記されている、「2013年に3人の元従軍慰安婦のインタビューについて書いたあと、私は再び昼食に招待された。首相の考えを理解するための資料を再び手渡された」とされる会合について、その内容及び経緯を記録した文書と電磁的記録(電子メール、音声・映像等含む)すべて。	H27.8.26	H27.12.10	106	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	日本外国特派員協会会報誌「Number 1 Shimbun」ウェブ版に2015年4月1日付けで掲載された、ドイツ紙「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング」元東京支局長、カーステン・ゲルミス記者の寄稿(本請求書にコピーを添付)に記されている、2012年にゲルミス記者が元従軍慰安婦へのインタビューと竹島訪問のために韓国に渡航した直後に、「外務省に昼食の招待を受け、島が日本のものであると証明する何十ページもある資料を渡された」会合について、その内容及び経緯を記録した文書と電磁的記録(電子メール、音声・映像等含む)すべて。	H27.8.26	H27.12.10	106	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	日本外国特派員協会会報誌「Number 1 Shimbun」ウェブ版に2015年4月1日付けで掲載された、ドイツ紙「フランクフルター・アルゲマイネ・ツァイトゥング」元東京支局長、カーステン・ゲルミス記者の寄稿(本請求書にコピーを添付)に記されている。「私(ゲルミス記者)が安倍政権の歴史修正主義に批判的に書いた記事」について、在フランクフルト日本総領事が同紙本社を訪れて担当デスクと会談した内容及び経緯を記録した文書と電磁的記録(電子メール、音声・映像等含む)すべて。添付コピーの当該箇所に下線を引いてあります。	H27.8.26	H27.12.10	106	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	「bilateral plans」(The Guidelines for Japan- U.S. Defense Cooperation(April 27,2015))に 該当するもの全て。	H27.9.30	H28.3.30	182	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	「bilateral plans」(The Guidelines for Japan- U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)) に 関する決裁関連文書の全て。	H27.9.30	H28.3.30	182	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
外務省	「an upgraded Bilateral Planning Mechanism」 (The Guidelines for Japan-U.S. Defense Cooperation (April 27, 2015)) の概要 (正式 名称, 構成員, 設立年月日等) について分か る文書。	H27.9.30	H28.3.30	182	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく 多忙であったため。
文部科学省	特定大学に対して行った通知文等	H27.2.25	H27.5.27	92	対象文書を所管する担当課において、所管業務が多忙であったため
文部科学省	上司が指示した内容が記載されている文書	H27.9.14	H27.12.16	93	情報公開窓口において、開示請求及び不服審査請求関わる文書が大量に提出され本件に専念する時間的余裕がなかったため
文部科学省	開示請求人との面談記録	H27.9.14	H27.12.16		情報公開窓口において、開示請求及び不服審査請求関わる文書が大量に提出され本件に専念する時間的余裕がなかったため
文部科学省	肖像権の定義が記載されている文書	H27.9.14	H27.12.16		情報公開窓口において、開示請求及び不服審査請求関 わる文書が大量に提出され本件に専念する時間的余裕 がなかったため

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
資源エネル ギー庁	不服申立人からの上申書に基づく特定会社A 及び特定会社Bから提出された文書等の不 開示決定に関する件	H26.4.27	H27.11.11	563	不服申立人と担当課において時間を要していたため
特許庁	事務処理システム受注業者への家宅捜索関 係資料等につき、資料の存否を争う案件	H26.12.18	H27.7.3	197	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	データ通信サービス契約書類の一部不開示 につき、さらなる開示を求める案件	H26.12.18	H27.7.3	197	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	特許庁とシステム開発業者との解約合意書 の一部不開示につき、さらなる開示を求める 案件	H26.12.18	H27.7.3	197	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	JAPIOの基本財産の処分における通産大臣 承認文書について、文書の存否を争う案件	H26.12.18	H27.7.3	197	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	4月18日を発明の日とする省議決定に至るまでの作成書類につき、存否を争う案件	H26.12.18	H27.7.3	197	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	特許庁が実用新案出願に関し特定業界に 行った行政指導関連文書につき、文書の存否 を争う案件	H26.12.18	H27.7.3	197	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	特許庁業務運営計画関連文書の一部不開示 につき、さらなる開示を求める案件	H26.12.18	H27.7.3	197	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	パトリスサービスの停止に関する文書につ き、文書の存否を争う案件	H27.1.13	H27.7.3	171	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	JAPIOの外国特許データベース提供につき、 関連文書の存否を争う案件	H27.1.13	H27.7.3	171	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	特許庁の五庁会合での提案内容に関する文書の一部不開示につき、さらなる開示を求める案件	H27.1.13	H27.7.3	171	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	特許庁のビル名決定に至った議事録等の文 書につき、文書の存否を争う案件	H27.1.13	H27.7.3	171	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト1関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト2関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト3関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト4関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト5関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト6関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト7関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト8関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト9関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト10関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	三極特許庁会合のプロジェクト11関連文書に つき、移管による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	EPOと事業者との契約及び特許庁の分担金に関する文書につき、廃棄による不開示の是非を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	特許庁・USPTO・EPOの工業所有権ネット ワーク構想に関する文書につき、存否を争う 案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	特許情報のインターネット経由提供に関する 専門家会合関連文書につき、存否を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	ペーパーレスシステムに関する庁内委員会関 連文書につき、存否を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
特許庁	特許庁からJAPIOへの特許情報提供の費用 に関する文書につき、存否を争う案件	H26.12.18	H27.8.28	253	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申立が 多発したため(開示請求約100件、異議申立約40件)。
国土交通省	特定トンネルに関するすべての情報に係る文 書の一部開示決定に関する件	H20.5.11	H27.10.1	2,699	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	用途廃止された特定地番(公衆用道路)及び 隣接する無番地里道に係る文書の一部開示 決定に関する件(文書の特定)	H21.9.28	H27.5.14	2,054	関係機関との調整等、対応方法の検討に時間を要していたため。また、国有財産決算業務、財務諸表基礎資料の作成及びその他個別案件対応等に著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定トンネルに関する交渉記録、関係書類、 担当者の引き継ぎ書の一部開示に関する件	H22.2.16	H27.10.1	2,053	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	関東運輸局の行政文書ファイル管理簿のうち特定課の行政文書ファイル「平成17年度車両関係統計調査等(延長分)」に関する部分の全部開示決定に関する件	H23.11.15	H27.4.9	1,241	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	関東運輸局特定課の行政文書ファイル「平成 17年度車両関係統計調査等(延長分)」等の 不開示決定に関する件	H23.11.15	H27.4.9	1,241	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	運輸に関する協定書に添付されている契約 書等の一部開示に関する件	H24.11.5	H28.2.22	1,204	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要 しているため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁 忙であったため。
国土交通省	特定トンネル工事における写真データの部分 開示決定に関する件	H24.9.24	H27.11.19	1,151	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	特定地区舗道整備工事における避難所の新築に掛かった費用及び宅地造成規制区域内に3メートルほど一時盛った造成工事に対する地元自治体との協議文書又は申請許可文書に関する不開示に関する件	H24.7.10	H27.4.17	1,011	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	「保安監査 平成17年度及び18年度」の一部 開示決定に関する件	H24.7.4	H27.4.10	1,010	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	「業務監査」文書の不開示決定に関する件	H24.7.4	H27.4.10	1,010	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であったため。
国土交通省	平成23年度及び24年度 地域公共交通確 保維持改善事業に係る申請書等(特定会社) の開示決定等に関する件	H25.6.28	H28.2.22	969	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 との調整に時間を要していたため。
国土交通省	別紙のAに示す委員会等に係る、別紙のBに 関する文書の一部開示決定に関する件	H24.11.12	H27.6.3	933	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要 していたため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁 忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定事業者から平成21年9月に提出された改善対策届出に関する文書の不開示決定に関する件	H26.1.10	H28.2.22	773	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及びリコール対応等所管業務を含め著しく 繁忙であったため。
国土交通省	平成24年度及び25年度 地域公共交通確保 維持改善事業(輸送対策)に係る申請書・報 告書・通知書の開示決定等に関する件	H26.1.14	H28.2.22	769	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及びリコール対応等所管業務を含め著しく 繁忙であったため。
国土交通省	特定トンネルの設計照査に関する書類の不 開示決定に関する件	H26.3.6	H28.2.15	711	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	浪速国道事務所とNEXCO西日本とで合併施工された第二京阪道路プロジェクトにおける契約書一式の公文書に関する開示決定に関する件	H25.10.8	H27.9.17	709	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	特定地番の南側に位置する官民境界における筆界の根拠となる基準点並びに各測定ポイントとトレーサビリティ体系の分かる文書の開示決定に関する件	H25.8.5	H27.7.10	704	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	特定トンネルエ事(通知等)不開示決定に関する件	H26.3.19	H28.2.17	700	原処分の精査及び事実関係の確認、関係部署との調整 にに時間を要していたため。
国土交通省	紀南河川国道事務所が行った特定地内民地 内進入路造成について、宅造法規定の500㎡ を超える切土・盛土の造成工事に伴う工事前 の状況と工事後の復旧工事の地元自治体と の協議文書の不開示決定に関する件	H25.8.7	H27.7.1	693	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	紀南河川国道事務所が、別添写真の看板を 平成18年2月頃、特定地番地内自然公園保 護区域の国道42号線同事務所が管理する 橋の欄干に設置した自然公園法違反行為に ついて、環境庁から再三の顛末書の提出を無 視し、国土交通省の大きさによる立場を知 して同違反行為を握りつぶしたことが分かる 情報に関する文書の一部開示決定に関する 件	H25.11.22	H27.10.2	679	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町湯川地区の宅地造成規制区域で行った民地避難場所造成に伴う山林2メートル以上の切土に対する那智勝浦町との協議文書に関する一部開示決定の件	H25.6.11	H27.4.9	667	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	特定地番の南側に位置する第二京阪道路の 調整から前川迄の排水系統図並びに水路図 面と旧青線から現行水路施工に至る工事履 歴が分かる公文書に関する不開示決定の件	H25.12.9	H27.9.17	647	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	不動産鑑定士試験の科目別平均点等に係る 開示決定に関する件	H26.3.24	H27.12.28	644	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 との調整に時間を要していたため。
国土交通省	特定地番の南側に位置する第二京阪道路の 調整から前川迄の排水系統図並びに水路図 面と旧青線から現行水路施工に至る工事履 歴が分かる公文書に関する不開示決定の件	H25.10.8	H27.7.10	640	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	特定トンネルエ事(変更事由)不開示決定に 関する件	H26.5.22	H28.2.17	636	原処分の精査及び事実関係の確認、関係部署との調整 にに時間を要していたため。
国土交通省	平成16年度に近畿地方を襲った大型台風が原因により、隣地から流れ出た土砂約1平方メートルの掃除を強要し、申請人を善意の管理者ではないとした紀南河川国道事務所職員が「異常等が有る」と判断した点検状況がわかる道路巡回日誌等の不開示決定の件	H25.10.10	H27.7.1	629	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	別紙のAに示す委員会等に係る、別紙のBに 関する文書の一部開示決定に関する件	H26.3.30	H27.12.17	627	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であったため。
国土交通省	別紙のAに示す委員会等に係る、別紙のBに 関する文書の一部開示決定に関する件	H26.3.30	H27.12.17	627	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	鉄道安全監査官が保有する「旅行命令簿を 収めた行政文書ファイル」のうち、最も古い年 度のファイルに関する開示決定に関する件	H25.7.23	H27.4.1	617	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	紀南河川国道事務所職員の特定職員が写真を見せて当該地があたかも宅地造成等規制 法違反であるかのように言いふらしているが、 宅造法違反の根拠となる証拠の文書の開示 決定に関する件	H26.2.3	H27.10.2	606	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	総括審査報告書(概要版)の一部開示決定に 関する件	H26.5.29	H28.1.13	594	原処分と不服申立て内容との関連性の確認や資料の探索に時間を要したことに加え、情報公開に係る他の不服申立ての対応等により著しく多忙であったため。
国土交通省	高知県公害審査会特定事件に対し、国が提 出した意見書の不開示決定に関する件	H26.4.4	H27.11.19	594	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 との調整に時間を要していたため。
国土交通省	地盤変動に関する一部開示決定に関する件	H26.7.29	H28.3.11	591	原処分の精査及び事実関係の確認、不開示情報該当性 の検討等に時間を要したため。
国土交通省	別紙のAに示す委員会等に係る、別紙のBに 関する文書の不開示に決定に関する件	H25.12.25	H27.6.9	531	不服申立て担当課において、関係機関との事実確認等、 対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対 応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	中部横断自動車道の開示決定に関する件 (1)	H26.10.14	H28.2.23	497	原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要していた ため、及び所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	中部横断自動車道の開示決定に関する件 (2)	H26.10.14	H28.2.23	497	原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要していたため、及び所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	中部横断自動車道の開示決定に関する件 (3)	H26.10.14	H28.2.19	493	原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要していたため、及び所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	中部横断自動車道の開示決定に関する件 (4)	H26.10.14	H28.2.19	493	原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要していた ため、及び所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定箇所における崩落を放置し続けている紀 南河川国道事務所の責任者の氏名及び役職 が分かる文書等の不開示決定(不存在)に関 する件	H26.11.5	H28.2.8	460	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	中部横断自動車道の不開示決定に関する件 (5)	H26.11.18	H28.2.19	458	原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要していたため、及び所管業務が著しく繁忙であったため。
国土交通省	鉄·軌道旅客輸送実態調査票等の不開示決 定に関する件	H26.10.15	H28.1.15	457	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	鉄·軌道旅客輸送実態調査票等の不開示決定に関する件	H26.10.15	H28.1.15	457	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	旅行命令簿等の開示決定に関する件	H26.3.25	H27.6.17	449	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定箇所における崩落を放置し続けている紀 南河川国道事務所の責任者の氏名及び役職 が分かる文書等の不開示決定(不存在)に関 する件	H26.11.26	H28.2.8	439	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部署 間の調整に時間を要していたため。
国土交通省	土地鑑定委員会議事録等の一部開示決定に 関する件	H26.9.22	H27.11.11	415	原処分と不服申立て内容との関連性の確認や資料の探索に時間を要したことに加え、情報公開に係る他の不服申立ての対応等により著しく多忙であったため。
国土交通省	平成25年度用地交渉記録に関する一部開示 決定に関する件	H26.8.13	H27.9.4	387	原処分における開示文書が著しく大量であり、原処分の 精査及び事実関係の確認、不開示情報該当性の検討等 に時間を要していたため。
国土交通省	特定道路補償説明業務(その2)補償説明記 録簿に関する一部開示決定に関する件	H26.8.13	H27.9.4	387	原処分における開示文書が著しく大量であり、原処分の 精査及び事実関係の確認、不開示情報該当性の検討等 に時間を要していたため。
国土交通省	特定道路補償説明業務(その3)報告書に関する一部開示決定に関する件	H26.8.13	H27.9.4	387	原処分における開示文書が著しく大量であり、原処分の 精査及び事実関係の確認、不開示情報該当性の検討等 に時間を要していたため。
国土交通省	特定会社らが現行運賃に対する近畿運輸局の運賃変更命の差止めを大阪地方裁判所に求めた申立書、大阪地方裁判所が仮の差止めを決定した決定書、および国が抗告した文書の一式の不開示決定に関する件	H26.11.4	H27.6.1	209	原処分の精査及び事実関係の確認、不開示情報該当性 の検討等に時間を要していたため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	北陸信越運輸局が行った運行図表に関する 不開示決定について(1)	H27.6.11	H27.12.21	193	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	北陸信越運輸局が行った運行図表に関する 不開示決定について(2)	H27.6.11	H27.12.21	193	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	北陸信越運輸局が行った運行図表に関する 不開示決定について(3)	H27.6.11	H27.12.21	193	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	九州運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(1)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	九州運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(2)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	中部運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(1)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	中部運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(2)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	東北運輸局が行った運行図表に関する不開示決定について	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	関東運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(1)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	関東運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(2)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	関東運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(3)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	関東運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(4)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	関東運輸局が行った運行図表に関する不開 示決定について(5)	H27.6.15	H27.12.21	189	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要していたため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	特定不動産鑑定士の不動産鑑定評価に対する「審査手続・結果」のわかる行政文書の不開示決定の件	H27.8.6	H28.1.20	167	情報公開に係る他の不服申立ての対応等により著しく多忙であったため。
国土交通省	背後地から水が流れて来て特定水害が起 こったことを示す根拠資料等の不開示決定に 関する件	H27.8.18	H28.1.6	141	原処分の精査及び事実関係の確認に時間を要したため。
国土交通省	昭和50年の特定通達別添に記載の特定の減 価率が適正な正常価格である根拠の文書の 不開示決定(不存在)に関する件	H27.10.9	H28.2.15	129	原処分の精査及び関係部署間の調整に時間を要したため。
国土交通省	①都市計画道路補助61号線にかかわる事業 許認可等についての文書及び②建設省が戦 災復興対策協議会を置いたその協議の内容 (経緯)のわかる文書の不開示決定の件	H27.8.3	H27.11.11	100	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著しく繁忙であったため。
国土交通省	「一般乗用旅客自動車運送事業に対する行政処分等の基準について」の別表第1「運輸規則第38条第2項」欄の「1特別な指導の実施状況(注)」の(注)の「一部不適切」と「大部分不適切」における「必要な指導監督の実施状況」の2分の1以上又は2分の1未満を数値で表す実施状況とは何を指すのかが判明する文書の全て等	H27.7.29	H27.11.5	99	原処分と不服申立て内容との関連性の確認や資料の探索に時間を要したため。
国土交通省	中部運輸局の平成27年7月10日付文書の特定人物の生年月日を開示しないとする処分及び同氏の印影欄の全部を非公開とする処分の件	H27.7.15	H27.10.19	96	原処分の精査及び関係部署間の調整に時間を要したため。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国土交通省	特定会社に対する行政指導等を示す文書等 の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H27.12.21	H28.3.23	93	原処分の精査及び関係部署間の調整に時間を要したた め。
防衛省	「たちかぜ」アンケート事案調査の最終報告について、以下の文書。 ①原議(起案用紙を含む。) ②下資料一切	H24.12.28	H28.3.14	1,172	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	「たちかぜ」アンケート事案調査の最終報告について、以下の文書。 ①原議(起案用紙を含む。) ②下資料一切	H25.4.3	H28.3.14	1,076	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	2014年7月2日に官報告示された「防衛省告示第122号」(漁業操業制限法関連)及び「防衛省告示第123号」(日米地位協定関連)の内容に関連し、沖縄防衛局と、第11管区海上保安本部及び同本部管内の海上保安部等との間で協議した内容を記した一切の文書	H26.10.9	H28.3.17	525	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	米軍キャンプ・シュワブ周辺(海域を含む)に おける市民等による監視や講義等の活動に ついて、沖縄防衛局と、在沖縄米軍との間で やり取りした内容を示す一切の文書	H26.10.9	H28.3.17	525	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成25年度(行情)答申第89号に係る行政 文書開示請求において、開示されるべきだっ たのに開示されなかった文書。	H26.11.25	H27.11.5	345	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	防官文第14255号(25.10.25)で開示された文書が、何という名称の行政文書ファイルとして電子政府の行政文書ファイルを登録されているかわかる文書	H27.1.5	H28.3.29	449	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	①別紙想定問答の「原義」 ②別紙に言う「確認」がいつ、どこで、誰によって為されたかがわかる文書 ③「質問はされておらず、また回答もしていない」とする根拠が書かれた文書	H27.1.5	H28.3.29	449	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	たちかぜ事件の不法行為者に求償したかどう かがわかる文書。 まだしていない場合には、検討の文書。	H27.1.5	H28.3.10	430	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	①平成23年11月9日の、海幕法務室員による、海上自衛隊幹部学校の1等海佐に対する 聞き取り調査の記録 ②①に係るプリペイドカード使用記録簿	H27.1.5	H28.3.29	449	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成19年の文書管理状況点検において、不適切な文書管理をしたとされた233名の海上自衛隊の文書管理者及びその部下らに対して発せられた被疑事実通知書他	H27.1.13	H28.3.16	428	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
	平成25年3月11日、海幕服務室の事務所が、メールで「たちかぜ事件の公益通報者が証拠を保全してから、公益通報まで時間があいたことについて客観的に合理的な理由がないのも事実です」といった趣旨のことを述べているが、「彼が「事実です」と断定した根拠について書かれた文書	H27.2.3	H27.5.29	115	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	26. 12. 15、部隊で各人に対し、前日に行われた投票選挙に「行った」のか「行かなかった」のか、確認があった。 この確認に係る全ての書面及びメール	H27.4.20	H27.8.6	108	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	日米安全保障条約および日米地位協定の運 用について作成されたハンドブックで防衛省 が保有するもの	H27.4.23	H27.9.4	134	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成26年度米国派遣訓練(RIMPAC2014)に関して「行政文書ファイル等」(平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」)に綴られた文書(主に訓練計画)の全て	H27.4.27	H27.9.4	130	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	「特定秘密」の指定に関する決裁関連文書の 全て	H27.4.27	H27.10.29	185	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	在外邦人等の輸送に係る武器等の使用に関する訓令及びその下部規則(通達等)の全て(いずれも最新版)	H27.4.27	H27.9.4	130	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	防官文第2575号に係る審理(「行政不服審 査法」第25条)に関する文書の全て	H27.4.27	H27.9.4	130	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	防官文第2589号に係る審理(「行政不服審 査法」第25条)に関する文書の全て	H27.4.27	H27.9.4	130	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」に関して「行政文書ファイル等」 (平成23年防衛省訓令第15号「防衛省行政文書管理規則」)に綴られた文書の全て	H27.4.27	H27.9.4	130	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	「日米防衛協力のための指針の見直しに関する中間報告」に関する相当問答集のたぐいに 関するもの全て	H27.4.27	H27.9.4	130	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	自衛隊法第84条の3(在外邦人等の輸送)の 実施に関して海上自衛隊が策定している基本 計画	H27.4.27	H27.8.6	101	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	「たちかぜ事件」公益通報者に係る懲戒処分 の調査手続において、25年6月13日から26 年4月22日までの調査で得た文書他	H27.4.27	H28.2.24	303	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	具地方総監部法務係(法務係長及び係員)の 机の上・机の引き出し・常用するキャビネット に所在する行政文書のうち、行政文書として 規則上必要な措置が為されていないもの一 切	H27.4.27	H28.3.3	311	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	①海幕服務室が使用している「審理辞退届記入要領」。②同じく「被疑事実通知書記入要領」。③①と②の合体版	H27.4.27	H28.3.16	324	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	①平成26年1月、横須賀の護衛艦で発生した器物損壊事件に関する第一報の文書。② 平成26年1月、横須賀の護衛艦で発生した 暴行事件に関する第一報の文書	H27.4.27	H28.1.28	276	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	26年9月に発表された、横須賀の護衛艦でのいじめ自殺事件について、①記者会見想定問答②①のもとになった一般事故調査報告書(案)の決裁版③誰が「たちかぜの裁判で不利になるから、この件については発表を遅らそう」と言い出したかわかる文書。④②の下資料	H27.5.7	H28.2.19	288	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成25年の「たちかぜ」追加調査の対象者 から懲戒手続きの際に得られた海幕服務室 の聴取結果(24.8.30~25.3.8)	H27.5.8	H28.2.24	292	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	「戦後における旧軍毒ガス弾等の発見・被災 及び掃海等処理の状況」の本体及び(被写を 添付)	H27.5.14	H27.9.28	137	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」 の議事録	H27.5.22	H27.12.25	217	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」 の録音	H27.5.22	H27.12.25	217	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成26年12月18日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」 の配布資料	H27.5.22	H27.12.25	217	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」 の録音	H27.5.22	H27.12.25	217	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」 の議事録	H27.5.22	H27.12.25	217	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成27年2月25日に開催された、「防衛装備・技術移転に係る諸課題に関する検討会」 の配付資料	H27.5.22	H27.12.25	217	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。

行政機関名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
防衛省	2012. 10. 8-送個開請63で特定した文書	H27.5.29	H27.10.20	144	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	防官文第2575号に係る審理(「行政不服審 査法」第25条)に関する文書の全て	H27.5.29	H27.9.4	98	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	防官文第2575号に係る審理(「行政不服審 査法」第25条)に関する文書の全て	H27.5.29	H27.9.4	118	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	「記者クラブ勉強会資料等」に該当する全文書(対象期間:2015年1月1日~3月末日)	H27.6.4	H27.9.30	116	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	『艦船と安全』2014年3~9月号	H27.6.4	H27.9.28	116	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	『安全月報』2014年3~9月号	H27.6.4	H27.9.28	116	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	請求受付番号:2013.8.13-本本B453対象文 書のうち文書番号5~11まで	H27.6.15	H27.10.29	136	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	26. 12. 1付及び26. 12. 10付、懲戒の申 立書を防衛大臣に送付した。これに対する規 律違反の事実を調査したことがわかる行政文 書及びこれに係る全ての行政文書	H27.6.19	H27.10.20	123	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成25年度研究本部史(表紙及び巻頭の1 枚目)	H27.7.30	H27.11.16	109	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	下記1の部署が作成又は保有し、下記2の会議で配布ないしその内容が説明された文書他 ①防衛省経理装備局航空機課 ②平成19年 1月~12月(7月は除く)、「局議」の名称で行われた会議	H27.9.11	H28.3.31	202	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び軍事科学技術に関する情報資料(2015年8月分)及び該当記事一覧	H27.11.24	H28.2.23	91	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	基礎情報隊が作成したロシア、中国、朝鮮半島、米州、欧州、アフリカ、その他の地域、及び、軍事科学技術に関する情報資料(2015年1月分)及び当該記事一覧	H27.11.24	H28.2.23	91	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	統幕運1第121号	H27.11.30	H28.2.29	91	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。
防衛省	平成17年4月14日、たちかぜアンケート等について情報公開請求がされた際に、横須賀地方総監部において探索されたファイルにつづられていた文書一切	H27.12.28	H28.3.29	92	担当する職員が、多数の開示請求を担当しており著しく 多忙であり、かつ、諮問の是非の検討に時間を要した。

調査日現在、審査会への諮問準備中等としている事案のうち、不服申立てを受けてから90日超を経過しているもの(資料9)

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
内閣官房	「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」の事務を処理する担当部局が、業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て(官邸ホームページ掲載されたものを除く)	H26.7.30	610	担当課において、不服申し立てに係る事案の処理以 外の業務が著し〈繁忙であったため。	
内閣官房	「防衛装備移転三原則」及び「防衛装備移転三原則の運用指針」の庶務担当部局が、業務のために行政文書ファイルに綴った文書の全て。 *「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令、別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.5.28	308	担当課において、不服申し立てに係る事案の処理以 外の業務が著し〈繁忙であったため。	
内閣官房	集団的自衛権行使容認の閣議決定に関して、その庶務担当部局が業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電子的記録」があれば、それを希望。	H27.8.3	241	担当課において、不服申し立てに係る事案の処理以外の業務が著し〈繁忙であったため。	
内閣官房	「河野談話作成過程等に関する検討チーム」に 関連して内閣官房が作成・取得したすべての文 書及び同検討チームの閲覧に供した内閣官房が 主管するすべての文書の件名、日付、作成者 (部署)名、同検討チームに提供した内閣官房が 主管するすべての文書の件名、日付、作成者 (部署)名がわかる文書	H27.8.27	217	担当課において、不服申し立てに係る事案の処理以 外の業務が著し〈繁忙であったため。	
内閣官房	「国の存立を全うし、国民を守るための切れ目のない安全保障法制の整備について」(平成26年7月1日閣議決定)の閣議付議に係る決裁文書及び当該案件の起案に至る過程が分かる行政文書一式(省庁間における協議、与党協議、国会議員等からの説明要求等に係る資料等を含む。)	H27.9.8	205	担当課において、不服申し立てに係る事案の処理以外の業務が著し〈繁忙であったため。	
内閣官房	「国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律、に関して、その業務のために行政をファイル等に綴られた文書の全て(前回開示請求で特定された後に綴られた文書の全て)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.9.29	184	担当課において、不服申し立てに係る事案の処理以外の業務が著し〈繁忙であったため。	
内閣官房	「我が国及び国際社会の平和及び安全の確保に資するための自衛隊法等の一部を改正する法律」に関して、その業務のために行政文書ファイル等に綴られた文書の全て(前回開示請求で特定された後に綴られた文書の全て)。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.9.29	184	担当課において、不服申し立てに係る事案の処理以 外の業務が著し〈繁忙であったため。	
内閣官房	「我が国の領海及び内水で国際法上の無害通航に該当しない航行を行う外国軍艦への対処について」(2015年5月14日閣議決定)について担当部局が作成した当該閣議決定に係る行政文書の全て。*「行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令」別表でいう「七電磁的記録」があれば、それを希望。	H27.11.13	139	同一事案に関して複数の不服申し立てがあり、調整 に時間を要したため。	
外務省	便宜供与に関する会計関連文書(特定公館,特定期間)。(計8件)	H16.2.10	4,433	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の沖縄米4軍部隊の毎年ごとの設置状況とその変遷一切(空軍,海軍,陸軍,海兵隊4軍それぞれ)。	H16.4.20	4,363	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	弾道ミサイル防衛関連文書。 (計2件)	H17.2.28	4,049	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	地位協定 施設・区域の附表改正(手続き)。	H17.2.28	4,049	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	日米相互協力·安全保障条約関係 第6条に基づく地位協定関係。	H17.2.28	4,049	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	日米繊維協議 1970年11月1日	H19.3.28	3,291	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 い多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	北朝鮮の核兵器開発問題。	H16.6.21	4,301	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	平成16年8月に北京で開かれた日朝実務者協議において安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え及び同月以外で安否不明の拉致被害者に関する北朝鮮側に渡した質問状の控え	H16.9.25	4,205	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	「北朝鮮関連資料集」*2003年7月11日付情報公開第01250号で開示されたものから更に改定ないし更新されたものがあればその最新版。	H17.5.27	3,961	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「朝鮮半島をめぐる動き」(06年4月6日付 朝日:紹介)。	H18.5.29	3,594	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定国会議員について特定公館に かかる会計文書(計2件)	H18.8.17	3,514	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	06年6月11日付『読売』(第14版第1面)が報じた外務省がまとめた諜報工作対応強化策の全て。*電子データが存在する場合は、それを希望。	H18.9.25	3,475	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	平成18年7月1日現在で、外務省が保有するワインリストの最新版	H18.9.19	3,481	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期の特定国会議員について特定公館に かかる会計文書(計2件)	H18.9.28	3,472	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定公館で平成13年度に支出された「報償費」 に関する支出決裁文書。(計10件)	H21.5.29	2,498	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省が特定期間に消費した,ワインの本数,金額,銘柄,消費理由に関する資料。	H20.1.31	2,982	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	外務省と米大使館との間の,砂川事件の裁判に 関する協議にかかる文書すべて。	H21.7.8	2,458	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年9月分および10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H22.3.19	2,204	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成21年11月分および12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H22.5.27	2,135	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて (計2件)	H22.6.18	2,113	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H22.8.30	2,040	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年4月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H22.9.27	2,012	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年5月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H22.10.8	2,001	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年6月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて (計2件)	H22.11.4	1,974	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年7月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて (計2件)	H22.11.4	1,974	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年2月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書かがみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H22.10.29	1,980	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年8月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書がみ、本文部分および添付資料)のすべて (計2件)	H22.12.17	1,931	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年9月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H23.2.4	1,882	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年10月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H23.2.4	1,882	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年11月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H23.2.28	1,858	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成22年12月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて (計2件)	H23.4.22	1,805	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成23年1月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書ががみ、本文部分および添付資料)のすべて(計2件)	H23.5.20	1,777	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	外務省大臣官房及び特定公館で支出された平成23年2月分及び3月分の報償費のすべての支出に係わる次の文書 1.支出計算書のすべて 2.支出計算書の証拠書類のうち、決裁書(決裁書)がみ、本文部分および添付資料)のすべて (計2件)	H23.8.2	1,703	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	平成25年3月25日付け情報公開第00506号にか かる決裁関連文書の全て。	H25.4.24	1,072	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」 (中国課,作成(取得)時期1996年5月1日)に含まれるすべての文書	H26.2.24	766	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」 (中国課,作成(取得)時期1996年5月28日)に含まれるすべての文書	H26.2.24	766	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」 (中国課,作成(取得)時期1996年7月1日)に含まれるすべての文書	H26.2.24	766	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル名「いわゆる従軍慰安婦問題, (作成(取得)時期1996年10月1日,中国課)に含 まれるすべての文書 (計2件)	H26.3.13	749	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル名「いわゆる従軍慰安婦問題」 (作成(取得)時期1996年12月1日,中国課)に含まれるすべての文書	H26.5.27	674	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル名「いわゆる従軍慰安婦問題」 (作成(取得)時期1997年8月1日,中国課)に含まれるすべての文書	H26.5.27	674	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	北東アジア課が主管する行政文書ファイル「過去に起因する問題」に含まれるすべての文書、ただし、慰安婦問題と完全に無関係の文書を除く。また、単なる保存用の新聞記事を除く。	H26.6.2	668	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北東アジア課が主管する行政文書ファイル「過去に起因する問題」に含まれるすべての文書。ただり、慰安婦問題と完全に無関係の文書を除く。また、単なる保存用の新聞記事を除く。	H26.6.2	668	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北東アジア課が主管する行政文書ファイル「過去に起因する問題」に含まれるすべての文書。ただり、慰安婦問題と完全に無関係の文書を除く。また、単なる保存用の新聞記事を除く。	H26.6.2	668	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」 (作成(取得)時期1999年8月12日,中国課)に含まれるすべての文書	H26.10.20	528	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」 (作成(取得)時期1999年8月1日,中国課)に含まれるすべての文書	H26.10.20	528	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」 (作成(取得)時期1998年11月25日,中国課)に 含まれるすべての文書	H26.10.20	528	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」 (作成(取得)時期1998年9月1日,中国課)に含まれるすべての文書 (計2件)	H26.6.2	668	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「いわゆる従軍慰安婦問題」 (作成(取得)時期1998年10月30日,中国課)に 含まれるすべての文書	H26.10.20	528	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	アジア女性基金に関する中国政府と日本政府の やりとり(1997年11月~1998年11月の江沢民訪 日の頃まで)	H26.5.30	671	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成1992 年8月14日	H27.1.5	451	対象文書が大量であり,かつ省内各課室に加え他省 庁との合議・調整等に時間を要しているため。	
外務省	従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成1993 年4月16日	H27.4.1	365	対象文書が大量であり,かつ省内各課室に加え他省 庁との合議・調整等に時間を要しているため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
外務省	従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成1993 年7月6日	H27.4.1	365	対象文書が大量であり、かつ省内各課室に加え他省庁との合議・調整等に時間を要しているため。	
外務省	従軍慰安婦問題 南東アジア第二課 作成1994 年4月11日	H27.4.1	365	対象文書が大量であり,かつ省内各課室に加え他省 庁との合議・調整等に時間を要しているため。	
外務省	「河野談話作成過程等に関する検討チーム」に関連して外務省が作成・取得したすべての文書及び同検討チームの閲覧に供した外務省が主管するすべての文書の件名、日付、作成者(部署)名、同検討チームに提供した外務省が主管するすべての文書の件名、日付、作成者(部署)名がわかる文書	H27.8.26	218	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	作成(取得)時期 2001年1月10日 府省名 外務本省 文書分類(大)対アジア·太平洋地域外交 文書分類(中)地域政策 行政文書ファイル名 米国における元慰安婦に よる訴訟(4)	H27.4.1	365	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
外務省	報徳会宇都宮病院事件に関して国際法律家委員会(ICJ)と国際医療従事者委員会(ICHP)より送付された情報。そして,前記の情報について作成され,または取得した情報全て。(たとえば,回答や議事録など)	H26.9.26	552	原処分を見直し,再決定を行ったため。	
外務省	平成25年3月15日付け情報公開第00506号に対する異議申立に関する「事案処理の進行状況と見通し等」(「不服申立て事案の事務処理の迅速化について」(平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ))にかかる文書の全て。	H27.3.9	388	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果),報告書全文、検証実施のために用いられた文書、インタビューの記録	H27.5.18	318	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著し〈多忙であったため。	
外務省	「地方公共団体の機関が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する」(「日米防衛協力のための指針」(2015年4月27日)「D.日本以外の国に対する武力攻撃への対処行動5.後方支援」)にかかる政府の取り組みに関し、その担当部局が行政文書ファイルに綴った文書の全て。	H27.10.6	177	対象文書を所管する担当課において,所管業務に著 し〈多忙であったため。	
特許庁	事業者間の検索システム譲渡について特許庁が 行った行政指導関連文書につき、存否を争う案 件	H27.8.19	225	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
特許庁	特許情報プラットフォームの開発・推進に関する 文書につき、存否を争う案件	H27.8.19	225	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
特許庁	中韓文献翻訳・検索システムの開発等請負契約に関する文書につき、さらなる開示を求める案件	H27.8.19	225	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
特許庁	特許庁とJAPATIC・JAPIOとの契約関係文書に つき、さらなる開示を求める案件	H27.8.19	225	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
特許庁	IPDLの外国公報DBシステム開発等請負契約に 関する文書につき、存否を争う案件	H27.8.19	225	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発しため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
特許庁	特定弁理士の懲戒手続き関連文書につき、さらなる開示を求める案件	H27.11.24	128	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
特許庁	特許庁の管理職の給与総支払額に関する文書 につき、さらなる開示を求める案件	H25.10.30	883	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
特許庁	特許庁の著作権管理に関する内部規定関連文 書につき、廃棄による不開示を争う案件	H25.12.19	833	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
特許庁	新たな特許情報サービス提供に関する合意書・議事録等につき、存否を争う案件	H27.1.26	430	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
特許庁	新たな特許情報サービス提供と最適化施策との 関係に関する文書につき、存否を争う案件	H27.1.26	430	特定の者からの、対応困難な開示請求及び異議申 立が多発したため(直近2年間で開示請求約100件、 異議申立約40件)。	
国土交通省	近畿運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.4.6	725	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	近畿運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.4.6	725	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間 を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め 著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	近畿運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.4.6	725	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間 を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め 著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	近畿運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.4.6	725	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間 を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め 著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	近畿運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.4.6	725	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間 を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め 著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	近畿運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.4.6	725	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間 を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め 著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	近畿運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.4.6	725	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	特定トンネル工事(工事打合せ簿)一部開示決定 に関する件	H26.4.6	725	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部 署との調整に時間を要しているため。	
国土交通省	特定市所在物件に係る鑑定評価書の一部開示 決定に関する件	H26.11.26	491	原処分と不服申立て内容との関連性の確認や資料 の探索に時間を要したことに加え、情報公開に係る 他の不服申立ての対応等により著し〈多忙であった ため。	
国土交通省	関東運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.12.25	462	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.12.25	462	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.12.25	462	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.12.25	462	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.12.25	462	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	関東運輸局長が行った行政文書開示決定等に 関する件	H26.12.25	462	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	特定年月措置要求に添付の不動産鑑定書(特定番号・特定年月日発行)の一部開示決定に関する件	H27.1.7	449	情報公開に係る他の不服申立ての対応等により著し 〈多忙であったため。	
国土交通省	特定年月日開催の土地鑑定委員会鑑定評価書 小委員会に東北地方整備局が提出した不動産 鑑定書の不開示決定に関する件	H27.1.7	449	情報公開に係る他の不服申立ての対応等により著し 〈多忙であったため。	
国土交通省	自動車の登録業務にあたり、質疑応答に関して まとめたものの開示決定の件	H27.2.12	413	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間 を要し、また、所管業務が著し〈繁忙であるため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定地内国道L字形カーブ地点において、昭和34~44年の改築事業により、民地を買収した上で、車道を拡幅するための、のり面切土工事を実施したことが分かる情報(文書)の不開示決定に関する件	H27.3.25	372	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部 署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	平成18年1月31日から同年2月4日の特定地 内国道L字形カーブ地点のガードレール付替え工 事の際、事前に石杭位置を測量してから、元の 位置に復元していることが分かる情報(文書)の 不開示決定に関する件	H27.3.25	372	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部 署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	登録自動車の権利関係の移転に関して行われる 全ての嘱託について、発布されている通達及び 通知書	H27.4.17	349	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間 を要し、また、所管業務が著しく繁忙であるため。	
国土交通省	近畿地方における国道への落石等の落下物の取り扱いとその記録の仕方について記載された道路巡回マニュアル及び解説の該当する部分の情報について開示決定に関する件	H27.7.23	252	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部 署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	開示実施の不作為及び開示文書中の「別添の建築物」に記載される資料の不開示の件	H27.8.10	234	違反建築物対策の対応等により著し〈繁忙であった ため。	
国土交通省	高規格堤防整備事業と特定道路事業の施行 に伴う堺市立錦西保育所に係る物件補償等に関 する用地協定の不開示決定の件	H27.8.19	225	関連する不服申立てが複数提起され、関係機関との 事実確認等、対応方法の検討に時間を要し、また、 所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	高規格堤防整備事業と特定道路事業の施行に伴う特定保育所に係る物件補償等に関する平成20年度協定 高規格堤防整備事業と特定道路事業の特定地内における施行に伴う移転補償等に関する平成20年度協定 高規格堤防整備事業と特定道路事業の特定地内における施行に伴う移転補償等に関する平成20年度協定 で、高規格堤防整備事業と特定道路事業の特定地内における施行に伴う移転補償等に関する平成21年度協定の不開示決定の件	H27.8.19	225	関連する不服申立てが複数提起され、関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要し、また、 所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	高規格堤防整備事業と特定道路事業の特定 地内における施行に伴う移転補償等に関する用 地協定の不開示決定の件	H27.8.19	225	関連する不服申立てが複数提起され、関係機関との 事実確認等、対応方法の検討に時間を要し、また、 所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	高規格堤防整備事業と特定道路事業の特定 地内における施行に伴う移転補償等に関する用 地協定の不開示決定の件	H27.8.19	225	関連する不服申立てが複数提起され、関係機関との 事実確認等、対応方法の検討に時間を要し、また、 所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	高規格堤防整備事業と特定道路事業の施行に伴う特定処理場及び特定ポンプ場に係る物件補償等に関する変更要諦協定(その2)の不開示決定の件	H27.8.19	225	関連する不服申立てが複数提起され、関係機関との 事実確認等、対応方法の検討に時間を要し、また、 所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	特定鉄道株式会社の鉄道事業事業報告書(平成 26年度)	H27.10.6	177	関係機関との事実確認等、対応方法の検討に時間を要しているため、及び国会対応等所管業務を含め著し〈繁忙であるため。	
国土交通省	紀南河川国道事務所が、地元自治体と協議することなく行った特定地内国道特定地区歩道整備工事の切土及び盛土後において、当該山林の岩質風化が進んでおりこのままの状態では不安定であることが確認されたことが分かる情報	H27.10.13	170	原処分と不服申立て内容との関連性の確認、関係部 署間の調整に時間を要しているため。	
国土交通省	三陸国道事務所特定日開札分積算技術業務成 果品のうち平成24年度特定工事(第1回変更)に 係るものの一部不開示決定について	H27.11.17	135	原処分の精査に時間を要し、また所管業務を含め著しく繁忙であるため。	
国土交通省	不在者の財産管理人選任申立書及び権限外行 為許可に関する審判書の一部不開示決定につ いて	H27.11.26	126	原処分と不服申立て内容との関連性の確認に時間を要していることに加え、情報公開に係る他の不服申立ての対応等含め所管業務が著しく多忙であるため。	
国土交通省	文京区の共同住宅建築計画が2013年11月に確認取消、工事停止を命じられたことについて報告を受けた文書一式の開示決定について	H27.12.24	98	原処分の精査及び関係部署間の調整に時間を要しているため。	
原子力規制 委員会	原子力安全規制組織等改革準備室の職員名簿 及び原子力安全規制委員会人事案の決定プロ セスに関わる文書全て	H24.10.2	1,276	審査庁の変更があり、また対象文書を所管する担当 課において、所管業務に著し〈多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	護衛艦隊司令部で保管する 平成16年10月に「たちかぜ」において発覚した 暴行・恐喝事件の事故調査結果、その他、関連 する一切の文書他	H25.3.29	1,098	特定文書が大量であり、かつ、諮問の是非について の検討及び関係部署との意見調整に時間を要してい るとともに、大量の不服申立ての処理をはじめ、情報 公開担当課室の所掌事務が著し〈多忙であったた め。	
防衛省	海幕監察第7307号(24.8.30)18頁18行目 ~23行目の根拠が書かれた文書	H25.4.23	1,073	特定文書が大量であり、かつ、諮問の是非について の検討及び関係部署との意見調整に時間を要してい るとともに、大量の不服申立ての処理をはじめ、情報 公開担当課室の所掌事務が著し〈多忙であったた め。	
防衛省	平成24年6月18日当時、 海上幕僚監部法務 室及び 横須賀地方総監部総務課法務係において「個人資料」として保管されていた文書のうち、行政文書に該当するもの	H25.6.25	1,010	特定文書が大量であり、かつ、諮問の是非について の検討及び関係部署との意見調整に時間を要してい るとともに、大量の不服申立ての処理をはじめ、情報 公開担当課室の所掌事務が著し〈多忙であったた め。	
防衛省	海幕監察第7309号(24.8.30)9頁11~17 行目に言う「たちかぜ艦長の整理したファイル」に つづられていた文書一切	H25.6.25	1,010	特定文書が大量であり、かつ、諮問の是非について の検討及び関係部署との意見調整に時間を要してい るとともに、大量の不服申立ての処理をはじめ、情報 公開担当課室の所掌事務が著し〈多忙であったた め。	
防衛省	「たちかぜ」訴訟に乙251号証として提出された 陳述書の2頁下から4~5行目に記された行政文 書ファイル( 裁判関連資料 法務局調整資料 海幕調整資料)に綴じられている文書一切	H27.1.5	451	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	平成26年9月上旬に発表された横須賀の護衛艦のいじめ自殺について 日時艦名がわかる文書他	H27.1.5	451	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	「防衛期待度」(別紙参照)の案出に当たって行政文書ファイルに綴られた文書の全て。	H27.4.27	339	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著しく多忙であったため。	
防衛省	平成26年9月26日(金)の、たちかぜ事案処分 発表について、以下の文書。 処分されたという 三十数名が誰で、どんな処分を受けたかわかる 文書。 その三十数名に対する被疑事実通知 書他	H27.4.27	339	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	海幕総第8034号(19.12.4)添付書類1頁目 下から2行目に言う「文献」	H27.5.1	335	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著しく多忙であったため。	
防衛省	別紙第1·別紙第2の「聞き取り」の過程で作成・ 収集・取得された文書一切	H27.5.26	310	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	海上幕僚監部法務室に平成19~20年当時存在していた「たちかぜ訴訟」「たちかぜ事件」関連 文書で、「文書管理改善作業」による破棄を免 れ、現存しているもの。	H27.7.29	246	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	「過去の研究成果」(出典:2012.8.28 - 本本B506)に該当するもの全て。	H27.7.30	245	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	別紙に言う、「アンケート原本を含む状態で引き継いだか否かは・・・不明」という根拠が書かれた文書。「後任の監察官は当該ファイルの内容を確認していない」「アンケート原本が監察官室に存在するとの認識なし」と断定した根拠が書かれた文書	H27.8.3	241	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	「格闘練度判定実施に関する第1施設大隊本部管理中隊一般命令 1施大本管中般命第11号(22.2.26),(原議書を含む)及びこれが記載された発簡簿(「1施大本管中般命」「22.1.1から22.12.31」)	H27.8.24	220	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	

行政機関名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
防衛省	車両部品のうち、ラバーブレート及びクッション類 (別添1及び2参照)の平成20~24年度の購入 実績が分かる文書(当該部分の抜粋可) 保有 機関等:陸上自衛隊 以下補給処 北海道補 給処 東北補給処 関東補給処 関西補給処 九州補給処	H27.10.5	178	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	横須賀地方総監部法務係長が、平成18年6月の聞き取り調査の記録(後に「たちかぜ訴訟」に乙248号証として提出)及びその中で引用された文書を、なぜ後任に申し継がなかったかがわかる文書。 その一方で、その聞き取り調査の記録が、なぜ海幕法務室に送られたかがわかる文書。	H27.10.7	176	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	平成22年1月頃、たちかぜ艦長ファイルが護衛艦隊司令部で「発見」された際、なぜそれを受領した横須賀地方総監部法務係長が、それまで横須賀地方総監部総務課にあったたちかぜ訴訟関連文書を行政文書ファイルとして登録しなかったかがわかる文書	H27.10.7	176	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	元「たちかぜ」艦長が、たちかぜ訴訟証人尋問で、なぜ砲雷長から受け取った2つの文書のうち、「1士の金銭浪費に係る参考」のみに言及し、後に乙43号証として提出された文書に言及しなかったかがわかる文書他」	H27.10.7	176	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	元「たちかぜ」砲雷長が、「たちかぜ」訴訟証人尋問で、なぜ以下のような、事実と異なる証言をしたかがわかる文書。 自殺した1士の友人から、1士が2曹から恐喝されていた具体的金額や、1士が自殺をほのめかすようなことを言っていたという話は聞かなかった。他	H27.10.7	176	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	「警職法の運用等」に該当するもの全て	H27.10.28	165	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	「日米防衛協力のための指針」(1997年9月23日)の対外想定問答集のたぐいに該当するもの全て。	H27.11.24	128	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	研本研第50号(19.6.20) (事件名:「法務運用(仮称)の在り方」に関する 研究成果(中間報告)について(報告)」の一部開 示決定に関する件	H27.11.26	120	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	
防衛省	陸自研究本部の「研究年報」(「平成22年度研究本部史」(2012.9.14-本本B585)10頁)最新版	H27.12.2	120	諮問の是非についての検討及び関係部署との意見 調整に時間を要しているとともに、大量の不服申立て の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が 著し〈多忙であったため。	

### ○ 今年度に行った裁決・決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けてから裁決・決定までに60日超を要したもの(資料10)

行政機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
内閣府	平成23年度「生活の質に関する調査(世帯調査)」アンケート調査個票の不開示決定に関する件(平成27年度(行情)答申第345号、同第346号、同第347号、同第348号及び同第349号)	H27.9.28	H27.12.14	77	審査会の答申で開示すべきとされた箇所の一部について、 答申全体の趣旨を踏まえると不開示を維持することが妥当 であると判断されたものがあり、検討を時間を要したため。
内閣府	平成24年度「子どもを含む世帯を対象とする生活の質に関する世帯調査の設計」アンケート調査個票の不開示決定に関する件 (平成27年度(行情)答申第345号、同第346号、同第347号、同第348号及び同第349号)	H27.9.28	H27.12.14	77	審査会の答申で開示すべきとされた箇所の一部について、 答申全体の趣旨を踏まえると不開示を維持することが妥当 であると判断されたものがあり、検討を時間を要したため。
内閣府	平成24年度「生活の質に関する調査(世帯調査) アンケート調査個票の不開示決定に関する件(平成27年度(行情)答申第345号、同第346号、同第347号、同第348号及び同第349号)	H27.9.28	H27.12.14	77	審査会の答申で開示すべきとされた箇所の一部について、 答申全体の趣旨を踏まえると不開示を維持することが妥当 であると判断されたものがあり、検討を時間を要したため。
内閣府	「生活の質に関する調査」の調査個票の一部開示 決定に関する件 (平成27年度(行情)答申第345号、同第346 号、同第347号、同第348号及び同第349号)	H27.9.28	H27.12.14	77	審査会の答申で開示すべきとされた箇所の一部について、 答申全体の趣旨を踏まえると不開示を維持することが妥当 であると判断されたものがあり、検討を時間を要したため。
内閣府	「生活の質に関するインターネットアンケート調査」 の個票データの一部開示決定に関する件 (平成27年度(行情)答申第345号、同第346 号、同第347号、同第348号及び同第349号)	H27.9.28	H27.12.14	77	審査会の答申で開示すべきとされた箇所の一部について、 答申全体の趣旨を踏まえると不開示を維持することが妥当 であると判断されたものがあり、検討を時間を要したため。
総務省	有線テレビジョン放送施設設置許可申請に係る書 類一式	H27.10.27	H28.2.16	112	対象文書を所管する担当課において、他の訴訟案件へ対応 するため、準備書面及び大量の資料を作成する等で業務が 著しく繁忙となり、事務処理手続きを行うことができなかった ため。
法務省	平成24年度及び同25年度公証事務検閲報告書 の一部開示決定に関する件	H27.3.2	H27.6.5	95	開示対象文書が大量であり、開示部分の変更作業に時間を 要したため
法務省	商業・法人登記事務共同監査実施結果報告書の 一部開示決定に関する件	H27.8.6	H27.11.4	90	関係部署との調整に時間を要するとともに、対象文書を所管する担当課において、所管事務に著しく多忙であったため。
法務省	不動産登記事務監査報告書の開示請求の一部 開示決定に関する件	H27.8.6	H27.11.4	90	関係部署との調整に時間を要するとともに、対象文書を所管する担当課において、所管事務に著しく多忙であったため。
法務省	所掌事務に関して接受した抗議・苦情の類に係る 書簡の不開示決定に関する件(諮問番号: H25(行 情)諮問415)	H27.5.19	H27.8.7	80	同時期に類似案件に関する答申(3件併合(答申番号: H27(行情)答申48ないし50))があり、これらの答申に基づく 再決定を行うため、関係部署との調整に時間を要したため。
法務省	所掌事務に関して接受した抗議・苦情の類に係る 書簡の不開示決定に関する件(諮問番号: H25(行 情)諮問472)	H27.5.19	H27.8.7	80	同時期に類似案件に関する答申(3件併合(答申番号: H27(行情)答申48ないし50))があり、これらの答申に基づく 再決定を行うため、関係部署との調整に時間を要したため。
法務省	所掌事務に関して接受した抗議・苦情の類に係る 書簡の不開示決定に関する件(諮問番号: H25(行 情)諮問473)	H27.5.19	H27.8.7	80	同時期に類似案件に関する答申(3件併合(答申番号: H27(行情)答申48ないし50))があり、これらの答申に基づく 再決定を行うため、関係部署との調整に時間を要したため。
法務省	合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実 務資料等の一部開示決定に関する件	H27.10.20	H28.3.29	161	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係省庁等との調整に時間を要したため。
法務省	合衆国軍隊構成員等に対する刑事裁判権関係実 務資料等の一部開示決定に関する件	H27.10.20	H28.3.29	161	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係省庁等との調整に時間を要したため。
法務省	「資料の利用制限の申出について」等の一部開示 決定に関する件	H27.12.22	H28.3.29	98	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係省庁等との調整に時間を要したため。
法務省	「資料の利用制限の申出について」等の一部開示 決定に関する件	H27.12.22	H28.3.29	98	対象文書の精査及び確認作業等並びに関係省庁等との調整に時間を要したため。
外務省	行政文書ファイル「弾道ミサイル防衛情報供与」に 綴られている文書の全て。	H27.10.21	H28.1.29	100	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
外務省	2006年5月1日の日米安全保障協議委員会に おける日米間の合意にかかる決裁関連文書の全 て。	H24.10.23	H28.2.8	1,203	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	北米局日米安全保障条約課が管理する行政文書ファイルのうち平成9年の「日米防衛協力のための指針」作成及びその後のフォローアップのためにファイルに綴られた文書の全て(対象期間は1997年10月1日?現在まで)。	H24.7.23	H28.2.8	1,295	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「米軍基地」に綴られている文書の全て。	H25.1.29	H28.2.8	1,105	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「在日米軍」に綴られている文書の全て。	H25.2.26	H28.1.15	1,053	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「在日米軍の移動」に綴られている文書の全て。	H26.2.25	H28.1.15	689	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「在日米軍再編成問題」に綴られている文書の全 て。	H25.3.26	H28.1.15	1,025	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	施本1402号(COO)平成14年7月31日付にて防衛施設庁長官嶋口武氏より那覇防衛施設局長岡崎匠氏経由で送付されてきたAOC平成15年12月8日付文書「契約調達に係る調停結果の送付について」には、日米合同委員会において調停結果が承認されたと記載されているが右承認の文書の開示を請求致します。	H26.7.9	H27.4.8	273	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「『事前協議に対して、適切かつ迅速に対応する』 ということで、米国政府との間でも確認をした」〔外 務大臣会見記録(要旨)(平成22年6月)〕事実を 記録した関連文書の全て。	H25.2.26	H28.2.8	1,077	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成10年7月31日起案の「周辺事態等と日米安保 条約等との関係(主要想定問答『欽定版』)」。	H25.6.12	H28.3.15	1,007	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「安保条約想定問答」。	H24.10.23	H28.3.15	1,239	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「安保条約擬問擬答」。	H24.10.16	H28.3.15	1,246	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	日米間のSACO関連協議に際し、日本へのオスプレイの沖縄配備計画及び検討について記した文書。	H26.7.9	H27.4.8	273	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	「報告そのもの」(対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果))。	H27.5.27	H27.11.2	159	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	2003年のイラク戦争に関する日本の対応についての検証結果(外務大臣に対して報告された物)。	H27.5.27	H27.11.2	159	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
外務省	平成5年2月に外務省で作成された内部文書「従軍慰安婦問題(今後のシナリオ)」とその文書が含まれている行政文書ファイル(2014年4月2日産経新聞が「歴史戦2」で報道した文書)	H27.4.28	H27.6.29	62	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。
厚生労働省	特定保険薬局に対する個別指導に係る全資料の 一部開示決定に関する件	H27.3.27	H27.6.2	67	答申内容の情報公開・個人情報保護審査会への確認結果に基づく対応方針の整理及びこれに伴う対象文書の不開示部分の精査に時間を要したため。
厚生労働省	労働者派遣事業の事業所に対して是正指導を行うために送付した文書の決裁書類等の一部開示 決定に関する件	H27.8.7	H28.2.12	189	対象文書が4,502枚と著しく大量で、かつ、審査会答申により 新たに開示される部分も膨大であり、答申内容の確認等に 時間を要したことに加え、対象文書を所管する担当課におい て所管業務が著しく繁忙であったため。 なお、左記「要した日数」には、情報公開・個人情報保護審 査会における答申書更正に要した47日間を含んでいる。
農林水産省	特定事件に係る「間接強制の申立」等の一部開示 決定に関する件	H27.11.24	H28.3.1	98	原処分で開示する処分がされたものと認められるとされた部分を不開示に変更することについて、行政手続法第13条第1項第1号イの許認可等を取り消す不利益処分に該当するため、同条第1項等の同法所定の聴聞手続を経る必要があり、同手続に日数を要したため、60日を超過した。

行政機関名	件名	答申年月日	裁決·決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
経済産業省	割賦販売法施行規則第136条に基づき、平成24 年12月期事業年度に作成された財政及び収支 に関する報告書、財産に関する調書、貸借対照 表、損益計算書及び株主資本等変動計算書	H26.3.3	H27.11.2	609	第三者と開示請求者の両者から不服申立てを受けていたため、答申が揃うのを待っていたため
国土交通省	改善措置勧告申立書に関し、作成された起案文 書等の不開示決定(存否応答拒否)に関する件	H23.11.16	H28.3.31	1,597	原処分取消との答申であるため、慎重な検討が必要である とともに、業務多忙により決定に時間を要したため。
国土交通省	東九州自動車道の工事続行に関し、請負会社と交わした合意書等の一部開示決定に関する件	H27.3.12	H27.11.4	237	原処分の精査及び事実関係の確認、関係部署との調整に時間を要していたため。
国土交通省	平成25年度用地交渉記録に関する一部開示決 定に関する件	H27.12.10	H28.3.9	90	原処分における開示文書が著しく大量であり、答申を踏まえた追加開示に際し、慎重な検討が必要であったとともに、所管業務多忙により決定に時間を要したため。
国土交通省	H25特定国道補償説明業務(その2)補償説明記録簿に関する一部開示決定に関する件	H27.12.10	H28.3.9	90	原処分における開示文書が著しく大量であり、答申を踏まえた追加開示に際し、慎重な検討が必要であったとともに、所管業務多忙により決定に時間を要したため。
国土交通省	H25特定国道補償説明業務(その3)報告書に関する一部開示決定に関する件	H27.12.10	H28.3.9	90	原処分における開示文書が著しく大量であり、答申を踏まえた追加開示に際し、慎重な検討が必要であったとともに、所管業務多忙により決定に時間を要したため。
	横浜地裁 特定事件 建築確認処分取消請求事件 に関連して、指定確認検査機関である特定会社 から受けた文書の不開示決定に関する件	H28.1.20	H28.3.30	70	原処分取消との答申であるため、慎重な検討が必要である とともに、業務多忙により決定に時間を要していたため。

#### ○ 調査日現在、答申を受けて裁決・決定の準備中である事案のうち、答申を受けてから60日超を経過しているもの(資料11)

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	報償費の支出に関する基準の内容がわかる 文書	H16.4.20	4,363	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費の支出のうち、債主欄に「内閣官房長官」と記された支払決議書(計5件)。	H16.3.31	4,383	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	特定期間の在外公館長が赴任に際しての贈 呈品購入等(計5件)。	H16.3.9	4,405	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定期間の報償費について、(1)各部局(長) ごと、在外公館ごとの支出計画(2)年度末の 各部局(長)ごと、在外公館ごとの実際の支出 額が分かる文書・図画・電磁的記録。(計5件)	H16.7.27	4,265	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	特定期間の特定公館の報償費の支出がわか る文書(計3件)	H16.3.9	4,405	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	「在外公館報償費の配賦及び執行方針、20 00年度」	H16.4.20	4,363	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	各局部課長あて文書「情報収集活動用設宴 限度額等について」	H16.4.20	4,363	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定時期に会計課が作成した報償費使用のガイドライン。	H16.3.31	4,383	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費に関する一切の文書	H16.5.18	4,335	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	北方四島住民支援のための「支援委員会の 設置に関する協定」の文書、及び関連する政 府間の覚書、それぞれの付帯文書、他関係 文書一切	H16.6.22	4,300	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定室長の在職中の特定会計経費関連文書	H16.4.20	4,363	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	報償費(機密費)の支出基準の分かる文書 	H16.4.20	4,363	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	1958年に藤山外相とマッカーサー米駐日大使との間で行われた会談の内容・経過・合意事項を一問一答式に記した議事録・会談録等(2件)	H18.4.21	3,632	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	特定公館の報償費(機密費)支出に関する一切の資料(平成12年度)(計3件)	H16.2.10	4,433	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「弾道ミサイル防衛技術共 同研究」に綴られている文書の全て。	H26.4.23	708	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「日米の弾道ミサイル防衛協力」に綴られている文書の全て。	H24.10.23	1,255	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	「イラク 大量破壊兵器」[作成(所得)時期] 1992年05月01日	H21.3.26	2,562	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	「イラク 大量破壊兵器」[作成(取得)時期] 1993年10月01日	H21.3.26	2,562	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備4」作成(取得)時期:1999年6月 1日に綴られている文書の全て。	H22.3.30	2,193	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	「防衛力整備5」作成(取得)時期:2000年1月 1日に綴られている文書の全て。	H22.3.30	2,193	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	「指針見直し」に綴られている文書の全て。(計2件)	H23.9.30	1,644	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
外務省	「イラク 大量破壊兵器」[作成(取得)時期] 1992年05月01日	H21.3.26	2,562	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「イラク 大量破壊兵器」[作成(取得)時期] 1993年10月01日	H21.3.26	2,562	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	外務省連絡室が、その業務目的のために収 集・作成した文書の全て。	H22.1.19	2,263	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	「日米行政協定の実施上問題となる事項に関する件	H24.6.18	1,382	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	日米安保条約に基づく日米地位協定の民事 裁判権、民事裁判管轄権に関する日米両政 府、日米合同委員会、日米合同委員会民事 裁判管轄権分科委員会における合意事項、 合意について記入した文書のすべて。	H24.6.18	1,382	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	「日米安全保障協議委員会共同発表」(2012 年4月27日)に関して「行政文書ファイル等」 (「外務省行政文書管理規則」第2条)として管理されている文書の全て。	H26.3.3	759	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	過去10年間で中国に支払ったODAに関して、拠出を決めた際の決裁文書並びに、その 決裁を行った国賊公務員の氏名と経歴が分かる行政文書	H27.4.28	338	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	外交記録公開推進委員会第3回会合での審 査対象文書のうち特定番号に綴られている文 書の全て。(計2件)	H25.3.26	1,101	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	従軍慰安婦問題 (南東アジア第二課 作成(取得)時期) 199 2年9月18日)	H27.3.30	367	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	従軍慰安婦問題 (アジア大洋州局南東アジア第二課 作成(取 得)時期1993年4月9日)	H27.3.30	367	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	従軍慰安婦問題 (アジア大洋州局南東アジア第二課 作成(取 得)時期1993年7月6日)	H27.4.28	338	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	記者クラブ配布資料及び報道機関向けに提供することを目的として作成された文書のうち 外務省ホームページ上に掲載していないもの の全て	H25.7.10	995	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	ファイル名:「従軍慰安婦問題」に保存されて いるすべての文書 作成(取得)時期 1993年10月20日 作成者:アジア大洋州局南東アジア第二課	H27.7.30	245	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	ファイル名:「従軍慰安婦問題」に保存されて いるすべての文書 作成(取得)時期 1993年11月24日 作成者:アジア大洋州局南東アジア第二課	H27.7.15	260	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
外務省	北東アジア課が主管する行政文書ファイル「過去に起因する問題③H14.3.1~」に含まれるすべての文書(計2件)	H26.10.30	518	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル名「慰安婦問題 東ティモール(1)」に含まれるすべての文書	H27.10.21	162	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	行政文書ファイル「自衛権関連(7)」。	H26.12.10	477	対象文書を所管する担当課において、所管業務に著しく多忙であったため。	
外務省	米国における元慰安婦による訴訟(3)	H27.11.26	126	対象文書を所管する担当課において, 所管業務に著し く多忙であったため。	
国土交通省	平成17年度特定道路石部高架橋上部工事において土地不法占有事案について、発注者及び施工業者が作成した報告書、対応を協議した会議録及び決裁文書の一部開示決定に関する件	H26.3.28	734	事業反対派の方への裁決となるため、慎重な検討が 必要であるとともに、業務多忙により決定に時間を要し ている。	

行政機関名	件名	答申年月日	経過日数	60日以内に裁決・決定ができなかった特段の事情	備考
国土交通省	特定環状線の特定区間のトンネルに50M× 50Mの開口部を設けた際の設計資料一式の 不存在に関する件	H26.10.16	532	事業反対派の方への裁決となるため、慎重な検討が 必要であるとともに、業務多忙により決定に時間を要し ている。	
国土交通省	平成24年 第5回事業評価監視委員会資料 の3頁の「事業計画にご理解いただけない地 権者等面積4.6%」の内訳に関する部分開 示決定	H26.11.14	503	事業反対派の方への裁決となるため、慎重な検討が 必要であるとともに、業務多忙により決定に時間を要し ている。	
国土交通省	特定道路危険物処理に関する有識者委員会 資料の開示決定に関する件	H26.12.17	470	事業反対派の方への裁決となるため、慎重な検討が 必要であるとともに、業務多忙により決定に時間を要し ている。	
国土交通省	建築基準法施行令第126条の6及び7に関する趣旨、解釈、沿革等が分かる一切の行政文書の一部開示決定に関する件	H27.2.25	400	業務多忙により決定に時間を要しているため。	
国土交通省	特定環状線がすべて地下式に設計変更された際の文書の不開示決定に関する件	H27.4.22	344	事業反対派の方への裁決となるため、慎重な検討が 必要であるとともに、業務多忙により決定に時間を要し ている。	
国土交通省	特定資格について特定学会に対して非登録の理由を通知した書類と同資格に対する国交省内での審査過程を記録した書類に関する不開示決定について	H27.12.2	120	原処分取消との答申であるため、慎重な検討が必要で あるとともに、業務多忙により決定に時間を要してい る。	
防衛省	①防官文第13375号(H20.11.17)(起案用紙及び(案)以下を含む全て)②①の事件に関し、平成21年4月、防衛省が情報公開・個人情報保護審査会に諮問した際の文書(起案用紙及び(案)以下を含む全て)③その他、「情報公開請求書が、対象文書の範囲を最高裁での判決確定後に限定していると読むことにしよう」という意思決定がいつどのように為されたかがわかる文書。(事件名:「行政告閱の保有する情報の公開に関する法律第18条に規定する情報公開・個人情報保護審査会への諮問について」等一部開示決定に関する件)	H25.3.6	120	原処分変更(不開示部分を一部開示すべき)の答申であり、その認容について関係先との調整等の事務処理に時間を要するとともに、大量の不服申立て案件の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が著しく多忙であったため。	
防衛省	「自衛隊情報保全隊が作成する部隊史」第1 号〜最新号。 (事件名:平成21年度自衛隊情報保全隊史 についての一部開示決定に関する件)	H25.3.6	1,121	原処分変更(不開示部分を一部開示すべき)の答申であり、その認容について関係先との調整等の事務処理に時間を要するとともに、大量の不服申立て案件の処理をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が著しく多忙であったため。	
防衛省	防衛省災害対策本部会議の業務に関連して 「行政文書ファイル等」(防衛省行政文書管理 規則(平成23年防衛省訓令第15号))に綴ら れた文書の全て。	H27.11.24	128	改めて文書を特定すべきとの答申を踏まえ、関係部署との意見調整及び検討に時間を要しているとともに、大量の情報公開請求への対応をはじめ、情報公開担当課室の所掌事務が著しく多忙であるため。	

# 事例表

情報公開に関する訴訟に係る判決の概要 (資料12)

#### ○ 情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料12)

#### <第一審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
内閣官房	大阪地裁	内閣情報官	H27.7.9	<行政文書部分開示決定処分取消等請求事件> 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本 方針」中の不開示とした部分について、処分の取り消し を求めたもの。	一部認容	
内閣官房	名古屋地裁	内閣情報官	H27.10.15		棄却	
内閣官房	大阪地裁	内閣総務官	H27.10.22	<不開示決定処分取消等請求事件> 内閣官房報償費の支出に関する行政文書の開示請求 に対する不開示決定のうち、一部について不開示の取 消しを求めたもの。	一部認容	
内閣官房	東京地裁	内閣情報官	H27.11.26	〈行政文書不開示処分取消請求事件〉 第1回~第3回秘密保全法制の在り方に関する検討 チーム会合、議事録、配付資料、情報保全の在り方に 関する有識者会議(第1回及第2回)配付資料及び第1 回~第5回秘密保全法制の在り方に関する検討チーム 作業グループ議事録、配布資料について、不開示とす る処分の取り消しを求めたもの。	棄却	
消費者庁	東京地裁	消費者庁長官	H28.1.14	〈行政文書不開示処分取消請求事件〉 平成24年7月9日付けの情報公開請求について、法第 5条1号、4号、6号により不開示とした処分の取消しを 求めたもの。	ー部認容 その余については 棄却	確定
総務省	東京地裁	総務省	H27.8.25	く損害賠償請求事件> 総務大臣に対する開示請求について、受理しない旨を 原告に通知し、行政文書を開示しない行為について不 作為及び違法性があるとして、損害賠償請求を求めた もの。	棄却	
法務省	東京地裁	法務大臣	H27.10.27	く公文書不開示処分取消等請求事件> 平成21年6月3日に開催された新司法試験考査委員会会議における議事内容に関する文書について情報公開法に基づく開示請求をした原告が、処分行政庁から、同文書は信義55条第5号及び第6号の不開示情報に当たるとして、不開示決定処分を受けたことから、同文書は不開示情報に該当せず、また、開示決定通知書の理由の記載に不備があるとして、その取消し及び同文書の開示の義務付けを求めるもの。	義務付け請求却 下 その余の請求棄 却	原告控訴
国税庁	東京地裁	国税庁長官	H27.12.22	<公文書不開示決定処分取消等請求事件> 国税庁長官が平成26年10月21日付で原告に対して 行った原処分(存否拒否)の取消し、対象文書の開示、 異議決定の不作為確認を求めたもの。	却下棄却	
国税庁	千葉地裁	国税庁長官	H28.1.28	<損害賠償請求事件> 公文書不開示決定処分取消等請求事件(東京地裁 H27.12.22判決)に係る損害賠償を求めたもの	棄却	
厚生労働省	東京地裁	厚生労働大臣	H27.11.24	<情報提供等請求事件> 特定医療機器に関する行政文書の開示請求に係る不 作為の違法確認を求めたもの。	却下	確定
厚生労働省	広島地裁	厚生労働大臣 中国四国厚生局長	H28.3.2	〈行政文書一部開示決定処分取消等請求事件〉 本件監査マニュアルについて、法第5条第1号、第2号 イ、第6号柱書及び同号イにより不開示とした処分及び 裁決の取消しを求めたもの。	一部却下 その余は棄却	確定

### <控訴審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
内閣官房	大阪高裁	内閣総務官	H28.2.24	<不開示決定処分取消請求控訴事件> 内閣官房報償費の支出に関する行政文書の開示請求 に対する不開示決定のうち、一部について不開示の取 消しを求めたもの。	一部認容	
内閣官房	大阪高裁	内閣総務官	H28.2.24		一部認容	
総務省	東京高裁	総務省	H27.12.16	く損害賠償請求控訴事件> 総務大臣に対する開示請求について、受理しない旨を 原告に通知し、行政文書を開示しない行為について不 作為及び違法性があるとして、損害賠償請求を求めた もの。	棄却	
法務省	東京高裁	法務大臣	H28.3.23	<公文書不開示処分取消等請求控訴事件> 平成21年6月3日に開催された新司法試験考査委員会 会議における議事内容に関する文書について情報公 開法に基づく開示請求をした原告が、処分行政庁から、 同文書は同法第5条第5号及び第6号の不開示情報に 当たるとして、不開示決定処分を受けたことから、同文 書は不開示情報に該当せず、また、開示決定通知書の 理由の記載に不備があるとして、その取消し及び同文 書の開示の義務付けを求めるもの。	棄却	確定
検察庁	福岡高裁宮崎支部	鹿児島地検	H27.5.29	<不作為の違法確認請求控訴事件> 不起訴記録中の実況見分調書及び供述調書の開示請求について、刑事訴訟法第53条の2第1項の規定により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	棄却	
農林水産省	東京高裁	農林水産大臣	H27.10.14	<行政文書不開示決定処分取消請求事件> 食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会牛豚等疾病小委員会議事録の一部不開示決定について、異議申立てをしたが、法第5条第6号柱書きにより一部不開示は妥当と決定とした判決の取消しを求めたもの。	棄却	原告上告

### <上告審>

行政機関名	裁判所	行政庁	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
総務省	最高裁	総務省	H27.6.23	総務大臣が原告の情報開示請求について、開示請求 手数料未納による形式的不備として不開示決定とした 処分の取り消しを求めたもの。	棄却	
検察庁	最高裁	鹿児島地検	H27.10.16	< 不作為の違法確認請求上告事件 > 不起訴記録中の実況見分調書及び供述調書の開示請求について、刑事訴訟法第53条の2第1項の規定により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	棄却	
厚生労働省	最高裁	厚生労働大臣	H28.2.25	<各行政処分取消請求上告受理事件> 特定検証チームが作成した調査報告書に関連する行政文書について、法第5条第1号、第2号イ、第5号、第6号柱書及び同号口により不開示とした処分の取消しを求めたもの。	上告審不受理	高裁判決確定
国土交通省	最高裁	近畿地方整備局	H27.12.18	<公文書部分公開処分取消請求上告事件> 淀川左岸線技術検討委員会の書類について、法第5条 第1号、同条第2号及び同条第5号により部分開示とし た処分の取消しを求められたもの	却下·棄却	

平成 27 年度における独立行政法人等情報公開法の 施行の状況について

## 平成27年度における独立行政法人等情報公開法の施行の状況について

#### 調査の目的

この調査は、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号。以下「法」という。)第24条の規定に基づき、法の施行の状況を的確に把握し、広く国民に明らかにすることによって、情報公開制度及びその運用に対する正確な理解を深めることを目的として行ったものである。

## 対象機関

法第2条第1項に規定する独立行政法人等のすべて(203機関)

○ 独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第1項に規定する独立行政法人

(平成28年3月31日現在) (98法人)

奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・栄養研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、海 技教育機構、海上技術安全研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、環境再生保全機 構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、航海訓練所、 工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、港湾空港技術 研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、 国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、 国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教 育会館、国立成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立大学財 務・経営センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国 立文化財機構、産業技術総合研究所、自動車検査独立行政法人、自動車事故対策機構、住宅金融支援機構、種苗 管理センター、酒類総合研究所、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、 森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機 構、造幣局、大学入試センター、大学評価・学位授与機構、地域医療機能推進機構、中小企業基盤整備機構、駐 留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、統計センター、都市再生機構、 土木研究所、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本芸術文化振興会、日本原子力研 究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本スポーツ振興センター、日本貿易振興機構、日本貿易保険、 年金積立金管理運用独立行政法人、農業環境技術研究所、農業者年金基金、農業生物資源研究所、農業・食品産 業技術総合研究機構、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター、福祉医療機構、 物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、北方領土問題対策協会、水資源機構、郵便 貯金・簡易生命保険管理機構、理化学研究所、労働安全衛生総合研究所、労働者健康福祉機構、労働政策研究・ 研修機構(法人の名称の冒頭の「独立行政法人」及び「国立研究開発法人」は省略。以下同じ。)

○ 別表第1に掲げる法人(平成28年3月31日現在)(104法人)

<特殊法人>(9法人)

沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫、株式会社国際協力銀行、株式会社日本政策金融公庫、 新関西国際空港株式会社、日本私立学校振興・共済事業団、日本中央競馬会、日本年金機構、放送大学学園

<認可法人>(4法人)

原子力損害賠償・廃炉等支援機構、日本銀行、農水産業協同組合貯金保険機構、預金保険機構

<国立大学法人>(86法人)

北海道大学、北海道教育大学、室蘭工業大学、小樽商科大学、帯広畜産大学、旭川医科大学、北見工業大学、弘前大学、岩手大学、東北大学、宮城教育大学、秋田大学、山形大学、福島大学、茨城大学、筑波大学、筑波技

術大学、宇都宮大学、群馬大学、埼玉大学、東京大学、東京大学、東京医科歯科大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京農工大学、東京芸術大学、東京工業大学、東京海洋大学、お茶の水女子大学、電気通信大学、一橋大学、横浜国立大学、新潟大学、長岡技術科学大学、上越教育大学、富山大学、金沢大学、福井大学、山梨大学、信州大学、岐阜大学、静岡大学、浜松医科大学、名古屋大学、愛知教育大学、名古屋工業大学、豊橋技術科学大学、三重大学、滋賀大学、滋賀医科大学、京都大学、京都教育大学、京都工芸繊維大学、大阪大学、大阪教育大学、兵庫教育大学、神戸大学、奈良教育大学、奈良女子大学、和歌山大学、鳥取大学、島根大学、岡山大学、広島大学、山口大学、徳島大学、鳴門教育大学、香川大学、愛媛大学、高知大学、福岡教育大学、九州大学、九州工業大学、佐賀大学、長崎大学、熊本大学、大分大学、宮崎大学、鹿児島大学、鹿屋体育大学、琉球大学、総合研究大学院大学、政策研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学、奈良先端科学技術大学院大学(法人の名称の冒頭の「国立大学法人」は省略。以下同じ。)

#### <大学共同利用機関法人>(4法人)

人間文化研究機構、自然科学研究機構、高エネルギー加速器研究機構、情報・システム研究機構(法人の名称の冒頭の「大学共同利用機関法人」は省略。以下同じ。)

<その他> (1法人)

日本司法支援センター

#### ○ その他(1法人)

民間法人化等により法の対象外となった法人であって、経過措置により、対象外となった時点で処理中の開示・ 訂正・利用停止請求に係る事案についてなお従前の例により法の適用対象とされているもの。 日本郵便株式会社(旧日本郵政公社)

(注) 平成27年度以降の独立行政法人等の組織改編については、本文末の別表参照。

#### 対象期間

平成27年4月1日から28年3月31日までの状況について、28年3月31日現在で調査 (本文中で引用している法令及び条項は平成28年3月31日時点のものである。)

#### 調査の結果

#### 1 開示請求の件数と処理の状況

#### (1) 開示請求の件数

ア 平成27年度に各独立行政法人等に対して行われた開示請求は、表1のとおり7,287件であり、 26年度に比べて17件減少している。

開示請求は、本社等の情報公開窓口以外でも受け付けられており、1,452件(19.9%)が地方支社等の情報公開窓口での受付となっている。

表1 開示請求の件数

(単位:件、%)

	明二キナの444			
	開示請求の件数	本社等	その他	
平成27年度	7, 287	5, 835	1, 452	
(比率)	(100)	(80. 1)	(19.9)	
平成26年度	7, 304	6, 058	1, 246	
(比率)	(100)	(82. 9)	(17. 1)	

- (注) 「本社等」は、本社等の窓口で受け付けられたもの、「その他」は、地方支社等、 本社等の窓口以外の窓口で受け付けられたものをいう。
- イ 開示請求の態様をみると、表2のとおり、窓口に来所してのものが2,473件(33.9%)、郵 送によるものが4,806件(66.0%)、オンラインによるものが8件(0.1%)となっている。

表 2 開示請求の態様別件数

(単位:件、%)

	来所	郵送	オンライン	計
平成27年度	2, 473	4, 806	8	7, 287
(比率)	(33. 9)	(66. 0)	(0.1)	(100)
平成26年度	2, 564	4, 728	12	7, 304
(比率)	(35. 1)	(64. 7)	(0.2)	(100)

ウ 主な開示請求の内容について、開示請求件数が多い上位5法人の状況をみると表3のとおりとなっている。

表3 開示請求件数が多い上位5法人の件数及び主な内容

(単位:件)

法人名	開示請求 件数	主な開示請求の内容
国民生活センター	1, 995	消費生活相談情報(PIO-NET)に関する文書(1,993件)
医薬品医療機器総合機構	1, 385	承認審査にかかる照会事項回答に関する書類(約650件)
鉄道建設・運輸施設整備支援機構	685	鉄道建設に係る工事等の積算書等 (683件)
日本年金機構	660	健康保険・厚生年金保険適用事業所一覧(446件)
水資源機構	299	ダム及び水路等の建設及び管理に関する工事設計書 (226件)

(注) 各法人の主な開示請求の内容については、資料2を参照。

#### (2) 処理の状況

平成27年度において各独立行政法人等が処理すべき事案は、表4のとおり、27年度に新たに受け付けた7,287件、前年度から持ち越した712件及び他の機関から事案の移送を受けた1件の計8,000件となっている。

この8,000件の処理状況をみると、開示決定等を行ったものが7,037件(88.0%)、途中で請求が取り下げられたものが334件(4.2%)となっている。また、628件(7.8%)については、平成28年度に処理が持ち越されている。

(注) 独立行政法人等への事案の移送は、法第12条の規定に基づき他の独立行政法人等から行われる場合と、 行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号。以下「行政機関情報公開法」という。) 第12条の2の規定に基づき行政機関の長(行政機関情報公開法第17条の規定に基づき権限の委任を受けた 行政機関の職員を含む。以下同じ。)から行われる場合があり、いずれの場合についても移送を受けた独 立行政法人等において開示決定等をしなければならないこととされている。

同様に、独立行政法人等から他の機関(他の独立行政法人等又は行政機関の長をいう。以下同じ。)への事案の移送についても、法第12条の規定に基づき他の独立行政法人等に対して行われる場合と、法第13条の規定に基づき行政機関の長に対して行われる場合とがある。

#### 表 4 開示請求事案の処理状況

(単位:件、%)

_								,	1 1 707	
		処理すべき事案				事案の処理状況				
		新規受付 事案	前年度から の持ち越し 事案	他機関から 移送を受け た事案	計	開示決定等 がされた事 案	取下げ事案	他機関に全 部を移送し た事案	処理中事案 (次年度持 ち越し)	
I	平成27年度	7, 287	712	1	8,000	7,037	334	1	628	
ı	(比率)				(100)	(88.0)	(4.2)	(0.0)	(7.8)	
ı	平成26年度	7, 304	1,001	1	8, 306	7, 286	309	1	710	
	(比率)				(100)	(87.7)	(3.7)	(0.0)	(8.6)	

- (注) 1 本表は、独立行政法人等が受け付けた開示請求事案、前年度からの持ち越し事案及び他の機関から移送を受けた開示請求事案について、調査日現在(平成28年3月31日。以下同じ。)の処理状況を示している。
  - 1件の開示請求事案の一部について開示決定等をしていても、残りの部分について開示決定等をしていない場合には、「処理中事案(次年度に持ち越し)」に計上している。
  - 2 「取下げ事案」とは、開示請求がされた後に、開示請求者から当該開示請求を取り下げる旨の申出があり、 その結果、開示決定等をする必要がなくなったものをいう。なお、事前段階の情報提供により開示請求をしよ うとした者が開示請求を取りやめたものなどは含まない。
  - 3 「他機関に全部を移送した事案」とは、開示請求事案の全部を他の機関に移送したことで自ら開示決定等を する必要がなくなったものをいう。
    - 他の独立行政法人等に移送されたものは、当該移送を受けた独立行政法人等において「他機関から移送を受けた事案」に計上され、行政機関の長に移送されたものは、行政機関情報公開法の施行状況調査において当該 移送を受けた行政機関の長の「他機関から移送を受けた事案」に計上されている。
  - 4 事案の一部のみを他の機関に移送する場合、1件の開示請求事案を分割して複数の他の機関に移送する場合等があるため、「他機関から移送を受けた事案」と「他機関に全部を移送した事案」とは必ずしも一致しない。
  - 5 平成26年度に開示請求された段階では1件としていた事案を27年度に入ってから補正により複数の事案に 分割した場合等があるため、27年度の「前年度からの持ち越し事案」と26年度の「処理中事案(次年度に持ち 越し)」の件数は必ずしも一致しない。

#### 2 開示決定等の状況

(1) 開示決定等の件数

平成27年度には、表 5 のとおり、6,877件の決定がされ、開示決定(全部を開示する決定及び一部を開示する決定)は6,298件(91.6%)、このうち、開示請求に係る法人文書について全部を開示する決定がされたものが3,163件(46.0%)、一部を開示する決定がされたものが3,135件(45.6%)、不開示の決定がされたものが579件(8.4%)となっている。

なお、不開示情報が記録された法人文書ではあるが、公益上特に必要があるとして、独立行 政法人等の裁量により開示された(法第7条に基づく公益裁量開示)例はなかった。

また、開示決定がされたものの、開示請求者からの開示実施の申出がなかったものは、244 件(3.5%)となっている。

(単位:件、%)

-								
I					開示決定	定等		
ı				開示決定		(関子法学)	(開示決定した	
		計	計   小計	全部を開示	一部を開示	(開示決定したもののうち) 公益裁量開示	もののうち) 開示実施の 申出なし	不開示の決定
ſ	平成27年度	6,877	6, 298	3, 163	3, 135	0	244	579
ı	(比率)	(100)	(91. 6)	(46.0)	(45.6)	(0)	(3. 5)	(8.4)
ı	平成26年度	7, 037	6, 361	3, 189	3, 172	0	170	676
ı	(比率)	(100)	(90.4)	(45.3)	(45. 1)	(0)	(2.4)	(9.6)

(注) 開示決定等の件数は、開示請求者への開示決定等通知の件数を計上している。開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、表5の「開示決定等」と表4の「開示決定等がされた事案」の件数は一致しない。

#### (2) 開示決定等の期限の遵守状況

ア 独立行政法人等は、開示請求があったときは、①開示請求があった日から30日以内に開示 決定等をしなければならない(法第10条第1項)が、②事務処理上の困難その他正当な理由 があるときは、30日以内に限り延長することができることとされている(同条第2項)。

また、③開示請求に係る法人文書が著しく大量であるため、開示請求があった日から60日 以内にそのすべてについて開示決定等をすることにより事務の遂行に著しい支障が生ずるお それがある場合には、開示決定等の期限の特例として、60日以内に法人文書の「相当の部分」 につき開示決定等をし、残りの法人文書については「相当の期間」内に開示決定等をすれば 足りることとされている(法第11条)。この場合、開示請求者に開示決定等をする期限を通知 することとされている。

平成27年度において開示決定等がされた6,877件についてみると、表6のとおり、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日以内に決定されたものが5,036件(73.2%)、期限を延長する手続が採られ、当該延長した期限までに決定されたものが789件(11.5%)、期限の特例規定を適用して開示請求者に通知した期限までに決定されたものが1,028件(15.0%)となっている。

なお、期限までに開示決定等がされなかったものは、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日を過ぎて決定されたものが9件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎて決定されたものが11件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎて決定されたものが4件の計24件(0.3%)となっている。

また、調査日現在、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは、延長手続を採ることなく開示請求があった日から30日を過ぎているものが4件、延長手続が採られたものの当該延長した期限を過ぎているものが4件、期限の特例規定を適用したものの開示請求者に通知した期限を過ぎているものが28件みられる。

これらを法人別にみると、期限までに開示決定等がされなかったものは表 7、処理中の事案で既に期限を過ぎているものは表 8 のとおりである。

期限までに開示決定等がされなかった理由について、関係法人では、開示決定等期限日の 判断を誤ってしまったこと、第三者への確認に時間を要したこと等を挙げている。

	開示決定     延長手続を採らなかったもの		を採らなか	延長手続を採った もの		期限の特例規定を 適用したもの		合 計	
		期限内 に決定 がされ	期限を 超過し たもの	期限内 に決定 がされ	期限を 超過し たもの	期限内 に決定 がされ	期限を 超過し たもの	期限内 に決定 がされ	期限を 超過し たもの
		たもの (a)	(b)	たもの (c)	(d)	たもの (e)	(f)	たもの (a+c+e)	(b+d+f)
平成27年度	6,877	5, 036	9	789	11	1,028	4	6,853	24
(比率)	(100)	(73.2)	(0.1)	(11.5)	(0.1)	(15. 0)	(0.1)	(99.7)	(0.3)
平成26年度	7,037	4, 945	9	1,072	3	998	10	7, 015	22
(比率)	(100)	(70.3)	(0.1)	(15.2)	(0.1)	(14. 2)	(0.1)	(99.7)	(0.3)

表 7 期限までに開示決定等がされなかったものの法人別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの (単位:件)

N. I. 6	Id.NA	期限を超過した日数			
法人名	件数	7日以内	30日以内	30日超	
医薬品医療機器総合機構	4	0	0	4	
国立長寿医療研究センター	1	0	0	1	
日本スポーツ振興センター	4	4	0	0	
計	9	4	0	5	

(注) 各事案の概要については、資料3を参照。

② 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの (単位:件)

)+ I	/+-*/-	期限を超過した日数			
法人名	件数	7日以内	30日以内	30日超	
国立長寿医療研究センター	1	0	1	0	
日本スポーツ振興センター	2	1	0	1	
東北大学	8	3	5	0	
<b>≅</b> †	11	4	6	1	

(注) 各事案の概要については、資料4を参照。

③ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの

(単位:件)

法人名	(H- *\-	期限を超過した日数			
<b></b>	件数	7日以内	30日以内	30日超	
日本スポーツ振興センター	3	2	0	1	
京都大学	1	0	0	1	
<b>≅</b> +	4	2	0	2	

(注) 各事案の概要については、資料5を参照。

#### 表8 処理中の事案のうち、開示決定等の期限を過ぎているものの法人別内訳

① 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの

(単位:件)

<b>计. 1. 夕</b>	[H-*/-	期限を超過した日数			
法人名	件数	7日以内	30日以内	30日超	
日本スポーツ振興センター	4	0	0	4	

- (注) 各事案の概要については、資料6を参照。
- ② 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限を超過しているもの

(単位:件)

》t: 1. 夕	/H-米h-	期限を超過した日数			
法人名	件数	7日以内	30日以内	30日超	
日本スポーツ振興センター	4	0	0	4	

- (注) 各事案の概要については、資料7を参照。
- ③ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの

(単位:件)

V+ 1 67	/H-米h-	期限を超過した日数			
法人名	件数	7日以内	30日以内	30日超	
医薬品医療機器総合機構	10	0	0	10	
日本スポーツ振興センター	18	0	0	18	
計	28	0	0	28	

- (注) 各事案の概要については、資料8を参照。
  - イ 法第11条の期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等について、開示請求があった 日から開示決定等がされた日までの日数別に件数をみると、表9のとおりである。
    - (注) 1年超を要したもの2件の概要については、資料9を参照。

表 9 期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

(単位:件、%)

	明二. 油 中然			処理日数		
	開示決定等 件数	60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
平成27年度	1,032	570	128	61	271	2
(比率)	(100)	(55. 2)	(12.4)	(5. 9)	(26.3)	(0.2)
平成26年度	1, 008	158	190	60	600	0
(比率)	(100)	(15.7)	(18.8)	(6.0)	(59. 5)	(0)

(注) 本表は、法第11条を適用した事案について行われた開示決定等のすべてを対象としており、60日以内にすることとされている「相当の部分」についての開示決定等や当該事案の対象となる法人文書の一部を分割してされた(中間的な)開示決定等を含む。

#### (3) 不開示の理由

ア 不開示の決定及び一部を開示する決定の不開示部分について不開示とした理由をみると、 表10のとおり、開示請求に係る法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当すること によるもの、開示請求に係る法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否(開示請求に係る 法人文書の存否を答えるだけで不開示情報を開示することとなるため、その存否そのものを 明らかにせず拒否処分をすること)によるものなどがある。

表10 不開示理由の内訳

(単位:件、%)

	不開示の決定と一	理由の内訳						
	部を開示する決定 の件数	不開示情報 に該当	法人文書 不存在	存否応答拒否	その他			
平成27年度	3, 714	3, 205	584	34	12			
(比率)	(100)	(86. 3)	(15. 7)	(0.9)	(0.3)			
平成26年度	3, 848	3, 232	668	48	19			
(比率)	(100)	(84. 0)	(17. 4)	(1.2)	(0.5)			

- (注) 1 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。
  - 2 「その他」は、形式上の不備等を理由とするものである。
  - イ 不開示情報に該当することを理由とするもの3,205件について、法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、表11のとおり、個人に関する情報(第1号)に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報(第2号)に該当するものの順になっている。

また、存否応答拒否によるもの34件について、存否を答えるだけで開示することとなる情報が法第5条各号の不開示情報のいずれに該当するかをみると、個人に関する情報(第1号)に該当するものが最も多く、次いで、法人等に関する情報(第2号)に該当するものの順になっている。

表11 不開示情報に該当することを理由とするもの及び存否応答拒否によるものの内訳

(単位:件、%)

	て用 ご 体 扣 の 広 八	不開示情報に該	当(比率)	存否応答拒否	(比率)
	不開示情報の区分	3, 205	(100)	34	(100)
	第1号 個人に関する情報	2, 566	(80.0)	29	(85.3)
	第2号 法人等に関する情報	1, 883	(58.8)	5	(14.7)
	第3号 審議、検討等に関する情報	96	(3.0)	0	(0)
内訳	第4号 事務又は事業に関する情報	656	(20.5)	1	(2.9)
	イ 国の安全等に関する情報	27	(0.8)	0	(0)
	ロ 公共の安全等に関する情報	33	(1.0)	0	(0)
	イ及びロ以外	622	(19.4)	1	(2.9)

- (注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。
  - ウ その他の理由とするもの(開示請求に係る法人文書に記録されている情報が不開示情報に該当することによるもの、開示請求に係る法人文書の不存在によるもの、存否応答拒否によるもの以外)12件についてみると、表12のとおり、開示請求手数料が未納、開示請求に係る対象文書の特定が不十分等、開示請求の形式上の不備を理由とするものであった。

表12 その他を理由とするものの内訳

(単位:件、%)

				その他					
			形式上の不備						
			必要記載事 項未記載	開示請求手 数料未納	対象文書の 特定不十分	その他	開示請求権の 濫用		
平成27年度	12	12	0	12	6	0	0		
(比率)	(100)	(100)	(0)	(100.0)	(50.0)	(0)	(0)		
平成26年度	19	19	0	14	5	2	0		
(比率)	(100)	(100)	(0)	(73. 7)	(26. 3)	(10.5)	(0)		

(注) 1件の決定において複数の不開示理由に該当するものがある。

#### 3 異議申立ての件数と処理の状況

## (1) 異議申立ての件数

ア 開示決定等について不服がある者は、行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき、 独立行政法人等に対し、異議申立てをすることができる。

平成27年度には、表13のとおり、102件の異議申立てが行われている。

表13 異議申立ての受付状況

(単位:件)

	平成27年度	平成26年度
異議申立て件数	102	93

イ 異議申立ての理由をみると、表14のとおり、不開示情報に該当することを理由として不開示の決定(一部を開示する決定における不開示部分を含む。)を受けた開示請求者からの異議申立てが最も多く、61件となっている。

一方、開示決定に対しても、開示決定を受けた開示請求者からの法人文書の特定に不服が あるとする異議申立ても18件みられる。また、不作為に対する異議申立ても1件みられる。

表14 異議申立ての理由

(単位:件)

	開示請求者からの異議申立て		第三者からの異議申立て	計
不開示の決 定(一部を開	○ 不開示情報に該当することを理由とする不開示 決定に対する異議	56		
示する決定 の不開示部	○ 法人文書の不存在を理由とする不開示決定に対する異議	23		93
分を含む。)	○ 存否応答拒否による不開示決定に対する異議	11		
に対する異 議申立て	○ 形式上の不備又は権利濫用を理由とする不開示決 定に対する異議	3		
開示決定に対する異議申立て	○ 法人文書の特定に対する異議(開示決定をされた 法人文書以外にも開示請求対象文書があるはずであ る、開示請求した文書と開示決定をされた文書が異 なるなど)	40	<ul><li>○ 自己に関連する情報が 記録された法人文書が開 示されることとなる決定 に対する異議</li></ul>	43
その他の異議申立て	<ul><li>○ 不作為に対する異議</li><li>○ 事案の移送、期限の延長に関する異議</li><li>○ 決定内容に関わりのない事項に対する異議等</li></ul>	1 1 5		7
計		140	3	143

(注) 1件の異議申立てにおいて複数の理由があるものはそれぞれに計上しているため、本表の合計件数は、表13の

異議申立ての件数の計とは一致しない。

#### (2) 異議申立ての処理状況

開示決定等について異議申立てを受けた独立行政法人等は、原則として、情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問した上で、異議申立てに対する決定をすることとされている(法第18条第2項)。

平成27年度において独立行政法人等が処理すべき異議申立て事案は、同年度に新たに申し立てられた102件及び26年度から持ち越された95件の計197件となっている。

この197件について、その処理状況をみると、表15のとおり、決定等が行われ処理済みとなっているものが103件(52.3%)、取下げ4件(2.0%)、審査会に諮問中を含め平成28年度に処理を持ち越しているものが90件(45.7%)となっている。

表15 異議申立ての件数と処理状況

(単位:件、%)

	処理すべき件数	新規 申立て 件数	前年度か らの持ち 越し件数	処理済	取下げ	処理中(次 年度に持 ち越し)	処理方針、諮問の要否等 検討中、諮問 の準備中等	審査会に 諮問中	審査会の 答申後、決 定の準備 中
平成27年度	197	102	95	103	4	90	28	51	11
(比率)	(100)			(52. 3)	(2.0)	(45. 7)	(14. 2)	(25. 9)	(5. 6)
平成26年度	227	93	134	127	7	93	25	60	8
(比率)	(100)			(55.9)	(3.1)	(41.0)	(11.0)	(26.5)	(3.5)

(注) 「処理方針、諮問の要否等検討中、諮問の準備中等」には、不適法な異議申立てであるなど審査会への諮問を要しない事案について決定の準備をしているものを含む。

#### (3) 決定等の状況

ア 平成27年度に処理済みとされた103件についてみると、表16のとおり、審査会に諮問し、答申を受けて決定等を行ったものが90件、審査会に諮問しないで決定等を行ったもの(異議申立てが不適法であること等により審査会に諮問する必要がないもの)が13件となっている。

決定等の内訳をみると、異議申立てに理由がないとして棄却したもの54件(52.4%)、異議申立てに理由があるとして開示決定等の全部又は一部の取消し又は変更をしたもの(申立ての認容又は一部認容)計38件(36.9%)、異議申立てが不適法であるとして却下したものが9件(8.7%)となっている。

なお、平成27年度は、審査会に諮問し、その答申を受けた独立行政法人等が、答申の内容 と異なる内容の決定等を行ったものは無かった。

表16 異議申立てに対する決定等の状況

(単位:件、%)

	申立て 棄却	申立て 認容	申立て 一部認容	却下	その他	計
審査会に諮問しないで決定を行ったもの		3		9	1	13
審査会に諮問し、答申を受けて決定を行ったもの	54	7	28	_	1	90
計 (比率)	54 (52. 4)	10 (9. 7)	28 (27. 2)	9 (8. 7)	2 (2. 0)	103 (100)

(注)「その他」は、不作為に対する異議申立て等である。

イ 異議申立てを受けてから決定等をする日までの期間をみると、表17のとおり、2年を超える期間を要したものが8件(7.8%)となっている。

表17 異議申立てを受けてから決定等するまでの期間

(単位:件、%)

	決定 件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1 年超 2 年以内	2年超
平成27年度	103	10	16	14	23	32	8
(比率)	(100)	(9.7)	(15. 5)	(13.6)	(22.3)	(31. 1)	(7.8)
平成26年度	127	11	11	38	31	27	9
(比率)	(100)	(8.7)	(8.7)	(29. 9)	(24.4)	(21. 2)	(7. 1)

ウ 行政不服審査制度は、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図ることを目的としているものであることから、異議申立て事案はできる限り迅速に処理されることが求められており、審査会に諮問すべき事案は速やかに諮問される必要がある。

平成27年度に審査会に諮問された83件について、異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間をみると、表18のとおり、90日を超えているものが17件(20.5%)となっている。

また、調査日現在、処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等としている28件をみると、 異議申立てを受けてから既に90日を経過しているものが6件(21.4%)となっている。

表18 異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでの期間

(単位:件、%)

	当計	該年度に審査会	除に諮問した件	数	処理方針の検討中、審査会への諮問準備中等				
		異議申立てを受 までの日数	受けてから審査会	会に諮問した日		異議申立て	を受けてからの	の経過日数	
		30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超	
平成27年度	83	29	37	17	28	3	19	6	
(比率)	(100)	(34.9)	(44. 6)	(20.5)	(100)	(10.7)	(67.9)	(21.4)	
平成26年度	83	31	48	4	25	6	7	12	
(比率)	(100)	(37.4)	(57.8)	(4.8)	(100)	(24. 0)	(28.0)	(48.0)	

異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要した17件及び調査日現在審査会への諮問の準備中等で、異議申立てを受けてから既に90日超を経過している6件を法人別にみると、以下のとおりとなっている。

表18-① 異議申立てを受けてから審査会に諮問するまでに90日超を要したもの

(単位:件)

\ <del>-</del> \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \- \-	=%PHH (++*/-	日数区分					
法人名	諮問件数	91~100	101~180	181~365	366∼		
国立精神・神経医療研究センター	1	0	0	1	0		
日本年金機構	7	0	0	1	6		
東北大学	6	0	3	2	1		
岡山大学	1	1	0	0	0		
広島大学	2	0	2	0	0		
計	17	1	5	4	7		

(注) 各事案の概要については、資料10を参照。

表18-② 調査日現在、審査会への諮問の準備中等としている事案のうち、 異議申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの

(単位:件)

法人名	諮問準備中等		日数	区分	
<b>公人</b> 石	件数	91~100	101~180	181~365	366∼
日本スポーツ振興センター	2	0	0	0	2
放送大学学園	2	0	2	0	0
東北大学	2	0	1	1	0
計	6	0	3	1	2

(注) 各事案の概要については、資料11を参照。

これらの理由について、関係法人では、対応方針の検討に時間を要したこと、業務繁忙であったこと等を挙げている。

エ 審査会の答申を受けての決定についても、上記ウと同様に速やかに行う必要があるが、審査会の答申を受けてから決定をするまでの期間をみると、表19のとおり、審査会に諮問して 平成27年度に決定を行った90件のうち、審査会の答申を受けてから決定するまでの日数が60 日を超えているものが6件(6.7%)となっている。

また、調査日現在、審査会の答申を受けて決定の準備中で、既に審査会の答申を受けてから60日を経過しているものはなかった。

表19 審査会の答申を受けてから決定をするまでの期間

(単位:件、%)

	審	査会の答申を受	けて決定を行っ	たもの	審査会の答申を受けて決定の準備中				
		審査	審査会の答申を受けてから 決定までの日数			審査会の答	申を受けてから	の経過日数	
		30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
平成27年度	90	60	24	6	11	11	0	0	
(比率)	(100)	(66. 6)	(26.7)	(6.7)	(100)	(100.0)	(0)	(0)	
平成26年度	94	46	23	25	8	6	0	2	
(比率)	(100)	(48.9)	(24.5)	(26. 6)	(100)	(75.0)	(0)	(25.0)	

審査会の答申を受けてから決定をするまでの日数が60日超を要した6件を法人別にみると、以下のとおりとなっている。

表19-① 審査会の答申を受けてから決定までに60日超を要したもの

(単位:件)

<b>沙</b> 1 <i>为</i>	油 <i>⇔/</i> μ₩	日数区分						
法人名	決定件数	61~70	71~90	91~180	181~			
医薬品医療機器総合機構	1	0	0	0	1			
工業所有権情報·研修館	1	0	0	1	0			
日本年金機構	2	0	0	0	2			
東北大学	2	0	2	0	0			
計	6	0	2	1	3			

(注) 各事案の概要については、資料12を参照。

これらの理由について、関係法人では、業務繁忙であったこと等を挙げている。

#### (4) 審査会における審査状況

審査会では、表20のとおり、平成27年度に新たに諮問を受けた82件及び26年度からの持ち越し事案59件の計141件から、途中で取り下げられた1件を除いた140件の諮問事案に対し、90件の答申を行っている。この90件の答申を内容別にみると、諮問庁(審査会に諮問した独立行政法人等)の開示・不開示の判断を妥当としたものが54件(60.0%)、一部妥当でないとしたものが23件(25.6%)、妥当でないとしたものが13件(14.4%)となっている。

表20 審査会における審査状況

(単位:件、%)

						答申類型			
	新規諮問 件数	前年度からの持ち越し件数	計	答申件数	諮問庁の判 断は妥当で あるとしたも の	諮問庁の判 断は一部妥 当でないとし たもの	諮問庁の判 断は妥当で ないとしたも の	取下げ 件 数	次年度に 持ち越し た件数
平成27年度	82	59	141	90	54	23	13	1	50
(比率)				(100)	(60.0)	(25.6)	(14. 4)		
平成26年度	92	72	164	76	40	19	17	29	58
(比率)				(100)	(52.6)	(25.0)	(22.4)		

- (注) 1 諮問庁では、複数の不服申立て事案を1件にまとめて審査会に諮問する場合があり、表14の「審査会に諮問中」の件数と本表の「次年度に持ち越した件数」の件数、表17の「当該年度に審査会に諮問した件数」と本表の「新規諮問件数」の件数とは必ずしも一致しない。
  - 2 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

#### 4 情報公開に関する訴訟の状況

開示決定等の取消し等を求める訴訟についてみると、表21のとおり、平成27年度に新たに8件が地方裁判所に提起されている。

この8件及び前年度から係属されている4件のうち、平成27年度には、3件の判決が出されて

いる。

また、高等裁判所には、地方裁判所(第一審)の判決を不服として1件の控訴事件が係属し、 判決が出されている。

さらに、最高裁判所には、高等裁判所(控訴審)の判決を不服として1件の上告事件が係属し、 判決が出されている。

表21 情報公開に関する訴訟の状況

(単位:件)

			(年四・円)	
		平成27年度	平成26年度	
	新規提訴	8	4	
	前年度から係属	4	1	
地方裁判所	係属計	12	2	
(第一審)	判決	3	1	
	取下げ	1	0	
	審理中(次年度に持ち越し)	8	1	
	新規控訴	1	1	
	前年度から係属	0	0	
高等裁判所		1	1	
(控訴審)	判決	1	0	
	取下げ	0	0	
	審理中(次年度に持ち越し)	0	1	
	新規上告	0	1	
	前年度から係属	1	0	
最高裁判所		1	0	
(上告審)	判決	1	0	
	取下げ	0	0	
	審理中(次年度に持ち越し)	0	0	

<sup>(</sup>注) 判決の概要については、資料13を参照。

#### 5 手数料の減免

独立行政法人等は、開示請求者の経済的困難その他特別の理由があると認められるときは、独立行政法人等の定めるところにより、手数料を減額し、又は免除することができることとされており(法第17条第3項)、すべての独立行政法人等が手数料の減額の定めを設けている。

なお、平成27年度は、この制度に係る申請は行われていない。

# 1 平成27年度途中における独立行政法人等の組織改編

旧法人等	異動	新法人等
	H27.4.1 設立	日本医療研究開発機構
医薬基盤研究所 国立健康・栄養研究所	H27.4.1 統合	医薬基盤・健康・栄養研究所

# 2 調査対象期間(平成27年4月1日~28年3月31日)後における独立行政法人等の組織改編

旧法人等	異動	新法人等
放射線医学総合研究所	H28.4.1 組織改編	量子科学技術研究開発機構
種苗管理センター 農業・食品産業技術総合研究機構 農業生物資源研究所 農業環境技術研究所	H28.4.1 統合	農業・食品産業技術総合研究機構
水産大学校 水産総合研究センター	H28.4.1 統合	水産研究・教育機構
労働者健康福祉機構 労働安全衛生総合研究所	H28.4.1 統合	労働者健康安全機構
大学評価・学位授与機構 国立大学財務・経営センター	H28.4.1 統合	大学改革支援・学位授与機構
海上技術安全研究所 港湾空港技術研究所 電子航法研究所	H28.4.1 統合	海上・港湾・航空技術研究所
海技教育機構 航海訓練所	H28.4.1 統合	海技教育機構
自動車検査独立行政法人 交通安全環境研究所	H28.4.1 統合	自動車技術総合機構
	H29.1.25 設立	外国人技能実習機構
日本貿易保険	H29.4.1 組織改編	株式会社日本貿易保険
教員研修センター	H29.4.1 名称变更	教職員支援機構

(注)本表は、平成29年3月1日現在の状況を記載したものである。

# 独立行政法人等別内訳表

(資料1)

## 1 開示請求の件数等(1/4)

			新たに受け付けた件数							(単位:件)	
法人名	法人番号		場別				前年度からの持ち けた件数	計 (処理すべ			
			本社等	その他	来所		オンライン	越し件数	りだ竹致	き事案)	
立行政法人)	5040005004044			0			•				
を美群島振興開発基金 医薬基盤・健康・栄養研究所	5340005004841 9120905002657	0	0		0				0		
医薬品医療機器総合機構	3010005007409	1,385	1,385	0	378	1,007	0		0	1,896	
宇宙航空研究開発機構	9012405001241	8	8		0					1,000	
海技教育機構	6080005003150	2	2	0	0	2	0	0	0	2	
海上技術安全研究所	5012405001732	1	1	0	0	1	0	0	0	1	
海洋研究開発機構	7021005008268	0	0		0			-	ļ	(	
科学技術振興機構	4030005012570	9	9		0			-			
家畜改良センター   環境再生保全機構	8380005004744 8020005008491	5	1 5		0	1 2	_		0	,	
教員研修センター	8050005005214	0	0		0				0		
勤労者退職金共済機構	7013305001903	2	2		0	2	0	0	0	2	
空港周辺整備機構	1120905003729	0	0	0	0	0	0	0	0	(	
経済産業研究所	6010005005426	0	0		0				ļ	(	
建築研究所	9050005005205	1	1		1						
航海訓練所 工業所有機構 - 巫修館	9020005004052	0	0		0					(	
工業所有権情報·研修館 航空大学校	5010005005427 4350005001054	8	8		0					8	
	6012405000493	0	0		0					(	
高齢·障害·求職者雇用支援機構	8040005016947	12	12		0		0			12	
港湾空港技術研究所	3021005008148	0	0	0	0	0	0	0	0	(	
国際観光振興機構	4010005006896	1	1		1	0	_		0	1	
国際協力機構	9010005014408	19	19		12	7			0	23	
国際交流基金国際農林水産業研究センター	3011105003801 7050005005215	1	1	0	0	1	0		0	1	
国民生活センター	4021005005215	1,995	1,995	0	352	1,643	0		0	2,003	
国立印刷局	6010405003434	7	7,000		4	3	_			2,000	
国立科学博物館	4010505001182	1	1		0	1	0	0	0	1	
国立環境研究所	6050005005208	9	9		2	7			0	(	
国立がん研究センター	6010005015219	3	3		0				0	3	
国立高等専門学校機構	8010105000820	22	0		3					22	
国立公文書館 国立国際医療研究センター	3010005005429 8011105004456	1	2 1		0	1			0	1	
国立国际区別が見せる人間のである。国立国度知的障害者総合施設のぞみの園	8070005002779	0	0		0		_				
国立循環器病研究センター	3120905003033	3	3		0			-	ļ		
国立女性教育会館	1030005011641	0	0	0	0	0	0	0	0	(	
国立成育医療研究センター	6010905002126	4	4		4	0				4	
国立青少年教育振興機構	8011005001124	3			0		_			3	
国立精神・神経医療研究センター	6012705001563	0	2 0		0						
国立大学財務・経営センター 国立長寿医療研究センター	8040005001908 4180005012861	7	7		3					-	
国立特別支援教育総合研究所	4021005008147	0	0		0						
国立美術館	8010005005424	0	0		0	0				(	
国立病院機構	1013205001281	259	110	149	125	134			0	281	
国立文化財機構	3010505001183	1	1		0					1	
産業技術総合研究所	7010005005425	5	5						ļ		
自動車検査独立行政法人 自動車事故対策機構	1011105001930 9010005006883	0	4 0		0				ļ	- 4	
白	2010005006883	1	1		0			-	ļ	1	
種苗管理センター	6050005005216	0	0		0					(	
酒類総合研究所	3240005003987	0	0	0	0	0	0	0	0	(	
情報処理推進機構	5010005007126	4	4		0				-	4	
情報通信研究機構	7012405000492	1	1		0			-	ļ		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	2020005008480 4050005005317	3	3 1		0			-	0	- 3	
森林総合研究所 水産総合研究センター	1020005005317	3	3		0				0	-	
水産大学校	1250005003831	0	0		0						
製品評価技術基盤機構	9011005001123	17	17		2					1	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	4010405009573	3	3		0			-			
造幣局	6120005008509	1	1		1			-			
大学入試センター	5013205000379	211	211		1			-	0	21	
大学評価・学位授与機構 地域医療機能推進機構	5012705001234	0	0 2		0						
地域医療機能推進機構 中小企業基盤整備機構	6040005003798 2010405004147	2	2		0	2		-	-		
<u>ローバに未参照を開機構</u> 駐留軍等労働者労務管理機構	8010405009306	0	0		0						
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	4020005004767	685	7		518					694	

#### 1 開示請求の件数等(2/4)

#### 1 開示請求の件数等(3/4)

## 1 開示請求の件数等(4/4)

											<u> </u>
				新たに受け付けた件数					前年度か	移送を受けた件数	(処理9/
	法人名	法人番号		場所別		方法別					
				本社等	その他	来所	郵送	オンライン	越し件数	177211 30	き事案)
(大	学共同利用機関法人)										
	人間文化研究機構	1012805001336	1	1	0	1	0	0	0	0	1
	自然科学研究機構	5012405001823	7	0	7	1	6	0	0	0	7
	高エネルギー加速器研究機構	4050005005267	6	6	0	6	0	0	0	0	6
	情報・システム研究機構	1012805001385	1	1	0	1	0	0	1	0	2
(そ	の他)							į			
	日本司法支援センター	2011205001573	8	8	0	1	7	0	0	1	9
(な	お従前の例による法人)							i !			
	日本郵便株式会社	1010001112577	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計		7,287	5,835	1,452	2,473	4,806	8	712	1	8,000

<sup>(</sup>注)「なお従前の例による法人」とは、民間法人化等により法の対象外となった法人であって、対象外となった時点で処理中の事案等については、経過措置により、なお従前の例により法の適用対象とされている法人をいう。以下同じ。

法人名	処理すべき事案	開示決定等がされた事案	取下げ事 案	全部を移送した事案	(次年度に	の事案 持ち越し) うち期限を超 過したもの
(独立行政法人)						
医薬品医療機器総合機構	1,896	1,424	249	0	223	10
宇宙航空研究開発機構	8	8	0	0	0	
海技教育機構	2	2	0	0	0	
海上技術安全研究所	1	1	0	0	0	
科学技術振興機構	9	9	0	0	0	
家畜改良センター	1	1	0	0	0	
環境再生保全機構	6	6	0	0	0	
勤労者退職金共済機構	2	2	0	0	0	
建築研究所	1	1	0	0	0	
工業所有権情報・研修館	8	8	0	0	0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	12	12	0	0	0	
国際観光振興機構	1	0	0	0	1	
国際協力機構	23	18	5	0	0	
国際交流基金	1	1	0	0	0	
国際農林水産業研究センター	1	1	0	0	0	0
国民生活センター	2,003	1,933	0	0	70	0
国立印刷局	7	7	0	0	0	0
国立科学博物館	1	0	0	0	1	0
国立環境研究所	9	7	2	0	0	0
国立がん研究センター	3	3	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	22	22	0	0	0	
国立公文書館	2	2	0	0	0	0
国立国際医療研究センター	1	1	0	0	0	0
国立循環器病研究センター	5	5	0	0	0	0
国立成育医療研究センター	4	4	0	0	0	0
国立青少年教育振興機構	3	2	1	0	0	0
国立精神・神経医療研究センター	2	2	0	0	0	0
国立長寿医療研究センター	7	7	0	0	0	0
国立病院機構	281	273	0	0	8	0
国立文化財機構	1	1	0	0	0	0
産業技術総合研究所	5	4	0	0	1	0
自動車検査独立行政法人	4	3	1	0	0	0
住宅金融支援機構	1	1	0	0	0	0
情報処理推進機構	4	3	0	0	1	0
情報通信研究機構	1	1	0	0	0	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	3	3	0	0	0	
森林総合研究所	1	1	0	0	0	
水産総合研究センター	3	3	0	0	0	0
製品評価技術基盤機構	17	15	0	0	2	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3	3	0	0	0	
造幣局	1	1	0	0	0	
大学入試センター	212	212	0	0	0	
地域医療機能推進機構	3	3	0	0	0	
中小企業基盤整備機構	2	2	0	0	0	
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	694	579	2	0	113	
都市再生機構	237	186	13	0	38	
土木研究所	7	7	0	0	0	0

	法人名	処理すべ き事案	開示決定 等がされ た事案	取下げ事 案	全部を移 送した事 案	(次年度に	の事案 持ち越し) うち期限を超
			たず木		*		過したもの
	日本医療研究開発機構	2	2	0	0	0	0
	日本学術振興会	12	11	0	0	1	0
	日本学生支援機構	78	78	0	0	0	0
	日本芸術文化振興会	2	2	0	0	0	0
	日本原子力研究開発機構	19	14	1	0	4	0
	日本高速道路保有•債務返済機構	5	5	0	0	0	0
	日本スポーツ振興センター	94	59	0	0	35	26
	年金積立金管理運用独立行政法人	20	12	8	0	0	0
	農林水産消費安全技術センター	3	1	0	0	2	0
	福祉医療機構	4	4	0	0	0	0
	物質・材料研究機構	1	1	0	0	0	0
	放射線医学総合研究所	3	3	0	0	0	0
	水資源機構	305	274	22	0	9	0
	郵便貯金•簡易生命保険管理機構	16	16	0	0	0	0
	理化学研究所	45	35	0	1	9	0
	労働安全衛生総合研究所	1	1	0	0	0	0
	労働政策研究・研修機構	1	1	0	0	0	0
	労働者健康福祉機構	5	5	0	0	0	0
(特列	** ** **						
	株式会社国際協力銀行	2	2	0	0	0	0
	株式会社日本政策金融公庫	21	21	0	0	0	
	日本私立学校振興・共済事業団	11	11	0	0	0	
	日本年金機構	696	650	20	0	26	
	放送大学学園	7	6	0	0	1	
(認)	可法人)						
( AIG	原子力損害賠償・廃炉等支援機構	8	4	0	0	4	0
	預金保険機構	1	1	0	0	0	
	日本銀行	11	8		0	3	
(国)	立大学法人)						
\	北海道大学	43	43	0	0	0	0
	北海道教育大学	2	2	0	0	0	
	帯広畜産大学	1	0	0	0	1	
	弘前大学	3	3	0	0	0	-
	岩手大学	1	0	0	0	1	_
	東北大学	73	48	0	0	25	
	秋田大学	2	2	0	0	0	
	山形大学	10	10	0	0	0	
	茨城大学	2	2	0	0	0	
	筑波大学	47	44	0	0	3	
	・ 京都宮大学	1	1	0	0	0	
	サール・サービス おおり また ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ ままれ	18	16	0	0	2	
	<u> </u>	19	14	1	0	4	
	工業人子 東京大学	140	137	1	0	2	
	東京 <u>区科</u> 東京医科歯科大学	3		0	0	0	
		3	3	_	_		
	東京農工大学	<del> </del>	2	0	0	1	
	東京芸術大学	1	<u> </u>	0	0	0	
	東京工業大学	8	5	1	0	2	
	お茶の水女子大学	2	2	0	0	0	0

						bn x⊞ ↔	(単位:竹)
	法人名	処理すべ	開示決定 等がされ	取下げ事	全部を移送した事		の事案   持ち越し) 
		き事案	た事案	案	案		うち期限を超 過したもの
	電気通信大学	2	2	0	0	0	0
	一橋大学	2	2	0	0	0	0
	横浜国立大学	9	7	0	0	2	0
	新潟大学	11	11	0	0	0	0
	長岡技術科学大学	1	1	0	0	0	0
	金沢大学	6	6	0	0	0	0
	福井大学	2	2	0	0	0	0
	山梨大学	5	5	0	0	0	
	信州大学	10	10	0	0	0	1
	岐阜大学	4	4	0	0	0	0
	静岡大学	3	3	0	0	0	
	浜松医科大学	5	<b>.</b>	0	0	0	
	名古屋大学	16	1	0	0	4	
	愛知教育大学	9		0	0	0	<u>!</u>
	名古屋工業大学	6	6	0	0	0	<u> </u>
	豊橋技術科学大学	1	1	0	0	0	
	三重大学	8	7	0	0	1	0
	滋賀大学	3	<b>.</b>	0	0	1	·
	京都大学	96	95	0	0	1	
	大阪大学	88	88	0	0	0	
	大阪教育大学	2	2	0	0	0	0
	神戸大学	7	6	0	0	1	
	奈良教育大学	1	1	0	0	0	<u> </u>
	和歌山大学	2		0	0	0	0
	鳥取大学	10	10	0	0	0	<u>!</u>
	島根大学	19	18	0	0	1	
	岡山大学	20		0	0	0	<u>!</u>
	広島大学	82		3	0	6	
	山口大学	86		0	0	0	<u> </u>
	徳島大学	41	41	0	0	0	
	鳴門教育大学	18	ł	0	0	0	i
	香川大学	3		1	0	0	
	愛媛大学	2		0	0	0	<u> </u>
	高知大学	17		1	0	0	•
	福岡教育大学	16			0	0	
	九州大学	24	23		0	1	i
	九州工業大学	1	1	0	0	0	
	佐賀大学	13		0	0	9	
	長崎大学	4		0	0	0	
	熊本大学	2		0	0	0	
	大分大学	3		0	0	1	<u> </u>
	宮崎大学	5		0	0	1	•
	鹿児島大学	5	<b>.</b>	0	0	0	
	琉球大学	31	30	1	0	0	i
	北陸先端科学技術大学院大学	1	1	0	0	0	0
(大	学共同利用機関法人)						
	人間文化研究機構	1	1	0	0	0	
	自然科学研究機構	7	1	0	0	6	0

## 2 開示請求事案の処理状況(4/4)

	法人名	処理りへ	開示決定 等がされ た事案	取下げ事 案	全部を移 送した事 案		
	高エネルギー加速器研究機構	6	6	0	0	0	0
	情報・システム研究機構	2	2	0	0	0	0
(そ	<b>の</b> 他)						
	日本司法支援センター	9	9	0	0	0	0
	計 計	8,000	7,037	334	1	628	36

<sup>(</sup>注) 処理すべき事案について、件数のない法人は省略した。 (以下、各表について、該当件数のない法人については省略。)

							(単位:件
			開表	r決定等の	件数		
法人名			開示決定		(開示決定したも	(開示決定したも ののうち)	
<u>-</u>			全部を開示	一部を開示	ののうち) 公益裁量開示を 行ったもの	開示の実施の申 出がされなかかっ たもの	不開示
(独立行政法人)						72.007	
医薬品医療機器総合機構	1,542	1,470	66	1,404	0	143	72
宇宙航空研究開発機構	8	4	0				
海技教育機構	2	2	1		0	0	(
海上技術安全研究所	1	1	1	0	0	0	(
科学技術振興機構	9	7	0	7	0	1	2
家畜改良センター	1	1	0	1	0	0	
環境再生保全機構	6	6	0	6	0	0	C
勤労者退職金共済機構	2	2	2	0	0	0	C
建築研究所	1	1	1		0	0	C
工業所有権情報・研修館	8	7	3	4	0	3	1
高齢・障害・求職者雇用支援機構	12	10	1	9	0	0	2
国際協力機構	19	14	1	13	0	0	5
国際交流基金	1	1	0	1	0	0	C
国際農林水産業研究センター	1	1	0	1	0	0	C
国民生活センター	1,933	1,722	1,704	18	0	0	211
国立印刷局	7	6	4	2	0	0	1
国立環境研究所	7	7	2	5	0	0	C
国立がん研究センター	3	2	0	2	0	0	1
国立高等専門学校機構	22	19	16	3	0	0	3
国立公文書館	2	2	2	0	0	0	C
国立国際医療研究センター	1	0	0	0	0	0	1
国立循環器病研究センター	5	4	0	4	0	0	1
国立成育医療研究センター	4	4	0	4	0	0	C
国立青少年教育振興機構	2	2	2	0	0	0	C
国立精神・神経医療研究センター	2	1	1	0	0	0	1
国立長寿医療研究センター	7	7	7	0	0	0	C
国立病院機構	262	256	39	217	0	0	6
国立文化財機構	1	1	0	1	0	0	C
産業技術総合研究所	4	3	0	3	0	0	1
自動車検査独立行政法人	3	3	1	2	0	0	C
住宅金融支援機構	1	1	0	1	0	0	C
情報処理推進機構	3	3	1	2	0	1	C
情報通信研究機構	1	1	0	1	0	0	C
新エネルギー・産業技術総合開発機構	3	3	0		0	0	_
森林総合研究所	1	1	0		0	0	C
水産総合研究センター	3	3	1			· -	_
製品評価技術基盤機構	15	15					
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3	1	0	-	0		
造幣局	1	1	0		0		_
大学入試センター	212	212	160			· -	_
地域医療機能推進機構	33	33	0			· -	_
中小企業基盤整備機構	2	2	0	_	_	· ·	_
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	579	573	228			· ·	
都市再生機構	187	180				· ·	7
土木研究所	7	7	7		_		_
日本医療研究開発機構	2	2	0			ł – – – – – – –	_
日本学術振興会	11	9	0			<del> </del>	2
日本学生支援機構	78	55					
日本芸術文化振興会	2	2	0			ł – – – – – – –	
日本原子力研究開発機構	13	12	3			· -	
日本高速道路保有 · 債務返済機構	5	1	1		_	· ·	
日本スポーツ振興センター	45	42				-	
年金積立金管理運用独立行政法人	12	5	1	4	0	0	7

		_						(単位:件
				開え	示決定等の	牛数		
	法人名			開示決定		(開示決定したも	(開示決定したもののうち)	
	<b>从</b> 入七				一部を開示	ののうち)	開示の実施の申	不開示
				全部を開示	一部を開示	行ったもの	出がされなかかっ たもの	
農林水產	産消費安全技術センター	1	1	0	1	0	0	(
福祉医療	<b>寮機構</b>	5	4	0	4	0	2	1
物質•材	料研究機構	1	1	0	1	0	0	(
放射線图	医学総合研究所	3	2	0	2	0	0	1
水資源桥	幾構	276	274	216	58	0	4	2
郵便貯金	金•簡易生命保険管理機構	1	1	1	0	0	0	(
理化学研	研究所	35	25	4	21	0	5	10
労働安全	全衛生総合研究所	1	1	0	1	0	0	(
労働者係	建康福祉機構	5	5	0	5	0	1	(
労働政策	策研究·研修機構	1	1	1	0	0	0	(
(特殊法人)								
株式会社	性国際協力銀行	2	2	1	1	0	0	(
	<b></b> <b></b>	9	7	1	6	0	0	2
	立学校振興·共済事業団	11	9	1	8	0	0	
日本年金		646	638	494	144	0	7	8
放送大学		6	5	2	3	0	0	1
(認可法人)								
原子力排	員害賠償•廃炉等支援機構	11	11	0	11	0	1	(
預金保險		1	0	0	0	0	0	1
日本銀行		8	4	1	3	0	0	4
(国立大学法	:人)							
北海道力	大学	15	14	3	11	0	1	1
北海道教		2	1	1	0	0	0	1
弘前大学		3	3	1	2	0	1	(
東北大学		42	31	4	27	0	0	11
秋田大学		2	2	0	2	0	0	(
山形大学		10	9	5	4	0	0	1
茨城大学		2	2	1	1	0	0	(
筑波大学		44	27	1	26	0	2	17
宇都宮ブ	大学	1	1	0	1	0	0	(
群馬大学		16	12	0	12	0	1	4
千葉大学		7	3	1	2	0	0	4
東京大学		138	100	28	72	0	1	
	斗歯科大学	3	3	0	3	0	0	(
東京農口		2	1	0		0	0	1
東京芸術		1	1	1	0	0	0	(
東京工業		6	6	0	6	0	0	(
	k女子大学	2	2	2	0	0	0	(
電気通信		2	2			0	0	(
一橋大学		2	1	0		0	0	1
横浜国立		7	7	0		0	0	(
新潟大学		11	10			0	1	1
	- <sub></sub>	1	1	0		0	0	(
金沢大学		2	2			0	0	(
福井大学		2	2			0	0	(
山梨大学		5	0	0	0	0	0	
信州大学		5	3			0	1	2
岐阜大学		6	5				0	
静岡大学		3	3				0	(
浜松医和		5	5				<u> </u>	
名古屋力		13	12				1	
愛知教育		9	9			0	1	
	<u> </u>	6	6					
	<u> </u>	1	1	0		0	<u> </u>	

#### 3 開示決定等の件数(3/3)

				88 -	- <b>油</b> ウケ の /	나 */-		(単位:1件)
				第7	示決定等の位	午釵		
	法人名			開示決定		(開示決定したも	(開示決定したも ののうち)	
				全部を開示	一部を開示	公益裁量開示を	開示の実施の申 出がされなかかっ	不開示
			_				たもの	-
	三重大学	7		2			-	2
	滋賀大学	3		0		0		2
	京都大学	95				0		22
	大阪大学	74		8		0		45
	大阪教育大学	2				0	·	0
	神戸大学	5	4			0		1
	奈良教育大学	1	1	1				0
	和歌山大学	2	2	1	1	0	0	0
	鳥取大学	11	10	5		0	0	1
	島根大学	6	6	2	4	0	0	0
	岡山大学	20	16			0	1	4
	広島大学	17	15	5	10	0	1	2
	山口大学	16	16	4	12	0	0	0
	徳島大学	5	5	2	3	0	0	0
	鳴門教育大学	4	4	0	4	0	0	0
	香川大学	7	5	0	5	0	0	2
	愛媛大学	2	2	2	0	0	0	0
	高知大学	16	12	1	11	0	2	4
	福岡教育大学	15	15	4	11	0	0	0
	九州大学	23	23	4	19	0	0	0
	九州工業大学	1	1	0	1	0	0	0
	佐賀大学	4	4	2	2	0	0	0
	長崎大学	5	4	0	4	0	0	1
	熊本大学	2	2	1	1	0	0	0
	大分大学	4	3	0	3	0	0	1
	宮崎大学	4	4	0	4	0	0	0
	鹿児島大学	5	4	1	3	0	0	1
	琉球大学	6	6	0	6	0	0	0
	北陸先端科学技術大学院大学	1	1	0	1	0	0	0
(大	学共同利用法人)							
	人間文化研究機構	1	1	1	0	0	0	0
	自然科学研究機構	1	1	0		0		0
	高エネルギー加速器研究機構	6	6	2	4	0	0	0
	情報・システム研究機構	2		1		0		0
(そ)	か他)	_						
	日本司法支援センター	8	5	2	3	0	0	3
	計	6.877				0		579
	HI	0,077	0,230	0,100	0,100		277	0/0

<sup>(</sup>注) 開示請求のあった1事案を分割して複数の開示決定等をしているものや、関連する複数の事案をまとめて1件の開示決定等として通知しているものがあることから、内訳表2「開示請求事案の処理状況」の「開示決定等がされた事案」欄の計と本表の「開示決定等の件数」欄の計の件数は一致しない。

# 4 延長手続の状況(1/3)

					法第10条第2項による延長手						
	開示決				続を採った			用したもの		<u> </u>	
法人名	定等件 数		期限内に 開示決定 等がされ たもの	期限を超 過したも の			期限を超 過したも の		期限内に 開示決定 等がされ たもの	期限を超 過したも の	
(独立行政法人)											
医薬品医療機器総合機構	1,542		133			439			1	<del>                                     </del>	
宇宙航空研究開発機構 海技教育機構	8						!				
海上技術安全研究所	1		1								
科学技術振興機構	9							_	1		
家畜改良センター	1	1	1						0	0	
環境再生保全機構	6	5	5	0	1	1	0	0	0	0	
勤労者退職金共済機構	2			•							
建築研究所	1	1	1			0					
工業所有権情報·研修館 高齢·障害·求職者雇用支援機構	8 12					0			-		
国際協力機構	19		13			6					
国際交流基金	1					1		_		:	
国際農林水産業研究センター	1	1			0			0	0	C	
国民生活センター	1,933	1,933	1,933	0	0	_			0	C	
国立印刷局	7			•	_						
国立環境研究所	7	7									
国立がん研究センター 国立高等専門学校機構	3 22		3 22			_					
国立局等导门学校機構 国立公文書館	22		22			0			-	1	
国立国際医療研究センター	1	1	1							:	
国立循環器病研究センター	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	
国立成育医療研究センター	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0	
国立青少年教育振興機構	2										
国立精神・神経医療研究センター	2										
国立長寿医療研究センター	7				2	1 110		0		•	
国立病院機構 国立文化財機構	262	143				119 1					
産業技術総合研究所	4		1							<del> </del>	
自動車検査独立行政法人	3	3						0	-		
住宅金融支援機構	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	
情報処理推進機構	3	3				_				•	
情報通信研究機構	1	-	1			_					
新エネルギー・産業技術総合開発機構 森林総合研究所	3	3	3		_	0		_		:	
水産総合研究センター	3			ļ						<u> </u>	
製品評価技術基盤機構	15										
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3	2	2	0	1	1	0	0	0	С	
造幣局	1	0	0	0	1				0		
大学入試センター	212						•				
地域医療機能推進機構	33					1					
中小企業基盤整備機構 鉄道建設·運輸施設整備支援機構	579						•		0		
都市再生機構	187										
土木研究所	7								-		
日本医療研究開発機構	2	1	1	0	1	1			0	(	
日本学術振興会	11					1					
日本学生支援機構	78					49					
日本芸術文化振興会 日本原子力研究開発機構	13								-		
日本高速道路保有・債務返済機構	5			•						•	
日本スポーツ振興センター	45					_				1	
年金積立金管理運用独立行政法人	12								1		
農林水産消費安全技術センター	1										
福祉医療機構	5										
物質・材料研究機構	1	0				1	:		-		
放射線医学総合研究所 水資源機構	3 276		1 276			1 0			0		
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	1	1	1				•				
理化学研究所	35		27						1	1	
労働安全衛生総合研究所	1								-	:	
労働者健康福祉機構	5										
労働政策研究・研修機構	1	1	1	0	0	0	0	0	0	C	

# 4 延長手続の状況(2/3)

				法第10条第2項による延長手 続を採ったもの			(単位:件) 法第11条の期限の特例を適 用したもの				
	法人名	開示決 定等件 数		期限内に 開示決定 等がされ	期限を超過したも	統を採つ/	期限内に	期限を超過したも	用したもの	#0.79 ch / -	期限を超過したも
				たもの	<b></b>		たもの	<b></b>		たもの	の
(特	殊法人)										
	株式会社国際協力銀行	2		1			1				<del>                                     </del>
	株式会社日本政策金融公庫	9					1				
	日本私立学校振興・共済事業団	11	11	11		0	0				
	日本年金機構	646	621	621	0		23				
/ ≑क्रा	放送大学学園 可法人)	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
(565	リスク) 原子力損害賠償・廃炉等支援機構	11	2	2	0	2	2	0	7	7	0
	預金保険機構	1	1	1		0					
	日本銀行	8	6	6		2	2		0		
(国	立大学法人)										
	北海道大学	15	14	14	0	1	1	0	0	0	0
	北海道教育大学	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	弘前大学	3	2	2	0	1	1	0	0	0	0
	東北大学	42	13			29	21				
	秋田大学	2	2	2		0	0				
	山形大学	10								_	
	茨城大学	2	2	2		0	0		_	_	
	筑波大学	44		42		2	2				
	宇都宮大学	1	1	1		_					
	群馬大学	16	-	15		1	1				
	千葉大学	7	5	5		1	1			1	
	東京大学	138	117	117		0	2		19		•
	東京医科歯科大学	3	3 2	3		0	0			_	
	東京農工大学東京芸術大学	1	1	1		0	0			_	•
	東京工業大学	6		4		2	2				
	お茶の水女子大学	2		2							•
	電気通信大学	2				2	2				
	一橋大学	2		2		0	0		0		<del> </del>
	横浜国立大学	7	6	6	0	1	1	0	0	0	0
	新潟大学	11	11	11	0	0	0	0	0	0	0
	長岡技術科学大学	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	金沢大学	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	福井大学	2		2	•	0	0		_	_	•
	山梨大学	5				0	0		_	_	
	信州大学	5				0	0				
	岐阜大学	6					2				<del>                                     </del>
	静岡大学	3 5									
	浜松医科大学   名古屋大学	13				0	0				
	<u>有口崖入子</u>    愛知教育大学	9									
	登址教育八子   名古屋工業大学	6		6		0	0		_		
	豊橋技術科学大学	1	1	1			0				•
	三重大学	7		1			6				1
	滋賀大学	3		3		0	0	•			0
	京都大学	95				4	4	0	1	0	1
	大阪大学	74	70	70	0	4	4	0	0	0	0
	大阪教育大学	2		2		0				_	
	神戸大学	5									
	奈良教育大学	1	0			1	1				•
	和歌山大学	2		2						_	
	鳥取大学	11	8								•
	島根大学	6		4		1	1			·	
	岡山大学 広島大学	20 17					1				
	山口大学	16		16		0	0				<del>                                     </del>
	山口人子    徳島大学	5					0		_	_	
	鳴門教育大学	4									
	香川大学	7				7	7				
	愛媛大学	2		2					_		
	高知大学	16					4				:
	福岡教育大学	15					2				
	九州大学	23					17		0		

# 4 延長手続の状況(3/3)

		開示決	歴史子称を休りながりたもの			法第10条第2項による延長手 続を採ったもの			法第11条の期限の特例を適 用したもの		
	法人名			期限内に 開示決定 等がされ たもの	期限を超 過したも の			期限を超 過したも の			期限を超 過したも の
	九州工業大学	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	佐賀大学	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0
	長崎大学	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	熊本大学	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	大分大学	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0
	宮崎大学	4	4	4	0	0	0	0	0	0	0
	鹿児島大学	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0
	琉球大学	6	3	3	0	3	3	0	0	0	0
	北陸先端科学技術大学院大学	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
(大:	学共同利用法人)				ļ						
	人間文化研究機構	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	自然科学研究機構	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
	高エネルギー加速器研究機構	6	6	6	0	0	0	0	0	0	0
	情報・システム研究機構	2	2	2	0	0	0	0	0	0	0
	日本司法支援センター	8	6	6	0	1	1	0	1	1	0
	青十	6,877	5,045	5,036	9	800	789	11	1,032	1,028	4

# 5 期限の特例規定を適用した事案に係る開示決定等の処理日数別の件数

		法第11条	の期限の	持例を適用		<u> </u>
法人名		開示請	求を受けてか	から決定を行	うった日まで	の日数
		60日以内	60日超 90日以内	90日超 半年以内	半年超 1年以内	1年超
(独立行政法人)						
医薬品医療機器総合機構	966	543	118	40	263	2
科学技術振興機構	1	0	0	1	0	0
中小企業基盤整備機構	1	0	0	0	1	0
日本学生支援機構	9	9	0	0	0	0
日本スポーツ振興センター	18	8	3	6	1	0
放射線医学総合研究所	1	1	0	0	0	0
理化学研究所	1	1	0	0	0	0
(特殊法人)						
日本年金機構	2	0	1	1	0	0
(認可法人)						
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	7	4	0	3	0	0
(国立大学法人)						
千葉大学	1	1	0	0	0	0
東京大学	19	1	4	8	6	0
岐阜大学	1	0		0		
名古屋大学	1	1	0	0	0	0
京都大学	1	0	0	1	0	0
島根大学	1	1	0	0	0	0
広島大学	1	0	0	1	0	0
(その他)						
日本司法支援センター	1	0	1	0	0	0
計	1,032	570	128	61	271	2

			全部又は一部を不	ᄪᆕᄓᆂᄴᄴ	(単位:
法人名		不開示情報に該当	生命又は一部を不良 法人文書の不存在	カボとした件数 存否応答拒否	その他
立行政法人)		「一門が「日本にこの当	広八人目の4-41 E	11 11/0 11/11	(0)
医薬品医療機器総合機構	1,476	1,404	70	2	
宇宙航空研究開発機構	8	8	0	0	
海技教育機構	1	1	1	0	
科学技術振興機構	9	7	0	2	
家畜改良センター	1	1	0	0	
環境再生保全機構	6	6	0	0	
工業所有権情報・研修館	5	5	5	0	
高齢・障害・求職者雇用支援機構	11	10	1	0	
国際協力機構	18	16	2	0	
国際交流基金	1	1	0	0	
国際農林水産業研究センター	1	1	0	0	
国民生活センター	229	17	212	0	
国立印刷局	3	3	0	0	
国立環境研究所	5	5	0	0	
国立がん研究センター	3	2	1	0	
国立高等専門学校機構	6	5	0	2	
国立国際医療研究センター	1	0	1	0	
国立循環器病研究センター	5	4	1	0	
国立成育医療研究センター	4	4	0	0	
国立精神・神経医療研究センター	1	0	1	0	
国立病院機構	223	221	1	1	
国立文化財機構	1	1	0	0	
	+ '	3	0	1	
産業技術総合研究所	4			0	
自動車検査独立行政法人	2	2	0		
住宅金融支援機構	1	1	0	0	
情報処理推進機構	2	2	0	0	
情報通信研究機構	1	1	0	0	
新エネルギー・産業技術総合開発機構	3	3	1	0	
森林総合研究所	1	1	0	0	
水産総合研究センター	2	1	1	0	
製品評価技術基盤機構	15	15	0	0	
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3	3	1	0	
造幣局	1	1	0	0	
大学入試センター	52	49	51	0	
地域医療機能推進機構	33	33	0	0	
中小企業基盤整備機構	2	2	0	0	
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	351	351	0	0	
都市再生機構	156	146	11	0	
日本医療研究開発機構	2	2	0	0	
日本学術振興会	11	11	0	0	
日本学生支援機構	76	74	2	0	
日本芸術文化振興会	2	2	0	0	
日本原子力研究開発機構	10	9	1	0	
日本高速道路保有・債務返済機構	4	0	4	0	
日本スポーツ振興センター	34	32	2	0	
年金積立金管理運用独立行政法人	11	9	2	0	
農林水産消費安全技術センター	1	1	0	0	
福祉医療機構	5	5	0	0	
物質・材料研究機構	1	1	0	0	
放射線医学総合研究所	3	2	1	0	
放射脉区子形 6 切 5 加 水資源機構	60	58	2	0	
理化学研究所	31	23	8	0	
	31	23	0	0	
労働安全衛生総合研究所 党働者健康短加機構	+	<u> </u>			
労働者健康福祉機構	5	5	0	0	
株法人)   株式会社団際ねる銀行	0				
株式会社国際協力銀行	1	1	0	0	
株式会社日本政策金融公庫	8	5	1	2	
日本私立学校振興·共済事業団	10	10	3	0	
日本年金機構	152	152	6	1	
放送大学学園	4	4	0	0	
可法人)	0				
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	11	11	2	0	
原丁刀俱音知俱 庞炉寺又饭城博	''				

		(単位:代金田 全部又は一部を不開示とした件数 (単位:代金田 )									
法人名		不開示情報に該当	法人文書の不存在	存否応答拒否	その他						
日本銀行	7	3	2	0							
立大学法人)	0										
北海道大学	12	10	0	1							
北海道教育大学	1	0	1	0							
弘前大学	2	2	1	0							
東北大学	38	28	14	5							
秋田大学	2	2	0	0							
山形大学	5	5	0	0							
茨城大学	1	1	0	0							
筑波大学	43	27	23	3							
宇都宮大学	1	1	0	0							
群馬大学	16	16	4	1							
千葉大学	6	2	4	<u> </u>							
東京大学	110	75	34	2							
東京医科歯科大学	3	3	0	0							
東京農工大学	2	1	1	0							
東京工業大学 電気通信大学	6 2	6	0	0							
电双通信人子   一橋大学	2	0	1	1-							
横浜国立大学	7	7	0	0							
新潟大学	6	4	1	0							
長岡技術科学大学	1	0	1	1							
金沢大学	1	1	0	0							
福井大学	1	1	0	0							
山梨大学	5	0	5	0							
信州大学	4	4	1	1							
岐阜大学	6	5	1	0							
静岡大学	3	3	0	0							
浜松医科大学	3	3	0	0							
名古屋大学	10	9	0	1							
愛知教育大学	1	1	0	0							
名古屋工業大学	4	4	1	0							
豊橋技術科学大学	1	1	0	0							
三重大学	5	3	1	0							
滋賀大学	3	2	0	1							
京都大学	78	55	32	0							
大阪大学	66	20	46	0							
大阪教育大学	2	2	0	0							
神戸大学	4	3	1	0							
和歌山大学	1	1	0	0							
鳥取大学	6	6	0	0							
島根大学	4	3	1	0							
岡山大学	19	15	0	4							
広島大学	12	10	2	0							
山口大学	12	12	0	0							
徳島大学	3	3	0	0							
鳴門教育大学	4	4	2	0							
香川大学	7	7	1	0							
高知大学	15	12	4	0							
福岡教育大学	11	11	1	0							
九州大学	19	19	0	0							
九州工業大学	1	1	0	0							
佐賀大学	2	2	0	0							
長崎大学	5	4	1	0							
熊本大学	1	1	0	0							
大分大学	4	4	0	0							
宮崎大学	4	4	0	0							
鹿児島大学	4	3	0	1							
琉球大学	6	6	0	0							
北陸先端科学技術大学院大学	1	1	0	0							
学共同利用法人)											
自然科学研究機構	1	1	0	0							
高エネルギー加速器研究機構	4	4	1	0							

## 6 不開示理由の内訳(3/3)

					(+ 12.117
法人名			全部又は一部を不	開示とした件数	
<b>海</b> 八石		不開示情報に該当	法人文書の不存在	存否応答拒否	その他
(その他)					
日本司法支援センター	6	4	1	0	1
計	3,714	3,205	584	34	12

				不開示	青報に該当	á		(単位:件)
				1 (2)3-3-1	11101-07-	<u>-                                      </u>		
法人名		5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条4号	5冬4무	5条4号イ・
						7	口口	口以外
(独立行政法人)								
医薬品医療機器総合機構	1,404	1,103	1,275	0	0	0	0	0
宇宙航空研究開発機構	8	3	4	0	7	7	7	7
海技教育機構	1	1	0	0	0	0	0	0
科学技術振興機構	7	7	4	2	5	0	0	5
家畜改良センター	1	1	1	0	1	0	0	1
環境再生保全機構	6	5	1	0	0	0	0	0
工業所有権情報・研修館	5	2	2	0	4	0	0	4
高齡·障害·求職者雇用支援機構	10	10	6	0	2	0	0	2
国際協力機構	16	9	12	2	9	5	1	3
国際交流基金	1	1	1	1	0	0	0	0
国際農林水産業研究センター	1	0	0	0	1	0	0	1
国民生活センター	17	1	16	0	0	0	0	0
国立印刷局	3	0	2	0	3	0	1	2
国立環境研究所	5	2	1	2	0	0	0	0
国立がん研究センター	2	2	1	0	1	0	0	1
国立高等専門学校機構	5	4					0	1
国立循環器病研究センター	4	0	2	0	2	0	0	2
国立成育医療研究センター	4	4	0	0	0	0	0	0
国立病院機構	221	211	86	0	95	0	0	95
国立文化財機構	1	1	0	0	1	0	0	1
産業技術総合研究所	3	2	3	0	3	0	0	3
自動車検査独立行政法人	2	2	2	0	0	0	0	0
住宅金融支援機構	1	0	1	0	1	0	0	1
情報処理推進機構	2	1	0	0	1	0	0	1
情報通信研究機構	1	0	1	0	1	0	0	1
新エネルギー・産業技術総合開発機構	3	3	3	1	1	1	0	0
森林総合研究所	1	0	0	0	1	0	0	1
水産総合研究センター	1	1	0	0	0	0	0	0
製品評価技術基盤機構	15	15	8	11	11	0	0	11
石油天然ガス・金属鉱物資源機構	3	1	0	0	3	3	0	0
造幣局	1	1	1	0	1	0	0	1
大学入試センター	49	48	1	0	0	0	0	0
地域医療機能推進機構	33	33	0	0	0	0	0	0
中小企業基盤整備機構	2	2	2	1	0	0	0	0
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	351	403	66	0	23	0		
都市再生機構	146	134	44	5	33	0	2	31
日本医療研究開発機構	2	1	2	0	2	0	2	0
日本学術振興会	11	11	0	2	3	0	0	3
日本学生支援機構	74	68	32	0	42	0	0	42
日本芸術文化振興会	2	1	2	0	0	0	0	0
日本原子力研究開発機構	9	7	4	0	6	1	1	6
日本スポーツ振興センター	32	12	23	20	15	2	1	12
年金積立金管理運用独立行政法人	9	4	0	1	9	0	0	9
農林水産消費安全技術センター	1	0	1	0	0	0	0	
福祉医療機構	5	4	4	0	1	0	0	1
物質・材料研究機構	1	1	0	0	1	0	0	1
放射線医学総合研究所	2	2	1	0	1	1	0	0
水資源機構	58	34	23	4	39	0	0	
理化学研究所	23	17	8	5	21	0	6	15
労働安全衛生総合研究所	1	1	1	0	0	0	0	0
労働者健康福祉機構	5	2	2	1	4	0	0	4
(特殊法人)								
株式会社国際協力銀行	1	1	1	1	1	1	0	1

				不開示	青報に該当	á		(単位:件)
				1 [213-3-1	H TKI - IX =	<u>-                                      </u>		
法人名		5条1号	5条2号	5条3号	5条4号			1
		○未 「 与	0未2与	0未0万	5末4万	5条4号 イ	5条4号 口	5条4号イ・ ロ以外
株式会社日本政策金融公庫	5	4	3	1	5	0	1	4
日本私立学校振興・共済事業団	10	4	9	1	2	0	0	2
日本年金機構	152	80						85
放送大学学園	4	2	1	0	3	0	0	3
(認可法人)								
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	11	1						i
日本銀行	3	3	1	0	3	1	0	3
(国立大学法人)								
北海道大学	10	7						<del>•</del>
弘前大学	2	2						1
東北大学	28	19						
秋田大学	2	2		_		-		
山形大学	5	5						
茨城大学	1	1						<u> </u>
筑波大学	27	22						:
宇都宮大学	1	0						
群馬大学	16	12						<u> </u>
千葉大学	2	2		_		i		<del>i                                      </del>
東京大学	75	53						
東京医科歯科大学	3	3		•	•			<u> </u>
東京農工大学	1	1						i
東京工業大学	6	6		_				
電気通信大学	2 7	1	_					<u>:                                    </u>
横浜国立大学 新潟大学	4	3 2						
金沢大学	1	1						1
並ん人子     福井大学	1	1	_	-				•
信州大学	4	2	_	_	_			ł
岐阜大学	5	4						1
静岡大学	3	2						1
浜松医科大学	3							
名古屋大学	9							
爱知教育大学	1	1						i
名古屋工業大学	4	3		_				<u> </u>
豊橋技術科学大学	1	1		0			0	0
三重大学	3	1						-
滋賀大学	2	2	0	1	2	0	0	2
京都大学	55	25	25	0	39	0	4	35
大阪大学	20	18	11	0	4	0	0	4
大阪教育大学	2	2	2	0	0	0	0	0
神戸大学	3	2	2	0	1	0	0	1
和歌山大学	1	1	0	0	0	0	0	0
鳥取大学	6	4	5	0	2	0	1	1
島根大学	3	3			0	0	0	0
岡山大学	15	13						I.
広島大学	10	6		0	4	0	0	4
山口大学	12	2						
徳島大学	3						i	<u> </u>
鳴門教育大学	4	3						•
香川大学	7	6						<u> </u>
高知大学	12	7						-
福岡教育大学	11	5						
九州大学	19							<u> </u>
九州工業大学	1	0	1	0	0	0	0	0

## 7 不開示情報の内訳(3/3)

									( <del>+</del>  ±.11 /
					不開示	情報に該当	á		
	2+ 1 <b>万</b>								
	法人名		5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条4号	5条4号	5条4号イ・
							イ		口以外
	佐賀大学	2	0	2	0	2	0	0	2
	長崎大学	4	3	1	0	1	0	0	1
	熊本大学	1	1	1	0			0	1
	大分大学	4	2	0	0	2	0	0	2
	宮崎大学	4	1	0	0	3	0	0	3
	鹿児島大学	3	3	2	0	3	0	2	3
	琉球大学	6	6	2	0	3	0	0	3
	北陸先端科学技術大学院大学	1	1	1	0	0	0	0	0
(大	· 学共同利用法人)								
	自然科学研究機構	1	1	1	0	1	0	0	1
	高エネルギー加速器研究機構	4	4	0	0	0	0	0	0
	情報・システム研究機構	1	1	1	1	0	0	0	0
(そ	の他)								
	日本司法支援センター	4	2	1	1	1	0	0	1
	計	3,205	2,566	1,883	96	656	27	33	622

<sup>(</sup>注)「5条1号」は個人に関する情報、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は審議、検討等に関する情報、「5条4号」は事務 又は事業に関する情報について、それぞれ不開示情報として規定した独立行政法人等情報公開法の規定を示す。

### 8 存否応答拒否の内訳

									(単位:14)
					存否応:	答拒否			
	'+ I #								
	法人名		5条1号	5条2号	5条3号	5条4号	5条4号イ		5条4号イ・ロ 以外
(独	立行政法人)								
	医薬品医療機器総合機構	2	0	2	0	0	0	0	0
	科学技術振興機構	2	2	0	0	0	0	0	0
	国立高等専門学校機構	2	2	0	0	0	0	0	0
	国立病院機構	1	0	0	0	1	0	0	1
	産業技術総合研究所	1	1	0	0	0	0	0	0
(特	殊法人)								
	株式会社日本政策金融公庫	2	1	2	0	0	0	0	0
	日本年金機構	1	0	1	0	0	0	0	0
(国	立大学法人)		i						
	北海道大学	1	1	0	0	0	0	0	0
	東北大学	5	5	0	0	0	0	0	0
	筑波大学	3	3	0	0	0			
	群馬大学	1	1	0	0	0	0		0
	千葉大学	1	1	0	0	0		0	0
	東京大学	2	2	0	0	0	0	0	_
	一橋大学	1	1	0	0	0	0	0	_
	長岡技術科学大学	1	1	0	0	0	0	0	0
	信州大学	1	1	0	0	0	0	0	0
	名古屋大学	1	1	0	0	0	0	0	0
	滋賀大学	1	1	0	0	0	0	0	0
	岡山大学	4	4	0	0	0	0	0	0
	鹿児島大学	1	1	0	0	0	0	0	0
	計	34	29	5	0	1	0	0	1

<sup>(</sup>注)「5条1号」は個人に関する情報、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は審議、検討等に関する情報、「5条4号」は事務又は事業に関する情報について、 それぞれ不開示情報として規定した独立行政法人等情報公開法の規定を示す。

### 9 その他の内訳

				その他			(十四:11)
法人名				形式上の不備			開示請求権
<b>本</b> 人七			必要事項 未記載	開示請求手 数料未納	文書の特定 不十分	その他	かの濫用
(独立行政法人)							
国立病院機構	1	1	0	1	0	0	0
都市再生機構	1	1	0	1	0	0	0
日本年金機構	2	2	0	2	1	0	0
預金保険機構	1	1	0	1	0	0	0
日本銀行	3	3	0	3	1	0	0
北海道大学	1	1	0	1	1	0	0
新潟大学	1	1	0	1	1	0	0
三重大学	1	1	0	1	1	0	0
(その他)							
日本司法支援センター	1	1	0	1	1	0	0
計	12	12	0	12	6	0	0

<sup>(</sup>注)「5条1号」は個人に関する情報、「5条2号」は法人等に関する情報、「5条3号」は審議、検討等に関する情報、「5条4号」は事務又は事業に関する情報について、それぞれ不開示情報として規定した独立行政法人等情報公開法の規定を示す。

### 10 異議申立ての新規申立て状況

	(単位:作 新規申立て件数											
		不開	示の決定	に対する	異議	開示する 対する異			車安の			
法人名		情報に	法人文 書の不 存在	答拒否	形式上 の不備・ 権利の 濫用	第三者から	開示請 求者か ら	不作為	事案の 移送・期 限の延 長	その他		
(独立行政法人)												
医薬品医療機器総合機構	5	5	0	0	0	0	5	0				
海技教育機構	2	1	1	0	0	0	1	0	0	0		
家畜改良センター	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
国際協力機構	1	1	0	0	0		1	0		-		
国立がん研究センター	1	1	1	0	0		1	0		0		
国立高等専門学校機構	1	0	0	1	0			0		0		
国立循環器病研究センター	1	0	1	0	0	0	0	0		0		
国立病院機構	3	2	1	0	0	0	0	0	0	1		
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1	0	0	0			0				
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	3		1	0	0			0				
都市再生機構	9		2	0	0			0				
日本学術振興会	1	1	0	0	0			0				
日本学生支援機構	1	0	1	0	0		1	0				
日本原子力研究開発機構	3		0	0	0		1	0				
日本スポーツ振興センター	2		0	0	0			0		_		
福祉医療機構	1	1	0	0	0			0		0		
水資源機構	2	1	0	0	2	0	2	0	0	_		
理化学研究所	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0		
労働安全衛生総合研究所	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0		
(特殊法人)												
株式会社日本政策金融公庫	4	1	2	1	0		0	0	0			
日本私立学校振興・共済事業団	1	0	0	1	0	0	1	0		-		
日本年金機構	5	4	0	0	1	0	5	0	0	0		
放送大学学園	2	1	0	0	0	0	1	0	0	0		
(国立大学法人)												
弘前大学	1	1	0	0	0			0				
東北大学	5		3	0	0			0				
筑波大学	6		1	2	0			0				
千葉大学	2			1	0		_	0				
東京大学	3		1	0	0		0	0		_		
電気通信大学	1	1	0	0	0	0		0		_		
山梨大学	3		2	0	0			0	<u> </u>	_		
浜松医科大学	2			0				0				
名古屋大学	2		0	1	0		0	0				
三重大学	1	1	1	0	0			0				
京都大学	2	0		0	0			0		0		
奈良教育大学	1	0	0	0	0			0		0		
岡山大学	12	9	0	3	0			0				
広島大学	2		1	0	0			0				
高知大学	2			1	0			0				
大分大学	3	2	0	0	0	0	1	0	0	0		
(大学共同利用法人)												
情報・システム研究機構	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0		
(その他)												
日本司法支援センター	1	1	0	0	0			0				
計 (注) 1 1件の関本決定等に対し 複数の異議由立て	102			11	3	3	40	1	1	5		

<sup>(</sup>注) 1 1件の開示決定等に対し、複数の異議申立てが行われているものがある。

<sup>2</sup> 複数の内容に該当する場合は、それぞれに計上している。このため、各内容に該当するものの計は、新規申立て件数と一致しない。

								(単位:件)		
		処	理すべき件	数	処理済		処	理中(次年	度に持ち越	L)
	法人名		新規申立 て件数	前年度か らの持ち 越し件数	(決定等に より処理を 終了した件 数)	取下げ		処理方針、 審査会へ の諮問準 備中等		審査会の 答申を受け て決定の 準備中
(Xrh					双./			畑十寸		干佣工
(红	エ11 政法へ) 医薬品医療機器総合機構	6	5	1	1	0	5	5	0	0
	运来的运源域价格	2	2	0						
	科学技術振興機構	1	0		1	0				
	家畜改良センター	1	1	0		0	_	0		
	工業所有権情報・研修館	3				0				
	国際協力機構	7	1	6		0		0		-
	国立印刷局	1	0		1	0				
	国立がん研究センター	1	1	0		0				
	国立高等専門学校機構	2	1	1	1	0	1	0	0	1
	国立循環器病研究センター	1	1	0	0	0	1	0	1	0
	国立精神・神経医療研究センター	1	0	1	0	0	1	0	0	1
	国立病院機構	5	3	2	4	0	1	0	1	0
	住宅金融支援機構	3	0	3	3	0	0	0	0	0
	情報通信研究機構	6	0	6	2	0	4	0	0	4
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1	0	0	0	1	0	1	0
	中小企業基盤整備機構	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	鉄道建設•運輸施設整備支援機構	4	3	1	1	0	3	0	3	0
	都市再生機構	9	9	0	4	0	5	1	4	
	日本学術振興会	1	1	0	0	0	1	0	1	0
	日本学生支援機構	1	1	0		0		0	1	
	日本原子力研究開発機構	3	3	0	0	0	3	1	2	1
	日本スポーツ振興センター	4								
	農林水産消費安全技術センター	2	0			0		_		
	福祉医療機構	1	1	0		0				
	水資源機構	2	2	0						
	理化学研究所	2		1	_	0				
	労働安全衛生総合研究所	1	1	0	1	0	0	0	0	0
(特	殊法人)									
	株式会社日本政策金融公庫	4	4	0		0	_			
	日本私立学校振興・共済事業団	4	1	3		0				
	日本年金機構	13	5	8		0				
	放送大学学園	2	2	0	0	0	2	2	0	0
	立大学法人)  弘前大学	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	東北大学	11	5	6		0				
	東北へ子   筑波大学	20	6			0				
	・	4								<b>-</b>
	東京大学	7	3			0		0		
	電気通信大学	1	1	0		0		_		
	一橋大学	1	0			0			<u> </u>	-
	新潟大学	1	0		-	0	_	_	<u> </u>	
	山梨大学	3				0				-
	浜松医科大学	2	2			0	0			
	名古屋大学	4	2	2	0	1	3	0	2	1
	三重大学	1	1	0	0	0	1	0	1	0
	滋賀大学	1	0	1	1	0	0	0	0	0
	京都大学	4	2	2	3	0	1	0	1	0
	奈良教育大学	1	1	0	1	0	0	0	0	0
	奈良女子大学	1	0		0	0		0		
	岡山大学	12	12			0	11	5		
	広島大学	11	2		9	0			0	
	高知大学	3			2	1				
	九州大学	1	0			0				
	大分大学	3			_	0		0		
	鹿児島大学	5	0	5	5	0	0	0	0	0
(大	学共同利用法人)									
	情報・システム研究機構	1	1	0	1	0	0	0	0	0
(そ)	の他)									
	日本司法支援センター	2	1	1	1	0	1	0	1	0
(な	お従前の例による法人)									
	日本郵便株式会社	1	0	1			0	0	0	
	計	197	102	95	103	4	90	28	51	11

			審査会に	諮問をしな	いで決定等	等を行った		審査会に	諮問して流	央定等を行	ったもの	
	法人名	決定等の 件数		認容	却下	その他		棄却	認容	一部認容	その他	(参考) うち審査会 の答申と異 なる決定を 行ったもの
(独)	位行政法人)											
	医薬品医療機器総合機構	1	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0
	科学技術振興機構	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	工業所有権情報・研修館	1	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0
	国際協力機構	6	0	0	0	0	6	0	0	6	0	0
	国立印刷局	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	国立がん研究センター	1	0	0	0		1	0	0	1	0	
	国立高等専門学校機構	1	0		0		1	1	0	0	0	
	国立病院機構	4	0		0		4	2	0	2	0	
	住宅金融支援機構	3	0		0		3	0	0	3	0	
	情報通信研究機構	2	0		0	_	2	0	0	2	0	_
	中小企業基盤整備機構	1	0		0		1	0	0	1	0	
	鉄道建設·運輸施設整備支援機構	1	0		0		1	1	0	0	0	
	都市再生機構	4	0		0		4	4	0	0	0	
	農林水産消費安全技術センター	2	0		0		2	2	0	0	0	
	福祉医療機構	1	0		0		1	0	0	0	1	<del></del>
	理化学研究所	2	0		0		2	2	0	0	0	
	労働安全衛生総合研究所	1	1	0	0		0	0	0	0	0	
	大法人)	_	<u> </u>	U	U	'	U	0	U	U	0	-
	*本へ/ 株式会社日本政策金融公庫	1	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0
	日本私立学校振興・共済事業団	2	0		0	_	2	0	2	0	0	_
	日本年金機構	3	1	1	0		2	1	0	1	0	
/ET =	立大学法人) 	3			U	U			U	-	U	U
	東北大学	6	0	0	0	0	6	5	0	1	0	0
	東北へ子 筑波大学	14	0		0		14	10	0	4	0	
	<u> </u>	3	0		0			3	0	0	0	
	十 <del>泉入字</del> 東京大学						3					
		6	0		0		6	4	2	0	0	
	電気通信大学	1	0		0		1	1	0	0	0	
	一橋大学						1	1	0			
	新潟大学	1	0		0	_	1	1		0	0	_
	山梨大学	3	0		0		3	3	0	0	0	
	浜松医科大学	2	2		0		0	0	0	0	0	
	滋賀大学	1	0		0		1	1	0	0	0	
	京都大学	3	0		0		3	3	0	0	0	
	奈良教育大学	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	
	岡山大学	1	1	0	1 -	0	0	0	0	0	0	-
	広島大学	9	5					2	2	0		
	高知大学	2	0		0		2	1	0	1	0	
	九州大学	1	0		0		1	1	0	0	0	
	大分大学	2	1	0	1	0		0	0	1	0	_
	鹿児島大学	5	0	0	0	0	5	2	0	3	0	0
	学共同利用法人)											
	情報・システム研究機構	1	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
(その	0他)											
	日本司法支援センター	1	0		0		1	1	0	0	0	0
L	計	103	13	3	9	1	90	54	7	28	1	0

# 13 異議申立てを受けてから決定するまでの期間

法人名	決定等の	昪	異議申立て	を受けてか	ら決定する		里1 <u>4:1千)</u> 引
<b>法</b> 八石	件数	90日以内	90日超 半年以内	半年超 9か月以内	9か月超 1年以内	1年超 2年以内	2年超
(独立行政法人)							
医薬品医療機器総合機構	1	0	0	0	0	0	1
科学技術振興機構	1	0	0	0	0	1	0
工業所有権情報・研修館	1	0	0	0	0	1	0
国際協力機構	6	0	0	0	6	0	0
国立印刷局	1	0	0	0	0	1	0
国立がん研究センター	1	0	0	0	1	0	0
国立高等専門学校機構	1	0	0	0	1	0	0
国立病院機構	4	0	0	0	2	1	1
住宅金融支援機構	3	0	0	0	1	2	0
情報通信研究機構	2	2	0	0	0	0	0
中小企業基盤整備機構	1	0	0	0	1	0	0
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	1	1	0	0	0	0	0
都市再生機構	4	0	2	2	0	0	0
農林水産消費安全技術センター	2	0	0	0	2	0	0
福祉医療機構	1	0	0	1	0	0	0
理化学研究所	2	0	1	1	0	0	0
労働安全衛生総合研究所	1	0	0	0	1	0	0
(特殊法人)							
株式会社日本政策金融公庫	1	0	1	0	0	0	0
日本私立学校振興·共済事業団	2	0	0	1	0	1	0
日本年金機構	3	1	0	0	0	1	1
(国立大学法人)							
東北大学	6	0	0	0	3	3	0
筑波大学	14	0	0	0	0	11	3
千葉大学	3	0	1	2	0	0	0
東京大学	6	0	3	0	0	3	0
電気通信大学	1	0	1	0	0	0	0
一橋大学	1	0	0	0	0	1	0
新潟大学	1	0	1	0	0	0	0
山梨大学	3	0	3	0	0	0	0
浜松医科大学	2	2	0	0	0	0	0
滋賀大学	1	0	0	0	0	0	1
京都大学	3	0	0	2	0	1	0
奈良教育大学	1	1	0	0	0	0	0
岡山大学	1	1	0	0	0	0	0
広島大学	9	0	1	1	2	5	0
高知大学	2	0	1	0	0	0	1
九州大学	1	0	0	1	0	0	0
大分大学	2	1	0	1	0	0	0
鹿児島大学	5	0	0	2	3	0	0
(大学共同利用法人)							
情報・システム研究機構	1	1	0	0	0	0	0
(その他)							
日本司法支援センター	1	0	1	0	0	0	0
計	103	10	16	14	23	32	8

					(単位:件)			
	平成27	7年度に審査	会に諮問し	た件数	処理方針(		₹査会への語 等	的性情中
法人名		異議申立て諮問した日	を受けてかまでの日数	ら審査会に		異議申立て 数	を受けてか	らの経過日
		30日以内	30日超 90日以内	90日超		30日以内	30日超 90日以内	90日超
(独立行政法人)								
医薬品医療機器総合機構	0	0	0	0	5	0	5	0
海技教育機構	2	0	2	0	0	0	0	0
家畜改良センター	1	1	0	0	0	0	0	0
国際協力機構	1	0	1	0	0	0	0	0
国立がん研究センター	1	1	0	0	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	1	0	1	0	0	0	0	0
国立循環器病研究センター	1	1	0	0	0	0	0	0
国立精神・神経医療研究センター	1	0	0	1	0	0	0	0
国立病院機構	3	0	3	0	0	0	0	0
新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	1	0	0	0	0	0	0
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	3	0	3	0	0	0	0	0
都市再生機構	8	7	1	0	1	1	0	0
日本学術振興会	1	1	0	0	0	0	0	0
日本学生支援機構	1	1	0	0	0	0	0	0
日本原子力研究開発機構	2	1	1	0	1	0	1	0
日本スポーツ振興センター	0	0	0	0	4	2	0	2
福祉医療機構	1	1	0	0	0	0	0	0
水資源機構	2	2	0	0	0	0	0	0
理化学研究所	2	0	2	0	0	0	0	0
(特殊法人)								
株式会社日本政策金融公庫	4	0	4	0	0	0	0	0
日本私立学校振興・共済事業団	0	0	0	0	1	0	1	0
日本年金機構	10	2	1	7	0	0	0	0
放送大学学園	0	0	0	0	2	0	0	2
(国立大学法人)								
東北大学	8	0	2	6	3	0	1	2
筑波大学	2	0	2	0	4	0	4	0
千葉大学	4	4	0	0	0	0	0	0
東京大学	3	1	2	0	0	0	0	0
電気通信大学	1	0	1	0	0	0	0	0
山梨大学	3	0	3	0	0	0	0	0
名古屋大学	1	0	1	0	0	0	0	0
三重大学	1	1	0	0	0	0	0	0
京都大学	2	0	2	0	0	0	0	0
岡山大学	6	0	5	1	5	0	5	0
広島大学	2	0	0	2	2	0	2	0
高知大学	1	1	0	0	0	0	0	0
大分大学	2	2	0	0	0	0	0	0
(その他)								
日本司法支援センター	1	1	0	0	0	0	0	0
計	83	29	37	17	28	3	19	6

		審査会	会に諮問して	決定を行った	こもの	(単位: 審査会の答申を受けて決定の準備中				
法人名			審査会の答 た日までの	申を受けて <i>は</i> 日数	いら決定し		審査会の答申を受けてからの経過 日数			
			30日以内	30日超 60日以内	60日超		30日以内	30日超 60日以内	60日超	
(独)	立行政法人)									
	医薬品医療機器総合機構	1	0	0	1	0	0	0	0	
	海技教育機構	0	0	0	0	1	1	0	0	
	科学技術振興機構	1	1	0	0	0	0	0	0	
	家畜改良センター	0	0	0	0	1	1	0	0	
	工業所有権情報・研修館	1	0	0	1	0	0	0	0	
	国際協力機構	6	6	0	0	0	0	0	0	
	国立印刷局	1	1	0	0	0	0	0	0	
	国立がん研究センター	1	1	0	0	0	0	0	0	
	国立高等専門学校機構	1	0	1	0	1	1	0	0	
	国立精神・神経医療研究センター	0	0	0	0	1	1	0	0	
	国立病院機構	4	2	2	0	0	0	0	0	
	住宅金融支援機構	3	0	3	0	0	0	0	0	
	情報通信研究機構	2	2	0	0	4	4	0	0	
	中小企業基盤整備機構	1	0	1	0	0	0	0	0	
	鉄道建設•運輸施設整備支援機構	1	1	0	0	0	0	0	0	
	都市再生機構	4	4	0	0	0	0	0	0	
	農林水産消費安全技術センター	2	2	0	0	0	0	0	0	
	福祉医療機構	1	1	0	0	0	0	0	0	
	理化学研究所	2	2	0	0	0	0	0	0	
(特別	株法人)									
1	株式会社日本政策金融公庫	1	1	0	0	0	0	0	0	
	日本私立学校振興・共済事業団	2	2	0	0	0	0	0	0	
	日本年金機構	2	0	0	2	0	0	0	0	
(国)	立大学法人)									
1	東北大学	6	4	0	2	2	2	0	0	
	筑波大学	14	2	12	0	0	0	0	0	
	千葉大学	3	3	0	0	0	0	0	0	
	東京大学	6	5	1	0	0	0	0	0	
	電気通信大学	1	1	0	0	0	0	0	0	
	一橋大学	1	1	0	0	0	0	0	0	
	新潟大学	1	1	0	0	0	0	0	0	
	山梨大学	3	3	0	0	0	0	0	0	
	名古屋大学	0	0	0	0	1	1	0	0	
	滋賀大学	1	1	0	0	0	0	0	0	
	京都大学	3	3	0	0	0	0	0	0	
	広島大学	4	4	0	0	0	0	0	0	
	高知大学	2	0	2	0	0	0	0	0	
	九州大学	1	0	1	0	0	0	0	0	
	大分大学	1	0	1	0	0	0	0	0	
	鹿児島大学	5	5	0	0	0	0	0	0	
(そ(	D他)									
	日本司法支援センター	1	1	0	0	0	0	0	0	
	計	90	60	24	6	11	11	0	0	

## 16 審査会における審査状況

							(単位:件)		
	法人名	新規諮問件数	前年度 繰越し件数	答申件数	諮問庁の判断 記		は妥当でないと	取下げ件数	未済件数
(独	立行政法人)								
	海技教育機構	2	0	1	0	0	1	0	1
	科学技術振興機構	0	1	1	0	1	0	0	0
	家畜改良センター	1	0	1	0	1	0	0	0
	原子力安全基盤機構(H26.3.1解散)	0	2	2	0	2	0	0	0
	工業所有権情報・研修館	0	3	1		1	0	0	2
	国際協力機構	1	6	6		1	5	0	1
	国立印刷局	0	1	1	0	1	0	0	0
	国立がん研究センター	1	0	1		1	0	0	0
	国立高等専門学校機構	1	0	1	0	0	1	0	0
	国立循環器病研究センター	1	0	0	•	0	0	0	1
	国立精神・神経医療研究センター	1	0	1		1	0		
	国立病院機構	3	2	4		1	1	0	1
	住宅金融支援機構	0	3	3		1	0		0
	情報通信研究機構	0	4	4		2	0		0
	新エネルギー・産業技術総合開発機構	1	0	0		0	0	0	1
	中小企業基盤整備機構	0	1	1		1	0	0	
	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	3	1	1		0	0	0	3
	都市再生機構	8	0	4		0	0	0	4
	日本学術振興会	1	0	0		0	0	0	1
	日本学生支援機構	1	0	0		0	0	0	1
	日本原子力研究開発機構	2	0	0		0	0	0	2
	農林水産消費安全技術センター	0	1	1		0	0		0
	福祉医療機構	1	0	1		0	0	0	0
	水資源機構	2	0	0		0	0	0	2
	理化学研究所	2	0	2		1	0		0
(	殊法人)	-	Ů		'	'	Ů	Ŭ	
(19	株式会社日本政策金融公庫	4	0	1		0	0	0	2
	日本私立学校振興・共済事業団	0	3	2		0	2	0	1
	日本年金機構	10	0	0		0	0		10
<b>(</b>   <b>Ξ</b>	<u>  ロ本土立協博</u> 立大学法人)	10	J		0	U	0	J	10
(14)	東北大学	8	0	8	7	1	0	0	0
	筑波大学	2	12	12		4	0	0	2
	- 「 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	2	0	2		0	0	0	0
	東京大学	4	4	6		0	1	1	1
	東京人子  電気通信大学	4	0	1		0	0	0	1
	电丸进信人子   一橋大学	0	1	1		0	0	0	0
	一橋入字  山梨大学	3	0	3		0	0	0	0
	山架入子  名古屋大学	1	2	<u>3</u> 1		0	0	0	0
	右巾座人子  三重大学	1	0	0		0	0	0	Z
	二里人子  京都大学	2	2	3		0	0	0	1
	京都入子 奈良女子大学	0	1	3 0		0	0		1
	宗良女子人字  岡山大学	6	0	0		0	0	0	6
	広島大学	2	2	4		0	2	0	0
		1	1	4		0	0	0	0
	高知大学 大分大学	2	0	2		1	0		- 0
		0					0		
17	鹿児島大学 の他)	0	5	5	3	2	0	0	0
(~		1	41	4		0			1
	日本司法支援センター	1	1	1		0	0		
1	計	82	59	90	54	23	13	1	50

<sup>(</sup>注) 1 答申は、平成27年度中に行われたものであり、前年度までに諮問された事案に対するものを含む。また、中間答申は本表の答申件数に含めていない。

<sup>2 1</sup>件の諮問に対し分離して複数の答申を行っているもの、複数の諮問に対し1件に併合して答申しているものがあるが、本表では諮問件数に対応した件数で計上している。

<sup>3</sup> 答申類型は、諮問時点での諮問庁の判断について答申時点における妥当性で分類したものである。

<sup>4</sup> 原子力安全基盤機構からの諮問事件(2件)については、平成26年3月1日の機構の解散し「行情」として答申が出されているが、答申件数は本表に計上している。

## 17 情報公開法に関連する訴訟の状況

		角	第1審(地)	方裁判所	i)		控訴審(高等裁判所)				上告審(最高裁判所)				<del>-   1   1   1   1   1   1   1   1   1   </del>	
法人名	新規	提訴 うち 特定管 轄裁判 所	前年度 から 係属	判決	取下げ	審理中	新規 控訴	前年度 から 係属		取下げ	審理中 (次年 度に持 ち越し)	新規上告	前年度 から 係属		取下げ	審理中 (次年 度に持 ち越し)
(独立行政法人)		į														
国際協力機構	2	0	2	1	1	2	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0
国立高等専門学校機構	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
国立精神・神経医療研究センター	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
農業·食品産業技術総合研究機構	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0	0
(特殊法人)																
株式会社日本政策金融公庫	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
日本年金機構	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
(国立大学法人)																
東京大学	2	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	8	0	4	3	1	8	1	0	1	0	0	0	1	1	0	0

# 18 開示実施手数料の減免状況

		法17条	3項による	減免の申詞	<b>清件数</b>	
法人名		減免を認めたもの		減免を認めなかっ	検討中	取下げ
		生活保護		たもの	快討中	AX PI)
計	0	0	0	0	0	0

# 事例表

主な開示請求の内容

(資料2)

## 〇 主な開示請求の内容(資料2)

独立行政法人等名	主な開示請求の内容	14	井数
医薬品医療機器総合機構	承認審査にかかる照会事項回答に関する書類	約	650
医薬品医療機器総合機構	医療機器製造販売等に関する書類	約	300
医薬品医療機器総合機構	GCP実地調査に関する書類	約	100
医薬品医療機器総合機構	安全性定期報告に関する書類	約	50
医薬品医療機器総合機構	副作用・感染症症例報告に関する書類	約	50
宇宙航空研究開発機構	ガス拡散予測に係るソフトウェア、プログラム、文書		5
宇宙航空研究開発機構	JAXAにおける情報システムの整備に係る文書		3
海技教育機構	懲戒処分の公表		1
海技教育機構	学生自治会に関する文書(2)、学生寮寮則、給食業務に関する文書		1
海上技術安全研究所	保険証券		1
科学技術振興機構	委託開発事業に関する文書		2
科学技術振興機構	外部機関との相互協力協定に関する文書		1
科学技術振興機構	研究費の経理に関する文書		2
科学技術振興機構	文献情報事業に関する文書		1
科学技術振興機構	研究不正に関する文書		1
家畜改良センター	家畜改良センター十勝牧場における平成26年度の馬の胎盤の売払いに係る契約に関する文書の開示請求		1
環境再生保全機構	石綿健康被害救済制度における平成18~25年度被認定者に関するばく露状況調査報告書の内容について		5
勤労者退職金共済機構	共済契約者の掛金収納状況一覧		2
建築研究所	工事契約の入札結果に関する文書		1
工業所有権情報・研修館	特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)に関する文書(設計書、商標、アクセスログ等)		5
工業所有権情報·研修館	(独)工業所有権情報・研修館の商標に関する文書(ロゴマーク)		2
工業所有権情報·研修館	画像意匠公報検索支援ツールに関する文書(設計書等)		1
高齢·障害·求職者雇用支援機構	建設工事に係る設計書		2
高齢·障害·求職者雇用支援機構	清掃業務に係る入札調書		1
高齢·障害·求職者雇用支援機構	土地売却の競争入札に係る公告書類及び入札結果		1
高齢·障害·求職者雇用支援機構	特定ポリテクセンターの特定訓練科の入所選考結果		1
高齢·障害·求職者雇用支援機構	求職者支援訓練における特定訓練科の訓練認定申請書類		1
国際観光振興機構	平成27年度オランダ・デンマーク・イスラエルにおける国際旅行見本市出展事業		1
国際協力機構	個別案件にかかる文書		14
国際協力機構	技術協力事業に関するマニュアル類		2
国際協力機構	機構が行った措置に関する文書		2
国際協力機構	海外事務所移転にかかる経緯を記した文書		1

国際交流基金	ベトナムの初等・中等教育における日本語教育の導入に関する経緯やカリキュラムの内容がわかる文書	1
国際農林水産業研究センター	平成27年度の損害保険に係る保険証書の写し及び明細書の写し	1
国民生活センター	消費生活相談情報(PIO-NET)に関する文書	1,993
国民生活センター	総務に関する文書	1
国民生活センター	商品テストに関する文書	1
国立印刷局	普通切手類納入計画表	2
国立科学博物館	事業者選定に係る採点等審査に関する文書	1
国立環境研究所	企画提案書採点表	2
国立がん研究センター	特定の病院及び医師による指定年月日付けの「診断書」発行の有無を示す文書	1
国立がん研究センター	特定の訴訟案件に係る裁判所提出文書	1
国立がん研究センター	特定の公的研究費(研究代表者及び課題番号も指定)の詳細内訳	1
国立高等専門学校機構	特定個人に係る処分及びその内容が記載された書類一式	1
国立高等専門学校機構	クラス全員の成績一覧	2
国立高等専門学校機構	施設整備事業や校舎等の新営工事に関する仕様書や予定価格調書について	16
国立高等専門学校機構	学内であったとされるハラスメント行為に関する文書	1
国立高等専門学校機構	学校が発注した印刷物について、品名、部数、価格、仕様、発注部署、請負業者が分かる書類	1
国立高等専門学校機構	大分工業高等専門学校プロパンガス単価契約一式(平成27年度分)の一般競争入札結果等一覧表	1
国立公文書館	閲覧室利用申込書	2
国立国際医療研究センター	2012年4月・5月にマケドニア・セルビア・ギリシャに出張した記録 現地で活動した記録	1
国立循環器病研究センター	H28.2.2当センターで実施された、脳死下臓器提供シミュレーションで使用した文書等一式	1
国立循環器病研究センター	①テータセンター及び保守サービス利用契約H27.7.17締結分、②循環器病統合情報センターシステム基盤構築等業務H26.12.16締結分 ①及び②につき契約内容の詳細と契約毎の金額内訳、①につきサービス利用開始月	1
国立循環器病研究センター	平成26年5月に開示、交付した診療録(写し)の22~23頁に記載がある「協議」の記録	1
国立成育医療研究センター	職員が届出た、兼業、講演、執筆、顧問等について、期日、兼業等、依頼先名称と所在地、依頼内容、報酬の全て 又は一部がわかる文書	2
国立成育医療研究センター	国立研究開発法人国立成育医療研究センター倫理委員会における、申請書類、議事録、その他関係文書	2
国立青少年教育振興機構	日中韓子ども童話交流事業契約額支出内訳について	2
国立精神・神経医療研究センター	センター諸規程の開示	1
国立長寿医療研究センター	医薬品業者からの寄付金や謝金等の使途の開示	2
国立長寿医療研究センター	不適切な支出に対する処分に関する一切の文書等の開示	3
国立長寿医療研究センター	職員に対する懲戒、訓戒、厳重注意に関する文書の開示	1
国立長寿医療研究センター	医療安全推進部が扱った「医療事故報告」「感染症報告」についての文書開示	1
国立病院機構	職員の勤務表に関する文書	111
国立病院機構	入札、契約に関する文書	99
国立病院機構	医療事故に関する文書	1

国立病院機構	出張旅費に関する文書	1
国立病院機構	議事録に関する文書	1
国立文化財機構	寄託品台帳のうち特定の文化財に関する資料	1
産業技術総合研究所	工事の積算に関する文書	1
産業技術総合研究所	調達に関する文書	2
産業技術総合研究所	職員の懲戒処分に関する文書	1
産業技術総合研究所	内部規程に基づく調査に関する文書	1
自動車検査独立行政法人	自動車改造に係る手引き	1
自動車検査独立行政法人	技術基準適合性審査票	1
自動車検査独立行政法人	並行輸入届	1
自動車検査独立行政法人	自動車通関証明書	1
住宅金融支援機構	支店事務所清掃管理業務等委託に係る入札順位表及び予定価格	1
情報処理推進機構	設立・運営に係る文書	1
情報処理推進機構	事業システムに係る文書	2
情報処理推進機構	情報セキュリティに係る文書	1
情報通信研究機構	損害保険の保険証券の写し、保険証券に添付されている明細書の写し	1
新エネルギー・産業技術総合開発機 構	研究開発事業に関する文書	3
森林総合研究所	平成27年度森林調査委託業務(三重県)に係る上記設計仕様書(金額入り)等	1
水産総合研究センター	「太平洋クロマグロ2014年生まれ加入量モニタリング速報」に掲示されたグラフに関するデータ	1
水産総合研究センター	平成10年度日本周辺高度回遊性魚類資源対策調査委託事業報告書	1
水産総合研究センター	原爆症調査研究協議会-環境衛生小委員会報告-	1
製品評価技術基盤機構	製品安全分野の事故調査関係資料	17
石油天然ガス・金属鉱物資源	機構が2007年4月28日にウズベキスタン地質鉱物資源国家委員会と締結した基本合意書他	1
石油天然ガス・金属鉱物資源	炭鉱後地の沈下による災害復旧後の境界工事に関する文書	1
石油天然ガス・金属鉱物資源	平成27年度希少金属鉱産物備蓄物資動産総合保険契約他	1
造幣局	世界遺産貨幣セット用小冊子編集業務企画書及びその参考資料	1
大学入試センター	設問別正答率	106
大学入試センター	試験問題・正解	105
地域医療機能推進機構	不動産売買契約書の開示	1
地域医療機能推進機構	入札状況の開示	1
地域医療機能推進機構	中京病院看護学校合格者内訳	1
中小企業基盤整備機構	高度化事業に係る貸付条件変更手続書類の開示	1
中小企業基盤整備機構	中小企業基盤整備機構の支援に関する文書の開示	1
鉄道建設•運輸施設整備支援機構	鉄道建設に係る工事等の積算書等	683

都市再生機構	工事の予定価格に関する文書	122
都市再生機構	個別地区の事業計画及び内容に関する文書	36
都市再生機構	補償交渉に関する文書	12
土木研究所	過去の業務仕様書	1
土木研究所	過去の業務成績評定	1
土木研究所	発注工事に係る設計書	3
土木研究所	発注業務に係る設計書	2
日本医療研究開発機構	定期建物賃貸借契約書	1
日本医療研究開発機構	競争的資金の不正な使用に関し、配分を受けた機関から提出された最終報告書並びに中間報告の一件書類	1
日本学術振興会	科学研究費助成事業にかかる実績報告書	4
日本学術振興会	日本学術振興会特別研究員採用者及びその研究課題に関わる全文書	2
日本学術振興会	日本学術振興会特別研究員の審査員の情報及び審査書類	2
日本学生支援機構	期限の利益剥奪に関する文書	9
日本学生支援機構	回収委託に関する文書	5
日本学生支援機構	回収促進策に関する文書	5
日本学生支援機構	業務委託に関する文書	5
日本芸術文化振興会	芸術文化振興基金助成金交付に関する文書	2
日本原子力研究開発機構	契約に関する文書	4
日本原子力研究開発機構	共同研究に関する文書	3
日本原子力研究開発機構	モニタリングに係るスペクトルデータ	2
日本高速道路保有·債務返済機構	道路の管理に関する協議文書	3
日本高速道路保有·債務返済機構	道路占用料に関する文書	2
日本スポーツ振興センター	国立競技場将来構想有識者会議関連資料	11
日本スポーツ振興センター	新国立競技場の技術提案等審査委員会関連資料	9
日本スポーツ振興センター	新国立競技場基本構想国際デザイン競技関連資料	7
年金積立金管理運用独立行政法人	平成26年10月23日開催第86回運用委員会の運用委員会規則第8条に基づく議事録	2
年金積立金管理運用独立行政法人	平成26年度に各運用受託機関及び各資産管理機関に対して支払った手数料	2
年金積立金管理運用独立行政法人	平成27年10月1日に公表した外国債券運用受託機関の選定において、応募のあった全ての運用戦略(ファンド)の 概要	1
年金積立金管理運用独立行政法人	平成28年1月12日の厚生労働省社会保障審議会で、GPIFが行った「直接売買しないと株式市場の情報が得られない」などとする説明の根拠となる文書、資料など	1
年金積立金管理運用独立行政法人	平成25年以降、GPIFと外部の法人・団体間で行った人事交流の内容がわかるもの(交流した法人・団体名や交流した職員の役職、交流期間、目的等)	1
農林水産消費安全技術センター	FAMICの苦情および異議申し立ての処理手順が記載されているものの文書	1
農林水産消費安全技術センター	農薬取締法第3条第1項第3号の適用、運用にかかる基準を示す文書	1
農林水産消費安全技術センター	肥料登録申請書及び別紙書類	1
福祉医療機構	社会福祉振興助成事業における個別助成案件に関する文書	3

福祉医療機構	福祉医療貸付事業における個別融資案件に関する文書	1
物質・材料研究機構	外国政府の国防・防衛担当行政機関、軍、軍関係組織から提供を受けた研究資金の内容が分かる文書	1
放射線医学総合研究所	被ばく線量に関する書類	1
放射線医学総合研究所	細胞の解析に関する書類	1
水資源機構	ダム及び水路等の建設及び管理に関する工事設計書	226
水資源機構	ダム及び水路等の建設及び管理に関する業務の報告書	29
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	日本郵政公社法第33条第1項に係る法人文書	2
郵便貯金·簡易生命保険管理機構	郵便貯金の利子の民間海外援助事業に対する寄付の委託に関する法律第7条の2第1項に係る法人文書	10
郵便貯金·簡易生命保険管理機構	簡易生命保険法第102条第1項に係る法人文書	2
郵便貯金・簡易生命保険管理機構	簡易生命保険法第103条第1項に係る法人文書	2
理化学研究所	予算、支出に関する文書	9
理化学研究所	委員会資料、議事録等に関する文書	8
理化学研究所	研究機器、試薬等の管理に関する文書	7
理化学研究所	契約(物品、役務、工事等)に関する文書	3
理化学研究所	研究計画、研究記録等に関する文書	3
労働者健康福祉機構	契約書、契約手続きに関する文書	2
労働者健康福祉機構	看護学校入学試験に関する文書	1
労働者健康福祉機構	施設建設に関する文書	1
労働者健康福祉機構	未払賃金立替払事業に関する文書	1
労働政策研究·研修機構	入札公告「平成27年度国際関連事業に係る翻訳業務の委託」について、総合評価にて落札した会社の提案書一式 (写しの送付希望)	1
株式会社国際協力銀行	本行融資案件関連資料	1
株式会社日本政策金融公庫	特定会社の融資に関する資料	4
株式会社日本政策金融公庫	競争入札関連資料	2
日本私立学校振興・共済事業団	学校法人の理事会議事録及び補助金決定通知書	1
日本私立学校振興・共済事業団	私立大学等補助金交付申請書(平成19~23年度)	1
日本私立学校振興・共済事業団	補助金配分額計算表(平成26年度)	1
日本私立学校振興・共済事業団	学校法人の決算書(平成26年度)	1
日本私立学校振興・共済事業団	私立大学等経常費補助金調査票(平成24年度~26年度)	1
日本年金機構	健康保険・厚生年金保険適用事業所一覧	446
放送大学学園	視聴状況調査(平成26年度)	2
放送大学学園	単位認定試験の問題及び模範解答	1
放送大学学園	入学者選考第一次選考(筆記試験)合否一覧	1
原子力損害賠償・廃炉等支援機構	会議の議事録に関する文書	7
	暴力団関連回収困難債権の買取案件の個別債権毎に価格根拠が分かる資料	1

日本銀行	人事に関する文書	5
日本銀行	外部機関に関する文書	2
北海道大学	動物実験に関する文書	10
北海道大学	情報公開請求に関する文書	9
北海道大学	受託研究, 共同研究, 寄附金に関する文書	8
北海道教育大学	学長選考会議議事録	1
北海道教育大学	札幌あいの里団地中央機械室煙突等改修工事の特定粉じん排出等作業完了届に添付された工事写真	1
帯広畜産大学	平成25~27年度動物実験計画書,平成25~27年度実験動物委員会	1
弘前大学	弘前大学(医病)第二病棟看護部研修室改修工事金額入り設計書一式	1
弘前大学	個人情報開示請求に関する事務処理に関する書類	1
弘前大学	青森県小児がん等がん調査事業に関する資料及び会議の議事録及び配付資料(H12~H25)	1
岩手大学	農学部及び農学研究科に関する動物実験計画書、報告書、動物実験委員会に関する記録など	1
東北大学	業務委託・営繕工事・機器購入契約等の入札に関する文書	18
東北大学	寄付金・受託研究費・共同研究費等受入れ・使用状況に関する文書	15
東北大学	懲戒事案・ハラスメント事案等に関する文書	12
東北大学	受託研究等契約に関する文書	8
東北大学	特定職員に係る出勤簿等記録に関する文書	7
秋田大学	職員の処分に関する文書	1
秋田大学	学内会議に関する文書	1
山形大学	山形大学(医病)基幹環境整備(昇降機設備改修)	3
山形大学	平成26年4月9日役員会提出資料1「平成26年度資金運用計画」及び参考1「平成26年度 資金計画に基づく月別収支予定額」、参考2「寄附金収支残額(平成20年~平成26年1月末)	1
山形大学	平成26年度分(平成26年4月~平成27年3月)資金残高推移状況「平成26年度に係る資金残高の推移」	1
山形大学	平成26年度「収入・支出決算額調書」(文科省提出分)	1
山形大学	開札日平成27年10月8日山形大学(医病)基幹・環境整備(外溝整備)その他工事の金入り内訳書、代価表、単価表	1
茨城大学	施設改修(建築)実施設計業務 設計業務委託現場説明書・特記仕様書	1
茨城大学	非常勤講師採用理由書	1
筑波大学	特定教員の研究及び兼業に関する文書	15
筑波大学	工事予定価格の内訳明細に関する文書	11
宇都宮大学	外部倉庫賃貸の入札に関する文書	1
群馬大学	医学部附属病院の医療事故に関する文書	7
群馬大学	医学部附属病院の診療に関する文書	2
群馬大学	経営評議会に関する文書	2
千葉大学	入学試験に関する文書	6
千葉大学	法人文書の移管・廃棄簿	2
<del></del>		

千葉大学	特定装置の調達に関する文書	2
東京大学	研究・経費(研究費の収支・奨学寄附金等)	71
東京大学	議事要旨、会議資料、報告書等	16
東京大学	規則・マニュアル等	16
東京医科歯科大学	奨学寄附金の受入れに関する文書	1
東京農工大学	大型技術移転による産学連携推進の功労者に対する表彰の経緯	1
東京農工大学	動物の安楽殺について、具体的な手順・薬剤等を定めた規定	1
東京農工大学	平成25年度~平成27年度 動物実験関係書類	1
東京芸術大学	キャンパス内における警備請負契約書の開示請求	1
東京工業大学	軍事・国防関連の研究資金に関する文書	4
東京工業大学	ハラスメント調査委員会に関する文書	1
お茶の水女子大学	学生のアルバイト斡旋業務契約書	1
お茶の水女子大学	卒業要件及び教育職員免許の単位認定に関する文書	1
電気通信大学	学生の成績評価分布に関する資料	1
電気通信大学	学生の基礎学力・基礎体力等に関する報告書	1
一橋大学	入学試験問題(独語)(平成23年度~平成27年度入試分)	1
一橋大学	本学卒業したと思われる者の卒業年度及び所属学部・学科	1
横浜国立大学	教員の職位及び主な研究概要について	2
横浜国立大学	研究院の奨学寄付金の概要について	2
横浜国立大学	各教員への奨学寄付金の概要について	2
横浜国立大学	外国政府の軍事関係組織から資金提供を受け研究指導を行う実績について	1
横浜国立大学	一部施設改修工事の価格明細について	2
新潟大学	契約実績(物品, 役務等の入札)に関する文書	5
新潟大学	附属中学校入試に関する文書	2
新潟大学	附属小学校の学籍(出席簿)に関する文書	2
長岡技術科学大学	特定の教員の兼業及び受託研究に係る金額、目的及び相手先の名称	1
金沢大学	本学が発注した印刷物に関する文書	5
金沢大学	研究科コース学生の選考に関する文書	1
福井大学	平成26年度奨学寄附金申請一覧(医学部·医学部附属病院分)	1
福井大学	民間の保険会社と契約を締結している損害保険証券の写し	1
山梨大学	動物実験関係	5
信州大学	懲戒処分に関する文書	5
信州大学	医療事故に関する文書	2
信州大学	建物新営工事・機械設備工事に係る予定価格算出内訳明細書・メーカー見積比較表等	1

岐阜大学	実験研究棟新営機械設備 予定価格算出内訳明細書, 単価算出調書等	1
岐阜大学	安全保障技術研究推進制度の申請書類	1
岐阜大学	動物実験に係る委員会の資料,実験計画書及び附属書類等,動物の安楽殺に係る規定	1
岐阜大学	懲戒, 訓告, 厳重注意等に係る審査決定書, 通知書等	1
静岡大学	教員が2010年度から2014年度の5年間で、企業・団体等から受けた寄附の受けた日付、金額、寄附者などが記載された法人文書	1
静岡大学	平成26年度から平成27年度に係る動物実験委員会の書類全て	1
静岡大学	教員がA市で行った調査に係る文書全てとA市との間で交された契約書類, 依頼文書, 双方からの回答書, 報告書等	1
浜松医科大学	各種委員会等における検討及び決定又は了解の内容が記録された文書	1
浜松医科大学	収入に関する文書のうち軽微なもの	1
浜松医科大学	支出に関する文書のうち軽微なもの	1
浜松医科大学	就業管理に関する文書	1
名古屋大学	契約、業者等の選定、入札に係る文書の請求	6
名古屋大学	奨学寄附金に係る文書の請求	3
愛知教育大学	入学試験成績に関する文書	8
愛知教育大学	職員及び学生に対する懲戒又は教育的措置に関する文書	1
名古屋工業大学	役員会に関する文書	2
名古屋工業大学	職員及び学生に対する懲戒等に関する文書	1
名古屋工業大学	共同研究、受託研究、奨学寄附金その他外部資金の受入れに関する文書	2
豊橋技術科学大学	職員及び学生に係る懲戒関係書類(平成26年度及び平成27年度)	1
三重大学	業務委託契約書	1
三重大学	ドクターヘリ等に関する文書	3
三重大学	工事に係る予定価格算出内訳明細書等	2
滋賀大学	学長選考会議の録音テープ、もしくは録音された記録媒体	1
京都大学	物品等の購入状況(品名、購入日、金額、入札の場合は入札結果等)	28
京都大学	大学院等の入学試験に係る合格者最高点・最低点・平均点等	14
京都大学	機械設備工事・建物新営工事に係る予定価格算出内訳明細書等	8
京都大学	寄付金の受け入れに関するもの	7
京都大学	共同研究・受託研究に係る申請書等	6
大阪大学	病院関係 施設基準の各種届出書	12
大阪大学	工事関係文書(予定価格内訳明細書等)	6
大阪大学	奨学寄附金の受入れに関する文書	4
大阪教育大学	委員会で読み上げられた調査記録	1
大阪教育大学	附属学校の職員会議の記録	1
神戸大学	改修工事における見積書、予定価格調書、入札結果、図面、予定価格算出内訳明細書に係る文書	2

神戸大学	保育所の契約相手先との業務委託契約書	2
神戸大学	奨学寄付金の受け入れに関する文書	1
神戸大学	附属中等教育学校で行われた試験問題及び解答例	1
神戸大学	ハラスメント事案における聞き取り調査の書類	1
奈良教育大学	委員会の音声データ及び文章化されたデータ	1
和歌山大学	労働基準監督署の勧告など事例	1
和歌山大学	合計残高試算表	1
鳥取大学	動物実験に関する文書	3
鳥取大学	製薬会社からの寄附金に関する文書	3
鳥取大学	職員の兼業(講師、原稿執筆等)に関する文書	2
島根大学	医学部の寄附金受入状況	2
島根大学	医学部附属病院薬剤師採用試験問題	11
島根大学	学内施設の工事費用及び内訳	2
島根大学	附属中学校の試験問題	1
岡山大学	教員に対する懲戒処分に係る文書	16
岡山大学	契約内容に関する文書	2
岡山大学	研究活動に係る不正行為に関する文書	1
岡山大学	寄付金一覧	1
広島大学	特定教員に関する共同研究、受託研究、奨学寄附金その他外部資金の受入審議資料	13
広島大学	奨学寄附金一覧(医歯薬保健学研究院, 病院, 原爆放射線医科学研究所分)	9
広島大学	特定教員の遺伝子組換え生物等使用実験書	5
広島大学	組換えDNA実験安全委員会議事録	4
山口大学	教育学部附属中学校における入試問題及び模範解答	76
山口大学	動物使用実験に関する文書	6
山口大学	医学部及び医学部附属病院への寄附金に関する文書	4
徳島大学	特定会社との取引における請求書及び納品書	22
徳島大学	特定会社との随意契約に関する決議書	16
徳島大学	動物実験計画書	1
徳島大学	教員による発注の手引き	1
徳島大学	清掃業務の履行金額がわかる書類	1
鳴門教育大学	出勤簿	5
鳴門教育大学	兼業許可に係る文書	5
鳴門教育大学	旅行命令書·出張報告書	4
鳴門教育大学	研究費等に係る支出明細書	3
,		

愛媛大学       出述         高知大学       情         高知大学       平         福岡教育大学       平         加州大学       施         九州大学       入         九州大学       及         九州大学       平         佐賀大学       佐賀大学         佐賀大学       特         佐賀大学       特         佐賀大学       特         佐賀大学       特	寄付金等受入れに関する文書	2 2 12 4 1 3 1 7
高知大学 情	情報公開に関する文書  契約、調達等に関する文書  平成24年度資金繰計画書及び資金運用計画書  平成27年度学長選考会議の全議事録及び資料  平成26年度及び平成27年度における副学長の人数と給与の記載された資料  施設又は設備等に係る予定価格算出内訳明細書等  業務委託入札関係  入学試験問題  政府機関との研究協力契約に関する文書等	12 4 1 3 1
高知大学	契約、調達等に関する文書  平成24年度資金繰計画書及び資金運用計画書  平成27年度学長選考会議の全議事録及び資料  平成26年度及び平成27年度における副学長の人数と給与の記載された資料  施設又は設備等に係る予定価格算出内訳明細書等  業務委託入札関係  入学試験問題  政府機関との研究協力契約に関する文書等	4 1 3 1 7
福岡教育大学	平成24年度資金繰計画書及び資金運用計画書 平成27年度学長選考会議の全議事録及び資料 平成26年度及び平成27年度における副学長の人数と給与の記載された資料 施設又は設備等に係る予定価格算出内訳明細書等 業務委託入札関係 入学試験問題 政府機関との研究協力契約に関する文書等	1 3 1 7
福岡教育大学	平成27年度学長選考会議の全議事録及び資料 平成26年度及び平成27年度における副学長の人数と給与の記載された資料 施設又は設備等に係る予定価格算出内訳明細書等 業務委託入札関係 入学試験問題 政府機関との研究協力契約に関する文書等	3 1 7
福岡教育大学	平成26年度及び平成27年度における副学長の人数と給与の記載された資料施設又は設備等に係る予定価格算出内訳明細書等 業務委託入札関係 入学試験問題 政府機関との研究協力契約に関する文書等	7
九州大学       施         九州大学       大         九州大学       政         九州工業大学       平         佐賀大学       特         佐賀大学       特         佐賀大学       特         佐賀大学       特	施設又は設備等に係る予定価格算出内訳明細書等 業務委託入札関係 入学試験問題 政府機関との研究協力契約に関する文書等	7
九州大学     業       九州大学     入       九州大学     政       九州工業大学     平       佐賀大学     特       佐賀大学     特       佐賀大学     特       佐賀大学     特	業務委託入札関係 入学試験問題 政府機関との研究協力契約に関する文書等	
九州大学       九州大学       九州工業大学       佐賀大学       佐賀大学       佐賀大学       佐賀大学       佐賀大学       佐賀大学       特       佐賀大学       特	入学試験問題 政府機関との研究協力契約に関する文書等	7
九州大学     政       九州工業大学     平       佐賀大学     安       佐賀大学     特       佐賀大学     特       佐賀大学     特       佐賀大学     特	政府機関との研究協力契約に関する文書等	
九州工業大学     平       佐賀大学     奨       佐賀大学     特       佐賀大学     特       佐賀大学     特		3
佐賀大学     奨       佐賀大学     特       佐賀大学     清       佐賀大学     特		3
佐賀大学     特       佐賀大学     清       佐賀大学     特	平成19年6月6日に溝江建設が落札した工事に係る契約書等	1
佐賀大学 清 佐賀大学 特	受学寄附金に係る文書	1
佐賀大学特	特定分野の研究所への外部からの寄付・報酬に係る文書	1
	青掃業務に係る文書	2
長崎大学寄	特定分野の研究所が使用する装置に係る文書	9
	寄附金受入一覧	2
長崎大学 庁	宁舍内清掃業務入札一覧表	1
熊本大学熊	熊本大学学内におけるすべての清掃業務の入札一覧表(平成27年度契約分)	1
熊本大学 20	2014年度分の熊本大学大学院生命科学研究部(教室、寄附講座も含む。保健学科は不要)への寄付金一覧	1
	大分大学工学部知能情報システム工学科において、平成26年度に実施した以下の科目に関する定期試験問題及 び模範解答	1
大分大学	大分大学医学部附属病院におけるUSBメモリ紛失事件に関する情報一切	1
大分大学国	国立大学法人大分大学内におけるすべての清掃業務の入札調書(平成27年度契約分)	1
宮崎大学工	工事関係の予定価格に関する文書	4
宮崎大学動	動物実験に関する文書	1
鹿児島大学	奨学寄附金に関する文書	1
鹿児島大学工	工事予定金額内訳書に関する文書	1
鹿児島大学	奨学寄附金、受託研究、共同研究に関する文書	2
鹿児島大学	兼業依頼に関する文書	1
琉球大学	寄附金の受入れに関する文書	13
琉球大学特	特定教員の受託研究・共同研究に関する文書	9
琉球大学特	特定教員の兼業に関する文書	5
北陸先端科学技術大学院大学		1
人間文化研究機構 科	役務の契約に関する文書	l l

自然科学研究機構	政府調達物件(極紫外光電子分光装置 一式 ほか)等に係る関連文書	6
自然科学研究機構	火災が発生した実験装置のメンテナンス工事の請負契約に関する文書	1
高エネルギー加速器研究機構	財務手続きに関する文書	5
高エネルギー加速器研究機構	施設に関する文書	1
情報・システム研究機構	委員会の会議に関する文書	1
日本司法支援センター	民事法律扶助業務に関する文書	5
日本司法支援センター	国選弁護業務に関する文書	3

# 事例表

開示決定等の期限関係

(資料3~8)

### 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料3)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品の副作用等報告 整理結果通知書」 に関する決裁書類(平成25年度)	H27.8.19	H27.9.18	H27.11.30	73	同時期に大量の開示処理案件が重なり、事務処理 が滞ったため、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品の副作用等報告 整理結果通知書」 に関する決裁書類(平成26年度)	H27.8.19	H27.9.18	H27.11.30	73	同時期に大量の開示処理案件が重なり、事務処理 が滞ったため、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品の副作用 / 感染症症例報告書(2013年度)	H27.8.19	H27.9.18	H27.11.30	73	同時期に大量の開示処理案件が重なり、事務処理 が滞ったため、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機 構	特定の医薬品の副作用 / 感染症症例報告書(2014 年度)	H27.8.19	H27.9.18	H27.11.30	73	同時期に大量の開示処理案件が重なり、事務処理 が滞ったため、期限を超過した。
国立長寿医療研究センター	不適切な支出に関する処分に係る一切の書類	H27.5.11	H27.6.11	H27.11.13	155	担当者の異動に当たり、事案の引継ぎが適切になされず、処理状況を把握していなかったため。
日本スポーツ振興センター	特定業務の契約に関する資料	H27.4.17	H27.5.17	H27.5.18	1	開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早 期に処理できなかったため
日本スポーツ振興セン ター	新国立競技場に関する特定の委員会資料及び議事 録等	H27.6.22	H27.7.22	H27.7.23	1	開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早 期に処理できなかったため
日本スポーツ振興センター	2013年度補正予算の運営交付金の具体的支出内 容等	H27.7.13	H27.8.12	H27.8.13	1	開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早 期に処理できなかったため
日本スポーツ振興センター	新国立競技場に関する特定の委員会資料	H27.7.27	H27.8.26	H27.8.27	1	開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早 期に処理できなかったため

延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	延長後の期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
国立長寿医療研究センター	不適切な支出に関する処分に係る一切 の書類	H27.11.27	H28.1.25	H28.2.5	11	対象文書が膨大であり、かつ年末年始の時期や業務 の集中があったため。
日本スポーツ振興センター	新国立競技場のデザインパース等	H27.7.13	H27.12.19	H28.1.22	34	開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早期 に処理できなかったため。
日本スポーツ振興センター	新国立競技場の技術提案等審査委員 会関連資料	H28.1.6	H28.3.4	H28.3.9	5	開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため早期 に処理できなかったため。
東北大学	ハラスメント問題解決に係り東北大学で制定されている一切の規約、ガイドライン、細則、マニュアル類。	H27.3.24	H27.5.25	H27.6.5	11	本学情報公開・保有個人情報開示請求担当は1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け、対応が間に合わず事務処理が遅延したもの。
東北大学	ハラスメント問題解決のためのガイドラインの改定に関する制度上の根拠がわかる文書 外5件。	H27.3.26	H27.5.27	H27.6.5	9	本学情報公開・保有個人情報開示請求担当は1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け、対応が間に合わず事務処理が遅延したもの。
東北大学	ハラスメント全学防止対策委員会においてリカラスメントに該当」と認定された事案に関する通知と原議書(HP上、懲戒処分として公表されているもの)。	H27.6.30	H27.8.31	H27.9.11	11	本学情報公開・保有個人情報開示請求担当は1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け、対応が間に合わず事務処理が遅延したもの。
東北大学	ハラスメント全学防止対策委員会に係る「ハラスメントに係る懲戒事案の移送 について、「等の通知と原議書(HP上、懲 戒処分として公表されているもの)。	H27.6.30	H27.8.31	H27.9.11	11	本学情報公開・保有個人情報開示請求担当は1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け、対応が間に合わず事務処理が遅延したもの。
東北大学	東北大学附属図書館「メインフロア団体 利用」の申請手続および利用に係る内 規類 外1件。	H27.7.3	H27.9.1	H27.9.11	10	本学情報公開・保有個人情報開示請求担当は1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な人試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け、対応が間に合わず事務処理が遅延したもの。
東北大学	懲戒処分(処分日:特定日A付け)に係 り東北大学で作成された通知と原議 書。	H27.7.7	H27.9.7	H27.9.11	4	本学情報公開・保有個人情報開示請求担当は1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け、対応が間に合わず事務処理が遅延したもの。
東北大学	懲戒処分(処分日:特定日B付け)に係 り東北大学で作成された通知と原議 書。	H27.7.7	H27.9.7	H27.9.11	4	本学情報公開・保有個人情報開示請求担当は1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け、対応が間に合わず事務処理が遅延したもの。
東北大学	ハラスメント問題解決の手段の1つである「必要な措置」ないしそれに類する実際の手続に係る文書。	H27.8.7	H27.10.6	H27.10.9	3	本学情報公開・保有個人情報開示請求担当は1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け、対応が間に合わず事務処理が遅延したもの。

## 〇 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料5)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
日本スポーツ振興センター	内閣府政府調達苦情処理対策室に提出された資料	H26.12.26	H27.3.31	H27.6.29		同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が 多忙となり、開示・不開示の判断及び審査に想定 よりも時間を要したため。
日本スポーツ振興セン ター	特定業者との契約にかかる成果物等	H27.9.18	H28.1.17	H28.1.18		開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため 早期に処理できなかったため
日本スポーツ振興セン ター	新国立競技場の工事概要図	H27.10.16	H27.12.15	H27.12.16		開示決定期限日の判断を誤り、業務多忙のため 早期に処理できなかったため
	医学部附属病院の過去5年間の厚生労働科学研究費補助金に係る収支簿、交付申請書	H27.3.12	H27.5.29	H27.7.17		対象文書の枚数が大量となり、文書の抽出、不 開示箇所の検討などに時間を要したため

## 〇 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日を超過しているもの(資料6)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	期限	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由	備考
日本スポーツ振興センター	新国立競技場に関する特定の委員会資料 及び議事録等	H26.5.29	H26.6.28	642	同時期に多数の開示請求がなされ、所管 業務が多忙となり、開示決定等の処理を 開始するまでに時間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	新国立競技場の基本設計について、最新 単価で計算された概算工事費等	H26.5.29	H26.6.28	642	同時期に多数の開示請求がなされ、所管 業務が多忙となり、開示決定等の処理を 開始するまでに時間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	風致地区条例の許可に関して、既に伐採 移植済みとされた樹木の「樹種・幹周・樹 高・枝張」が示されたリスト	H26.8.6	H26.9.5	573	同時期に多数の開示請求がなされ、所管 業務が多忙となり、開示決定等の処理を 開始するまでに時間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	新国立競技場に関する報告書	H26.12.5	H27.1.4	452	同時期に多数の開示請求がなされ、所管 業務が多忙となり、開示決定等の処理を 開始するまでに時間を要しているため	

### ○ 延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限を超過しているもの(資料7)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに決定されなかった理由	備考
日本スポーツ振興センター	新国立競技場の建設について、業者と の契約内容をめぐる全文書	H27.7.15	H27.9.13		同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の時点での新国立競技場の総工費の内訳がわかる書面	H27.7.17	H27.9.15		同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の時点での新国立競技場の総工費の内訳がわかる書面	H27.7.17	H27.9.15		同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の時点での新国立競技場の総工費の内訳がわかる書面	H27.7.17	H27.9.15		同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	

### 〇 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示請求者に通知した期限を超過しているもの(資料8)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	通知した期限	超過日数	期限までに決定されなかった理由	備考
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2004年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、 追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加枚数、手数料について連絡、開示請求者からの回答 待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2005年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、 追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加枚数、手数料について連絡、開示請求者からの回答 待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2006年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、 追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加枚数、手数料について連絡、開示請求者からの回答 待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2007年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、 追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加枚数、手数料について連絡、開示請求者からの回答 待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2008年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、 追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加枚数、手数料について連絡、開示請求者からの回答 待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2009年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、 追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加枚数、手数料について連絡、開示請求者からの回答 待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2010年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加枚数、手数料について連絡、開示請求者からの回答待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2011年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、 追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加校 数、手数料について連絡、開示請求者からの回答 待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2012年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加枚数、手数料について連絡、開示請求者からの回答待ちのまま期限を超過した。	
医薬品医療機器総合機 構	特定の医療機器・報告年度の医薬品医療機器総合機構に報告された医療機器不具合・感染症症例報告書(2013年度報告分)	H26.9.12	H27.8.31	213	開示決定通知後に文書が不足していたことが判明。第三者に関する情報が含まれていることから、 追加で意見照会をおこない、開示請求者へ追加校 数、手数料について連絡、開示請求者からの回答 待ちのまま期限を超過した。	
日本スポーツ振興センター	新国立競技場デザインコンクールに係 る資料	H25.11.11	H26.3.31	731	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	新国立競技場基本設計に係る契約書 類等	H26.4.17	H26.7.31	609	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の業者との契約書類等	H26.4.17	H26.7.31	609	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	自動販売機設置に関する契約書類等	H26.4.17	H26.7.31	609	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	新国立競技場建設費の見込みの積算 資料	H26.4.17	H26.7.31	609	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	新国立競技場完成後の収入、支出見 込みの積算資料	H26.4.17	H26.7.31	609	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	新国立競技場の芝への日照について の調査結果	H26.4.17	H26.7.31	609	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興セン ター	特定の業務の調達仕様書、契約書、成 果物等	H26.7.1	H26.11.28	489	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	

日本スポーツ振興センター	特定の業務の調達仕様書、契約書、成 果物等	H26.7.1	H26.11.28	489	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の業務の調達仕様書、契約書、成果物等	H26.7.1	H26.11.28	489	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の業務の調達仕様書、契約書、成果物等	H26.7.1	H26.11.28	489	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の業務の調達仕様書、契約書、成果物等	H26.7.1	H26.11.28	489	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の業務の調達仕様書、契約書、成 果物等	H26.7.1	H26.11.28	489	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の業務の調達仕様書、契約書、成果物等	H26.7.1	H26.11.28	489	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	国立霞ヶ丘陸上競技場等とりこわし工 事(北工区)についての調達関連資料	H26.10.7	H27.2.27	398	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	国立霞ヶ丘陸上競技場等とりこわし工 事(南工区)についての調達関連資料	H26.10.7	H27.2.27	398	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	内閣府の政府調達苦情検討委員会に おける特定の入札手続の検討に関する 文書	H26.10.14	H27.3.16	381	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	
日本スポーツ振興センター	特定の業者との会議議事録、書類によ る通告、連絡などすべての資料	H27.6.16	H27.12.21	101	同時期に多数の開示請求がなされ、所管業務が多 忙となり、開示決定等の処理を開始するまでに時 間を要しているため	

# 事例表

## 期限の特例規定適用事案関係

(資料9)

## ○ 期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したもの(資料9)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
医薬品医療機器総合機構	特定医薬品の承認審査時の照会事項回 答書	H26.11.28	H27.11.30	367	同時期に大量の開示処理案件が重なり、事務 処理が滞ったため、期限を超過した。
医薬品医療機器総合機構	特定医薬品の承認審査時の照会事項回 答書	H26.11.28	H27.11.30	367	同時期に大量の開示処理案件が重なり、事務 処理が滞ったため、期限を超過した。

# 事例表

## 異議申立て事案の処理日数関係

(資料10~12)

今年度に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから諮問までに90日超を要したもの(資料10)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
国立精神・神経医療研究 センター	精神医療セミナーに係る法人文書	H26.11.18	H27.10.9	325	原告からの異議申し立てを受け取った年月日は 平成26年11月18日であるが、この時期は、当セン ターでは翌年の平成27年4月1日の独立行政法人 から国立研究開発法人への法人格の移行の時期 であり、法人文書開示担当課である総務課は、総 務課長以下課全体を始め事務部門全体で規程・ 要領の改正を始めとした様々な改正、医療機関と しての届出変更、職員の身分変更等、また、平成 27年4月1日以降も国立研究開発法人設立後に発 1の処理などに忙殺された時期であり、そのた め、異議申し立てに係る諮問が遅れたものであ る。
日本年金機構	疑義照会・指示依頼の不開示理由に 対する異議	H25.11.13	H27.11.6	723	所管業務が著し〈繁忙であったため。〈担当部署の所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務まで担当してしたため。〉
日本年金機構	年金相談マニュアルの特定個人を識別する部分の不開示理由に対する異 議	H25.12.13	H27.6.29	563	所管業務が著し〈繁忙であったため。(担当部署の所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務まで担当していたため。)
日本年金機構	特定県の障害認定医名簿不開示に対 する異議	H26.2.3	H27.4.6	427	所管業務が著し〈繁忙であったため。(担当部署の所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務まで担当していたため。)
日本年金機構	業務処理マニュアルの特定個人を識別する部分の不開示理由に対する異 議	H26.2.10	H27.7.22	527	所管業務が著し〈繁忙であったため。(担当部署の所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務まで担当していたため。)
日本年金機構	業務処理マニュアル改訂版の特定個 人を識別する部分の不開示理由に対 する異議	H26.2.10	H27.8.31	567	所管業務が著し〈繁忙であったため。(担当部署の所管業務が著し〈繁忙であったため。(担当部署の所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務まで担当していたため。)
日本年金機構	開示決定した文書(開示請求の要領) の特定誤りに対する異議	H26.5.19	H27.9.25	494	所管業務が著し〈繁忙であったため。(担当部署の所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務まで担当していたため。)
日本年金機構	全国認定医会議の議事録(意見交換部分)の不開示に対する異議	H27.5.15	H28.2.12	273	所管業務が著し〈繁忙であったため。(担当部署の所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務まで担当していたため。)
東北大学	特定教員が行った研修等に関する文 書等の一部開示決定に関する件	H26.7.25	H27.8.4	375	異議申立て担当者は,本学情報公開、保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において,保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除()を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず,異議申立ての事務処理が遅延したもの。
東北大学	特定日付け懲戒処分に係る文書の一 部開示決定に関する件	H26.9.19	H27.8.4	319	異議申立て担当者は、本学情報公開・保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず、異議申立ての事務処理が遅延したもの。
東北大学	ハラスメントの防止等に関する規程等の開示決定に関する件(文書の特定)	H26.9.19	H27.6.26	280	異議申立て担当者は,本学情報公開・保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において,保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除()を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず,異議申立ての事務処理が遅延したもの。

東北大学	「調停の合意文書(確認書)」の一部開示決定に関する件	H27.3.5	H27.6.26	113	異議申立て担当者は,本学情報公開・保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において,保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず,異議申立ての事務処理が遅延したもの。
東北大学	特定事件番号の答申に記載のハラス メント事案について公表した文書の不 開示決定(存否応答拒否)に関する件	H27.3.4	H27.8.4		異議申立て担当者は、本学情報公開・保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず、異議申立ての事務処理が遅延したもの。
東北大学	特定事件番号の答申に記載のハラス メント事案について公表した文書の不 開示決定(存否応答拒否)に関する件	H27.3.4	H27.8.4	153	異議申立て担当者は、本学情報公開・保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず、異議申立ての事務処理が遅延したもの。
岡山大学	教員による停職処分停止仮処分申立 に対する裁判所の決定に係る法人文 書の一部開示決定に対し、特定文書 が不十分であると異議申立てがあった 件	H27.9.16	H27.12.21	96	関係者への確認等,再度調査に3ヶ月を要したため
広島大学	特定年度の特定年報に係る作成依頼 等に関する文書等の不開示決定に関 する件(争訟に関する情報として全部 不開示としたことに対する異議申立て)	H27.1.27	H27.6.23	147	開示することによる影響などを,関係者等に確認するなど,検討に時間を要したため。
広島大学	特定年度の特定要覧に係る作成依頼 等に関する文書等の不開示決定に関 する件(争訟に関する情報として全部 不開示としたことに対する異議申立て)	H27.1.27	H27.6.23	147	開示することによる影響などを,関係者等に確認するなど,検討に時間を要したため。

## 〇 調査日現在、審査会への諮問の準備中等の事案のうち、異議申立てを受けてから既に90日超を経過しているもの(資料11)

独立行政法人等名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情	備考
日本スポーツ振興センター	国立競技場の建て替えについて、文 部科学省に提出した建設費の試算	H26.1.24	797	同時期に多数の開示請求がなされ、事務 処理が遅延しているため	
日本スポーツ振興センター	新国立競技場関連敷地、建築敷地が 決まった経緯がわかる書類	H26.4.2	729	同時期に多数の開示請求がなされ、事務 処理が遅延しているため	
放送大学学園	単位認定試験の問題及び模範解答	H27.12.29	144	先例答申もなく、開示することによる影響 など検討が必要なため	
放送大学学園	新聞報道に関する学園が所有する法 人文書について	H28.2.1	111	先例答申もなく、開示することによる影響 など検討が必要なため	
東北大学	附属図書館研究個室利用に係る鍵 の貸出簿等に関する件	H27.6.26	279	異議申立て担当者は、本学情報公開・ 保有個人情報開示請求担当を1名で担当 しており、またその他業務も兼務している 状況において、保有個人情報開示請求 (定型的な判断が可能な入試成績の開示 請求を除く)を中心とした開示請求を断続 的に受け対応が間に合わず、異議申立 ての事務処理が遅延したもの。	
東北大学	懲戒処分(処分日:特定日C付け)に 係る文書に関する件。	H27.11.5	147	異議申立て担当者は、本学情報公開・保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず、異議申立ての事務処理が遅延したもの。	

## ○ 今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けてから決定までに60日超を要したもの(資料12)

独立行政法人等名	件名	答申年月日	決定日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
医薬品医療機器総合	「加水分解コムギ末を含有する医薬部外品・化粧品の使用上の注意事項等について」に基づく事前協議から配布等完了報告までの過程において機構が厚生労働省から連絡を受けた文書等の一部開示決定に関する件(文書の特定)	H26.11.13	H28.3.30	502	H26.11.13答申を受け、更に本件請求文書に該当するものの有無を再調査することとなったが、当該請求文書を特定するための調査対象が大量であり、調査対象の抽出及び抽出にかかる事務手続き等に時間を要し、また抽出後の文書につき答申に基づき個別具体的な開示・不開示を決定するには相当程度の時間を要したため。
	特許電子図書館における産業財産権 情報の提供サービス事業契約書等の 一部開示決定に関する件 (平成26年(独情)諮問第42号)	H27.9.17	H28.2.2	138	・開示請求に係る文書を保有する担当の業務が 産業財産権情報の対外提供用システム構成に係 る調査事業の調達作業及び当該事業の立ち上げ 等者しく繁忙であったため。 ・答申後、第3者に対する連絡、意見確認をする に当たり、当該法人との調整に時間を要したた め。
日本年金機構	平成25年(独情)答申第2号 日本年金機構の全組織の連絡先が 記載された文書の一部開示決定に関 する件	H26.5.15	H28.1.21	616	所管業務が著しく繁忙であったため。また、原処分は妥当とされたものの、一部対象文書の特定を やり直すべきとの答申であり、対応方針の検討に 時間を要したため。
日本年金機構	平成26年度(独情)答申第63号 特定個人の未支給請求に係る文書の 不開示決定(存否応答拒否)に関する 件	H27.3.6	H27.9.25	203	所管業務が著しく繁忙であったため。また、原処分は妥当とされたものの、独個法に基づく開示請求を案内すべしという付言について、対応方針の検討に時間を要したため。
東北大学	ハラスメントの防止等に関する規程等の開示決定に関する件(文書の特定) (平成27年度(独情)答申第47号)	H27.9.30	H27.12.25	86	異議申立て担当者は、本学情報公開・保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず、異議申立ての事務処理が遅延したもの。
東北大学	「調停の合意文書(確認書)」の一部 開示決定に関する件(平成27年度 (独情)答申第48号)	H27.9.30	H27.12.25	86	異議申立て担当者は、本学情報公開・保有個人情報開示請求担当を1名で担当しており、またその他業務も兼務している状況において、保有個人情報開示請求(定型的な判断が可能な入試成績の開示請求を除く)を中心とした開示請求を断続的に受け対応が間に合わず、異議申立ての事務処理が遅延したもの。

# 事例表

情報公開に関する訴訟に係る判決の概要 (資料13)

### 〇 情報公開に関する訴訟に係る判決の概要(資料13)

## <第一審>

独立行政法人等名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
国際協力機構	東京地裁	H27.7.17	〈文書不開示決定処分取消請求事件〉 専門家の評価に係る文書について、法第14条第4号 及び同条第5号により不開示とした処分の取消しを 求めたもの。	棄却	
日本政策金融公庫	大阪地裁	H28.2.12	公庫被告事件の地裁判決書について、法第5条第1号、第2号により一部不開示とした処分の取り消しを求めたもの。	一部却下、 その余は棄 却	
東京大学	東京地裁	H28.1.15	文書不開示処分取消及び文書開示処分給付請求事件	棄却	

### <控訴審>

独立行政法人等名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
国際協力機構	東京高裁	2015.12.3	〈文書不開示決定処分取消請求事件〉 専門家の評価に係る文書について、法第14条第4号 及び同条第6号により不開示とした処分の取消しを 求めたもの。	棄却	

### <上告審>

独立行政法人等名	裁判所	判決年月日	事件の概要	判決区分	備考
農業·食品産業技術総合研究機 構	最高裁	H27.11.27	く法人文書不開示処分取り消し請求・控訴事件>ディフェンシン遺伝子を導入した組換えイネの実験に関する文書の開示請求について、一部の文書について部分開示又は全部不開示とする旨の決定をしたところ、法人等情報公開法の解釈を誤った違法なものであるとし、取消をもとめたものについて、請求が棄却されたため、控訴人がこれを不服として控訴をしたが、控訴棄却により不服として上告した。	棄却	